

平成27年 第3回定例会

摂津市議会会議録

平成27年9月 7日 開会
平成27年9月29日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成 27 年第 3 回定例会

○9 月 7 日（第 1 日）

出席議員、地方自治法第 121 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程 1 会期の決定	1- 3
日程 2 報告第 7 号	1- 3
報告（総務部長）	
日程 3 認定第 1 号～認定第 8 号、議案第 54 号～議案第 56 号、 議案第 58 号～議案第 61 号	1- 4
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、 生活環境部長、次世代育成部長、市長公室長）	
質疑（安藤薫議員、森西正議員、野口博議員）	
委員会付託	
日程 4 議案第 57 号	1-30
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
休会の決定	1-30
散会の宣告	1-30

○9 月 24 日（第 2 日）

出席議員、地方自治法第 121 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程 1 一般質問	
木村勝彦議員	2- 3
水谷毅議員	2- 8
藤浦雅彦議員	2-14
福住礼子議員	2-20
野口博議員	2-25

市来賢太郎議員	2-38
村上英明議員	2-44
東久美子議員	2-48
嶋野浩一朗議員	2-57
中川嘉彦議員	2-68
休会の決定	2-71
延会の宣告	2-71

○9月25日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
上村高義議員	3-3
大澤千恵子議員	3-6
弘豊議員	3-15
増永和起議員	3-24
森西正議員	3-30
南野直司議員	3-37
日程2 議案第54号～議案第55号、議案第58号～議案第61号	3-41
委員長報告（総務常任委員長・建設常任委員長・文教常任委員長 民生常任委員長、駅前等再開発特別委員長）	
討論（安藤薫議員）	
採決	
日程3 議案第62号	3-43
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程4 議会議案第12号	3-45
提案理由の説明（嶋野浩一朗議員）	
日程5 議会議案第13号	3-46
討論（弘豊議員）	
採決	
散会の宣告	3-47

○9月28日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	4- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	4- 2
開議の宣告	4- 3
会議録署名議員の指名	4- 3
日程1 議席の一部変更の件	4- 3
日程2 議長辞職許可の件	4- 3
採決	
議長辞職の挨拶（渡辺慎吾議員）	
日程3 議選第1号	4- 3
選挙	
議長就任の挨拶（南野直司議員）	
日程4 副議長辞職許可の件	4- 4
採決	
副議長辞職の挨拶（山崎雅数議員）	
日程5 議選第2号	4- 5
選挙	
副議長就任の挨拶（大澤千恵子議員）	
日程6 議案第63号	4- 5
提案理由の説明（市長）	
採決	
延会の宣告	4- 6

○9月29日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	5- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	5- 2
開議の宣告	5- 3
会議録署名議員の指名	5- 3
日程1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程2 総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議の件	5- 3
採決	
日程3 特別委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程4 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5- 3
閉会中の調査に決定	
閉会の宣告	5- 3

☆添付資料

審議日程	-----	資料-	1
議案付託表	-----	資料-	2
一般質問要旨	-----	資料-	3
選任名簿	-----	資料-	6
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	-----	資料-	7
議決結果一覧	-----	資料-	8

摂津市議会会議録

平成27年9月7日

(第1日)

平成27年第3回摂津市議会定例会会議録

平成27年9月 7日(月曜日)
午前 9時59分 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (21名)

1 番	上 村 高 義	2 番	木 村 勝 彦
3 番	森 西 正	4 番	福 住 礼 子
5 番	藤 浦 雅 彦	6 番	村 上 英 明
7 番	三 好 義 治	8 番	東 久美子
9 番	市 来 賢太郎	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	増 永 和 起	12 番	弘 豊
13 番	山 崎 雅 数	14 番	水 谷 毅
15 番	南 野 直 司	16 番	渡 辺 慎 吾
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	大 澤 千恵子
19 番	野 原 修	20 番	安 藤 薫
21 番	野 口 博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	教 育 長	箸尾谷 知 也
市 長 公 室 長	乾 富 治	総 務 部 長	杉 本 正 彦
生 活 環 境 部 長	登 阪 弘	生 活 環 境 部 理 事	北 野 人 士
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	島 田 治
都 市 整 備 部 長	吉 田 和 生	土 木 下 水 道 部 長	山 口 繁
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	山 本 和 憲	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前 馬 晋 策
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部 長	宮 部 善 隆	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	井 口 久 和
水 道 部 長	渡 辺 勝 彦	消 防 長	樋 上 繁 昭
会 計 管 理 者	牛 渡 長 子		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤 井 智 哉	事 務 局 次 長	橋 本 英 樹
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-------|-----|---|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, | 報 告 第 | 7 号 | 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件 |
| 3, | 認 定 第 | 1 号 | 平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 2 号 | 平成26年度摂津市水道事業会計決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 3 号 | 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 4 号 | 平成26年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 5 号 | 平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 6 号 | 平成26年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 7 号 | 平成26年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 8 号 | 平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 議 案 第 | 54号 | 平成27年度摂津市一般会計補正予算（第2号） |
| | 議 案 第 | 55号 | 平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議 案 第 | 56号 | 平成26年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件 |
| | 議 案 第 | 58号 | 財産の無償譲渡の件 |
| | 議 案 第 | 59号 | 摂津市職員の再任用に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 60号 | 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 61号 | 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 4, | 議 案 第 | 57号 | 工事請負契約締結の件 |

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程4まで

(午前9時59分 開会)

○渡辺慎吾議長 ただいまから平成27年第3回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成27年の第3回定例市議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、認定案件といたしまして、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件ほか7件、予算案件といたしまして、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第2号)ほか1件、その他案件といたしまして、平成26年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件ほか2件、条例案件といたしまして、摂津市職員の再任用に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか2件、合計17件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶といたします。

○渡辺慎吾議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び福住議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月29日までの23日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、報告第7号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 報告第7号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容を報告いたします。

なお、各指標の算定方法等については、報告第7号議案参考資料1ページ、2ページ及び平成26年度決算概要36ページから39ページをご参照ください。

まず、1健全化判断比率中、実質赤字比率については、実質赤字額がないためバー表記となっています。その内容は、一般会計の実質収支が2億8,783万円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支はゼロ円で、合計額2億8,783万円の黒字となっています。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準12.59%、財政再生基準20%となっています。

次に、連結実質赤字比率についても、連結実質赤字額がないためバー表記になっています。その内容は、水道事業会計の資金剰余金が28億8,180万4,000円、公共下水道事業特別会計の実質収支が990万4,000円の黒字、国民健康保険特別会計の実質収支が9,873万4,000円の赤字、介護保険特別会計の実質収支が1億3,608万5,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が3,624万2,000円の黒字、合計32億5,313万1,000円の黒字となっています。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準17.59%、財政再生基

準30%となっています。

次に、実質公債費比率については、前年度に比べ1.0ポイント改善し、6.3%となりました。この指標は、過去3か年の平均値で算出するものですが、単年度の数値で見ますと、前年度に比べ1.1ポイント改善の5.4%となっています。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準25%、財政再生基準35%となっています。

次に、将来負担比率については、将来負担額がないためバー表記になっています。この原因は、一般会計及び公共下水道事業特別会計において、地方債現在高が減少したことなどによるものです。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準350%となっています。

次に、2資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足額がないためバー表記になっています。その内容は、水道事業会計では、流動負債が8億5,982万7,000円に対し、流動資産が37億4,163万1,000円で、28億8,180万4,000円の資金剰余となっています。

公共下水道事業特別会計については、実質収支990万4,000円の黒字であり、そのため、資金不足比率の算定結果はバー表記となっています。なお、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準20%となっています。

平成26年度決算に基づき算出しました各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未満となりました。

以上、報告第7号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 報告が終わり、質疑があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程3、認定第1号など15件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 認定第1号、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件について、その内容を説明させていただきます。

まず、本市の平成26年度決算の概要について申し上げます。

歳入では、市税収入において、個人市民税及び法人市民税ともに増加したものの、市たばこ税の減収により、市税全体として前年度より減少しています。

一方、歳出では、扶助費や各医療特別会計への繰出金など、社会保障関連経費が前年度に引き続き増加しています。

財政指標は、経常収支比率が1.0ポイント悪化の99.7%となっています。これは、比率を求める計算式で分母となる経常一般財源総額が減少するとともに、扶助費等の増により分子である経常経費充当一般財源総額が増加したことによります。今後、本格化する高齢化社会による社会保障経費の増加に機動的に対応できるよう、さらなる行財政改革を推進し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

それでは、平成26年度一般会計決算についてご説明申し上げます。

決算概要4ページをご覧ください。

当初予算額333億4,411万5,000円に対し、13億1,603万4,000円を増額補正し、前年度繰越事業費12億6,200万1,200円を合わせま

して、予算現額は359億2,215万200円となりました。

まず、歳入決算につきましては、調定額349億8,894万877円に対し、収入済額342億6,837万8,568円で、収入率97.9%です。

次に、6ページをご覧ください。

歳出決算ですが、予算現額359億2,215万200円に対し、支出済額337億7,005万7,451円で、執行率は94.0%となっております。形式収支は4億9,832万1,117円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は2億8,783万117円となりました。

11ページをご覧ください。

自主財源が207億9,288万7,898円、60.7%、依存財源が134億7,549万670円、39.3%となっています。構成比率の上位は、市税が50.7%、国庫支出金が16.0%、市債が9.7%、府支出金が7.4%などとなっています。

次に、歳出ですが、15ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費は183億8,428万8,170円となっており、歳出全体に占める割合は54.4%です。

普通建設事業費は21億5,317万4,892円で6.4%となっており、その他の経費では、物件費が58億8,563万5,110円で17.4%などとなっています。

それでは、決算書に従いまして、その主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、各歳入金額につきましては、収入済額でご説明申し上げます。

10ページ、款1市税は173億7,3

76万5,903円、前年度に比べ1.9%、3億3,615万1,142円の減額となっています。

項1市民税は63億4,231万5,207円、前年度に比べ8.9%、5億1,695万7,534円の増額です。

項2固定資産税は85億8,285万4,679円、前年度に比べ0.2%、2,045万160円の増額です。

項3軽自動車税は8,803万6,036円、前年度に比べ3.1%、262万8,515円の増額です。

項4市たばこ税は7億6,722万9,995円、前年度に比べ53.5%、8億8,117万4,983円の減額です。

項5都市計画税は15億9,332万9,986円、前年度に比べ0.3%、498万7,632円の増額です。

なお、市税の徴収率は96.4%で、前年度に比べ0.6ポイント改善しています。また、不納欠損額については4,132万4,233円となっています。

款2地方譲与税は1億4,402万9,001円、前年度に比べ4%、596万7,999円の減額となっています。

項1地方揮発油譲与税は4,312万7,000円、前年度に比べ5.9%、270万円の減額です。

項2自動車重量譲与税は1億90万2,000円、前年度に比べ3.1%、326万8,000円の減額です。

款3利子割交付金は4,346万4,000円、前年度に比べ2.3%、101万6,000円の減額となっています。

款4配当割交付金は1億1,739万2,000円で、前年度に比べ81.5%、5,270万6,000円の増額となっています。

款5株式等譲渡所得割交付金は6,187万円で、前年度に比べ37.7%、3,748万6,000円の減額となっています。

款6地方消費税交付金は11億3,695万円、前年度に比べ19.4%、1億8,494万6,000円の増額となっています。

款7ゴルフ場利用税交付金は164万1,180円、前年度に比べ5.2%、8万1,188円の増額となっています。

款8自動車取得税交付金は3,534万6,000円、前年度に比べ52.1%、3,844万2,000円の減額となっています。

款9地方特例交付金は7,618万円、前年度に比べ12.4%、1,081万3,000円の減額となっています。

款10地方交付税は5億714万7,000円、前年度に比べ0.2%、118万8,000円の増額となっています。

款11交通安全対策特別交付金は1,295万円、前年度に比べ12.7%、188万5,000円の減額となっています。

款12分担金及び負担金は8億4,705万1,591円、前年度に比べ22.3%、2億4,288万5,820円の減額となっています。

12ページ、款13使用料及び手数料は5億9,681万3,034円、前年度に比べ2.5%、1,523万3,433円の減額となっています。

項1使用料は4億6,921万4,792円、前年度に比べ2.8%、1,332万127円の減額です。

項2手数料は1億2,759万8,242円、前年度に比べ1.5%、191万3,306円の減額です。

款14国庫支出金は54億9,847万6,953円、前年度に比べ5.8%、3億304万727円の増額となっています。

項1国庫負担金は45億3,321万8,572円、前年度に比べ4%、1億7,490万2,594円の増額です。

項2国庫補助金は9億921万8,000円、前年度に比べ16.1%、1億2,604万9,000円の増額です。

項3委託金は5,604万381円、前年度に比べ3.9%、208万9,133円の増額です。

款15府支出金は25億3,184万4,536円、前年度に比べ18.5%、3億9,478万4,656円の増額となっています。

項1府負担金は12億7,153万553円、前年度に比べ10.5%、1億2,097万5,120円の増額です。

項2府補助金は11億1,023万2,310円、前年度に比べ29.8%、2億5,510万3,135円の増額です。

項3委託金は1億5,008万1,673円、前年度に比べ14.2%、1,870万6,401円の増額です。

款16財産収入は4億861万3,474円、前年度に比べ1,337.1%、3億8,018万1,020円の増額となっています。

項1財産運用収入は2,777万7,707円、前年度に比べ1.8%、50万5,106円の減額です。

項2財産売払収入は3億8,083万5,767円、前年度に比べ3億8,068万6,126円の増額です。

款17寄附金は1,017万4,414円、前年度に比べ53.8%、355万8,970円の増額となっています。

款18繰入金は6,191万8,957円、前年度に比べ16.5%、1,225万9,016円の減額となっています。

項1特別会計繰入金は3,790万326円、前年度に比べ33.6%、953万4,994円の増額です。

項2基金繰入金は2,401万8,631円、前年度に比べ47.6%、2,179万4,010円の減額です。

款19諸収入は、7億4,343万2,976円、前年度に比べ20.6%、1億9,273万3,064円の減額となっています。

項1延滞金、加算金及び過料は7,295万1,562円、前年度に比べ25.7%、1,489万5,374円の増額です。

項2市預金利子は10万5,698円、前年度に比べ20.5%、2万7,298円の減額です。

項3貸付金元利収入は1億2,835万9,185円、前年度に比べ4.6%、560万238円の増額です。

項4雑入は5億4,201万6,531円、前年度に比べ28.2%、2億1,320万1,378円の減額です。

款20市債は33億820万円、前年度に比べ20.9%、5億7,110万円の増額となっています。

款21繰越金は7億5,111万7,549円、前年度に比べ6.2%、4,967万1,752円の減額となっています。

続いて、歳出ですが、各歳出金額につきましては支出済額で説明いたします。

16ページ、款1議会費は3億2,578万181円、執行率は97.3%となっています。

款2総務費は36億564万7,084

円、執行率は83.3%となっています。

項1総務管理費は29億2,443万2,493円です。その主な内容は、広報、人事、会計管理、電子計算事務、庁舎等の財産管理、自治振興、コミュニティプラザに係る経費です。

項2徴税费は4億1,064万2,093円となっており、税務事務に係る経費です。

項3戸籍住民基本台帳費は1億6,087万5,333円となっており、戸籍関係などに係る経費です。

項4選挙費は4,910万5,937円となっており、府議会議員選挙事業及び衆議院議員総選挙事業に係る経費です。

項5統計調査費は2,976万9,060円となっており、各種基幹統計調査に係る経費です。

項6監査委員費は3,082万2,168円となっており、監査事務に係る経費です。

款3民生費は143億8,512万4,775円、執行率は97.0%となっています。

項1社会福祉費は54億5,215万4,447円です。その主な内容は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金などです。

項2児童福祉費は57億5,987万3,292円となっており、保育所の管理運営に係る経費などを執行しています。

項3生活保護費は29億9,600万2,405円です。

項4生活文化費は1億7,709万4,631円です。その主な内容は、摂津市施設管理公社委託料や文化ホールなどの施設に係る管理経費などです。

項5災害救助費は、当該年度中に市域に

において救助を必要とするような災害が発生しなかったため、執行していません。

款4衛生費は22億4,534万1,491円、執行率は94.1%となっています。

項1保健衛生費は8億5,263万244円です。その主な内容は、保健センターや葬儀会館の業務委託料、各種健診や予防接種費用などを執行しています。

項2清掃費は13億9,271万1,247円です。その主な内容は、ごみの収集や処理に係る経費、リサイクルプラザ及び環境センターの維持管理経費です。

款5農林水産業費は、8,646万3,110円、執行率は92.7%となっています。その主な内容は、農業振興に係る事務経費並びに農業水路のポンプ場維持管理経費などです。

款6商工費は3億2,484万327円、執行率は60.8%となっています。その主な内容は、地域商工業の活性化に関する経費です。

款7土木費は37億6,254万2,882円、執行率は96.4%となっています。

項1土木管理費は26億7,164万5,363円です。その主な内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金、自転車・自動車駐車場管理関係経費のほか、交通安全推進経費です。

項2道路橋りょう費は3億3,446万2,817円です。その主な内容は、道路維持補修工事、道路改良工事などです。

項3水路費は1億1,279万795円です。その主な内容は、ポンプ場の維持管理経費などです。

項4都市計画費は6億560万9,668円です。その主な内容は、公園維持管理

に係る経費などです。

項5住宅費は3,803万4,239円です。その主な内容は、市営住宅の維持管理に係る経費です。

款8消防費は9億2,097万5,330円、執行率は96.3%となっています。その主な内容は、消防活動、救急救助活動、予防活動に係る経費のほか、消防団に係る経費などです。

18ページ、款9教育費は34億8,864万4,906円、執行率は89.3%となっています。

項1教育総務費は5億1,758万1,782円です。その主な内容は、学校の安全対策事業や教育センターの教育相談事業のほか、学校教育充実のための各種事業に係る経費などです。

項2小学校費は11億7,873万1,604円となっています。その主な内容は、耐震補強工事のほか、小学校運営に係る経費です。

項3中学校費は8億5,929万2,840円です。その主な内容は、耐震補強工事のほか、中学校運営に係る経費です。

項4幼稚園費は2億4,103万3,595円です。その主な内容は、幼稚園運営に係る経費です。

項5社会教育費は3億8,023万6,469円です。その主な内容は、摂津音楽祭、こどもフェスティバル等の各種行事のほか、学童保育、公民館の管理運営経費です。

項6図書館費は1億5,108万7,405円となっており、市民図書館及び鳥飼図書センターなどに係る管理運営経費です。

項7保健体育費は1億6,068万1,211円です。その主な内容は、市長杯総合スポーツ大会に係る経費のほか、地区市

民体育祭に係る補助金、体育施設の管理運営経費などです。

款10公債費は46億2,469万7,365円、執行率は99.9%となっています。

款11諸支出金については執行いたしておりません。

款12予備費につきましては、当初予算3,000万円に対して861万4,412円の充当額となっています。その主な内容は、損害賠償請求事件に係る弁護士費用や防災活動の増加による時間外勤務手当などです。

以上、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第4号、平成26年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

特別会計歳入歳出決算書37ページ以降をご参照願います。

当会計の平成26年度の決算といたしましては、歳入16億8,818万21円、歳出2億2,910万592円となり、差し引き14億5,907万9,429円の剰余金を見た次第でございます。この剰余金につきましては、全額、平成27年度の同会計の繰り入れといたすものであります。

以下、その内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、46ページ、款1財産収入、項1財産運用収入は6,412万8,000円となっており、前年度に比べ3.1%、192万円の増となっております。

次に、款2繰越金、項1繰越金は、収入済額16億2,338万5,169円となっており、前年度と比べ1.2%、1,9

56万1,118円の増となっております。

続きまして、款3諸収入、項1預金利子等は66万6,852円となっており、前年度に比べ1,303.9%、61万9,352円の増となっております。

次に、歳出でございますが、48ページの款1繰出金、項1繰出金1,282万5,600円は、前年度に比べ3.1%、38万4,600円の増となっております。これは、味舌上財産区の財産運用収入に係る一定割合、2割でございますが、一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、款2諸支出金、項1地方振興事業費2億1,627万4,992円は、各財産区への事業交付金であり、前年度に比べ614.9%、1億8,602万1,610円の増となっております。

この内容といたしましては、決算概要の209ページから215ページに記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、平成26年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、平成27年度摂津市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の内容ですが、歳入については、普通交付税を算定結果に基づき新たに計上するほか、それに伴う臨時財政対策債などとなっております。歳出については、個人番号カード交付事業に係る諸経費など一部緊急を要する事業についての追加補正となっております。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71億8,170万1,000円を追加し、その総額を424億6,949万1,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款10地方交付税、項1地方交付税は、3億7,732万5,000円増額しています。

款14国庫支出金、項2国庫補助金262万9,000円の増額は、個人番号カード交付事務費補助金です。

款16財産収入、項2財産売払収入68億7,101万円の増額は、吹田操車場跡地土地売り払いによるものです。

款18繰入金、項1特別会計繰入金1,864万4,000円の増額は、介護保険特別会計の決算に伴う精算によるものです。

項2基金繰入金14億2,703万円の減額は、今回の補正財源を調整するための財政調整基金繰入金などです。

款20市債、項1市債10億5,129万3,000円の増額は、普通交付税の交付額決定に伴い、臨時財政対策債を計上するものです。

款21繰越金、項1繰越金は、平成26年度一般会計決算に伴う実質収支額2億8,783万円を計上しています。

続いて、歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費は71億6,263万5,000円の増額、これは、吹田操車場跡地土地売払収入について、公共施設整備基金及び減債基金に積み立てるものなどです。

項3戸籍住民基本台帳費1,156万6,000円の増額は、個人番号カード交付事業に係る非常勤職員等賃金です。

款7土木費、項3水路費750万円の増額は、排水路ポンプ場管理事業に係る修繕料です。

款10公債費、項1公債費は、特定財源

の増減があったことにより、財源内訳を調整しています。

次に、第2条債務負担行為につきましては、3ページの第2表債務負担行為の補正をご覧ください。

学校給食調理業務等委託事業は、小学校給食調理業務等に係る委託料で、平成28年度から平成30年度までの期間、1億8,100万円を限度額として設定するものです。

次に、第3条地方債の補正につきましては、4ページの第3表地方債の補正に記載しています。追加分は、臨時財政対策債として新たな起債同意が見込まれるものです。

以上、平成27年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 続きまして、水道部長。

（渡辺水道部長 登壇）

○渡辺水道部長 認定第2号、平成26年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の2ページから5ページにかけての平成26年度摂津市水道事業決算報告書につきましては、消費税及び地方消費税込みの金額で記載いたしております。

まず、2ページから3ページの収益的収入及び支出でございますが、収入の款1水道事業収益は、決算額21億8,846万2,918円で、前年度に比べ3.1%、6,902万6,709円の減額となっております。

項1営業収益は20億9,018万1,648円で、前年度に比べ0.9%、1,938万7,589円の減額となっております。これは、主に受託工事収益の減少によるものでございます。

項2 営業外収益は9, 828万1, 270円で、前年度に比べ33. 6%、4, 963万9, 120円の減額となっております。これは、主に納付金の減少によるものでございます。

次に、支出でございますが、款1 水道事業費用は、決算額19億6, 147万3, 974円で、前年度に比べ2. 1%、4, 002万6, 983円の増額となっております。

項1 営業費用は17億7, 409万5, 993円で、前年度に比べ0. 6%、1, 107万3, 723円の減額となっております。これは、主に減価償却費の減少によるものでございます。

項2 営業外費用は1億1, 614万981円で、前年度に比べ11. 2%、1, 467万1, 525円の減額となっております。これは、企業債利息の減少によるものでございます。

項3 特別損失は7, 123万7, 000円で、前年度に比べ1, 203. 6%、6, 577万2, 231円の増額となっております。これは、会計基準の改正に伴い、賞与引当金繰入額及び貸倒引当金繰入額を計上したことによるものでございます。

項4 予備費は、営業費用に20万3, 300円を充当し、残額979万6, 700円を不用額としております。

続きまして、4ページから5ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の款1 資本的収入は、決算額3, 410万円で、前年度に比べて11. 4%、350万円の増額となっております。

項1 企業債は3, 000万円で、前年度と同額となっております。

項2 工事負担金は30万円で、前年度に比べ50%、30万円の減額となっております。

ます。

項3 補助金は380万円で、老朽管更新事業に対する補助金でございます。

次に、支出でございますが、款1 資本的支出は、決算額8億8, 915万1, 957円で、前年度に比べ54. 2%、3億1, 240万8, 580円の増額となっております。

項1 建設改良費は6億2, 933万745円で、前年度に比べ102%、3億1, 772万3, 764円の増額となっております。これは、主に施設改修費の増加によるものでございます。

項2 企業債償還金は2億5, 982万1, 212円で、前年度に比べ2%、531万5, 184円の減額となっております。

項3 予備費につきましては、予算額500万円を全額不用額としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億5, 505万1, 957円につきましては、過年度分損益勘定留保資金4億6, 028万718円、減債積立金1億円、建設改良積立金2億5, 000万円及び平成26年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4, 477万1, 239円により補填したものでございます。

また、たな卸資産購入限度額の執行額は3, 002万5, 050円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は222万4, 011円となっております。

続きまして、6ページ、平成26年度摂津市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額で記載いたしております。

まず、営業収益19億3, 624万1, 489円に対し、営業費用は17億101万5, 753円で、営業利益は2億3, 5

22万5,736円となっております。また、営業外収益9,434万4,834円に対し、営業外費用は7,832万4,195円で、差し引き額1,602万639円に営業利益を加えた経常利益は2億5,124万6,375円となっております。経常利益から特別損失7,123万7,000円を差し引いた当年度純利益は1億8,000万9,375円となっております。これに前年度繰越利益剰余金4億7,590万5,966円とその他未処分利益剰余金変動額8億9,400万9,100円を加えた当年度未処分利益剰余金は15億4,992万4,441円となっております。

7ページ、平成26年度摂津市水道事業剰余金計算書につきましては、前年度の処分額及び当年度の変動額を内容別に記載いたしております。

8ページ、平成26年度摂津市水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、当年度未処分利益剰余金15億4,992万4,441円のうち、資本金への組入が8億9,400万9,100円、減債積立金の積立が2億円、建設改良積立金の積立が4億円で、残り5,591万5,341円を繰越利益剰余金とし、翌年度へ繰り越すものでございます。

9ページから10ページの平成26年度摂津市水道事業貸借対照表は、平成27年3月31日における水道事業の財政状況を記載しており、資産合計は128億8,878万9,522円となっております。負債合計は49億1,694万8,131円、資本合計は79億7,184万1,391円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は128億8,878万9,522円となり、資産合計と一致するものでございます。

以上、平成26年度摂津市水道事業会計決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第56号、平成26年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度に生じた剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て行おうとするものでございます。

剰余金の処分の内容といたしましては、平成26年度の未処分利益剰余金15億4,992万4,441円のうち8億9,400万9,100円を処分し、資本金に組み入れるものでございます。この処分額につきましては、平成26年度のみなし償却制度及び組入資本金制度の廃止に伴って生じた剰余金で、この剰余金をもって既に固定資産を取得しており、当該固定資産が将来の事業運営にとって重要なものであると判断されることから、資本金への組入とするものでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 次に、保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 それでは、特別会計決算書5ページ、認定第3号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、被保険者数は減少となっているものの、高齢化の進展により、一人当たりの医療費や後期高齢者医療制度への拠出金などは毎年増加し続けております。

このような中、国民健康保険財政健全化のため、保険料率の改定を行うとともに、

昨年度に引き続き、医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上対策に取り込んでまいりました。

まず、予算額につきましては、当初予算112億8,352万3,000円に対し、4億1,318万6,000円を増額補正し、最終予算額は116億9,670万9,000円となりました。

歳入につきましては、調定額123億1,960万8,052円に対し、収入済額112億6,865万4,816円で、収入率は91.5%となっております。

歳入の主な構成比率は、前期高齢者交付金が25.8%、国庫支出金が22.6%、国民健康保険料が20.9%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額116億9,670万9,000円に対しまして、支出済額113億6,738万8,640円で、執行率は97.2%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が67.0%、後期高齢者支援金等が11.9%、共同事業拠出金が10.6%、介護納付金が4.8%、繰上充用金が3.6%などとなっております。

この結果、35ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成26年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引9,873万3,824円の赤字となり、平成27年度予算から不足分を繰上充用させていただきました。

なお、単年度収支では3億803万5,565円の黒字となっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別にその主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額

につきましては、収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1国民健康保険料は23億5,099万4,392円で、前年度に比べ5.0%、1億1,125万6,822円の増額となっております。収入率は、現年度分が90.8%で、前年度に比べ0.4ポイントの増、滞納繰越分が16.4%で、前年度に比べ1.9ポイントの増、全体では69.1%となり、前年度に比べ2.5ポイントの増となりました。なお、不納欠損額につきましては9,296万8,722円で、収入未済額は9億5,734万855円となっております。

款2使用料及び手数料は25万6,456円で、前年度に比べ6.8%、1万8,594円の減額となっております。

款3国庫支出金は25億4,368万2,063円で、前年度に比べ6.2%、1億4,784万6,014円の増額となっております。

項1国庫負担金は19億5,620万8,063円で、前年度に比べ6.7%、1億2,223万3,014円の増額となっております。

項2国庫補助金は5億8,747万4,000円で、前年度に比べ4.6%、2,561万3,000円の増額となっております。

款4療養給付費交付金は5億2,081万6,000円で、前年度に比べ16.0%、9,949万7,515円の減額となっております。これは、退職被保険者の減少に伴うものでございます。

款5前期高齢者交付金は29億819万4,034円で、前年度に比べ8.5%、2億2,749万4,511円の増額となっております。これは、前期高齢者の被保

険者数と医療費の増加によるものでございます。

款6府支出金は6億2,933万2,161円で、前年度に比べ8.0%、4,685万6,871円の増額となっております。

項1府負担金は8,016万4,558円で、前年度に比べ8.6%、635万9,983円の増額となっております。

項2府補助金は5億4,916万7,603円で、前年度に比べ8.0%、4,049万6,888円の増額となっております。これは、特別調整交付金の増などによるものでございます。

款7共同事業交付金は12億4,621万3,474円で、前年度に比べ10.0%、1億1,324万1,867円の増額となっております。

款8繰入金は10億4,020万484円で、前年度に比べ3.1%、3,082万1,803円の増額となっております。これは、保険料軽減制度の拡充に伴う保険基盤安定繰入金の増などによるものでございます。

款9諸収入は2,896万5,752円で、前年度に比べ3.6%、107万7,894円の減額となっております。内容は、第三者行為による納付金、返納金のほか、指定公費などが雑収入として歳入されております。また、収入未済額64万3,659円は返納金によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明させていただきます。

14ページ、款1総務費は1億2,235万5,987円で、執行率は97.1%となっております。

項1総務管理費は1億973万6,56

5円となっております。その主な内容は、職員に対する人件費、その他国保運営に係る経常経費を執行いたしております。

項2徴収費は1,238万3,422円となっております。コンビニ収納などの徴収業務に要する費用を執行いたしております。

項3運営協議会費は23万6,000円となっております。

款2保険給付費は76億1,181万6,122円で、執行率は97.0%となっております。

項1療養諸費は66億5,655万1,207円で、前年度に比べ2.6%、1億6,566万5,713円の増額となっております。

項2高額療養費は8億6,738万8,858円で、前年度に比べ9.3%、7,350万1,564円の増額となっております。

項3移送費は執行いたしておりません。

項4出産育児諸費は6,710万330円で、前年度に比べ29.9%、1,545万5,540円の増額となっております。

項5葬祭諸費は825万円で、前年度に比べ26.0%、170万円の増額となっております。

項6精神・結核医療給付費は1,252万5,727円で、前年度に比べ1.3%、15万9,900円の増額となっております。

款3後期高齢者支援金等は13億5,190万9,301円で、前年度に比べ0.9%、1,176万6,423円の減額となっております。

款4前期高齢者納付金等は106万2600円で、前年度に比べ24.4%、34万3,124円の減額となっております。

款5老人保健拠出金は4万4,514円

で、前年度に比べ6.7%、3,180円の減額となっております。

款6介護納付金は5億4,609万285円で、前年度に比べ0.01%、3万8,183円の増額となっております。

款7共同事業拠出金は12億181万6,458円で、前年度に比べ4.3%、4,932万8,265円の増額となっております。

款8保健施設費は6,711万8,136円で、前年度に比べ3.8%、246万5,003円の増額となっております。

款9諸支出金は5,840万8,188円で、前年度に比べ55.9%、7,409万7,447円の減額となっております。内容は、療養給付費等負担金精算返還金などでございます。

款10予備費につきましては、未執行となっております。

款11繰上充用金は4億676万9,389円で、これは平成25年度の不足額を補填したものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書111ページ、認定第7号、平成26年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、予算額につきましては、当初予算47億9,665万1,000円に対し、1億6,898万5,000円の増額補正し、最終予算額は49億6,563万6,000円となりました。

歳入につきましては、調定額50億8,274万7,100円に対し、収入済額50億2,695万861円で、収入率は9

8.9%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金26.0%、保険料23.3%、国庫支出金18.7%、繰入金15.8%、府支出金13.3%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額49億6,563万6,000円に対し、支出済額が48億9,086万5,500円で、執行率は98.5%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費92.4%、総務費2.8%、地域支援事業費1.7%などとなっております。

この結果、141ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成26年度の介護保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引額1億3,608万5,361円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、金額につきましては、収入済額でご説明させていただきます。

118ページ、款1保険料は11億7,079万6,883円、前年度に比べ5.5%、6,097万8,678円の増となっております。これは、被保険者数の増加などによるものでございます。

現年分調定額11億8,531万7,530円に対し、収入額は11億6,475万2,267円となっており、還付未済額136万5,626円を除いた収入率は98.1%で、前年度と同率となっております。なお、不納欠損額は1,468万9,584円、収入未済額は4,110万6,655円となっております。

款2使用料及び手数料は10万4,450円、前年度に比べ4.0%、4,000

円の増となっております。

款3国庫支出金は9億3,806万9,164円、前年度に比べ12.5%、1億436万9,857円の増となっております。

項1国庫負担金は8億3,345万841円、前年度に比べ10.1%、7,635万3,251円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2国庫補助金は1億461万8,323円、前年度に比べ36.6%、2,801万6,606円の増となっております。これは、介護保険制度の安定的な運営を図るために交付される財政調整交付金が前年度に比べ1,834万6,000円増加したことなどによるものでございます。

款4支払基金交付金は13億906万9,000円、前年度に比べ9.1%、1億970万3,000円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費交付金の増によるものでございます。

款5府支出金は6億6,881万4,717円、前年度に比べ10.6%、7,933万1,759円の減となっております。

項1府負担金は6億5,171万3,056円、前年度に比べ8.2%、4,925万6,438円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2府補助金は1,710万1,661円、前年度に比べ88.3%、1億2,858万8,197円の減となっております。これは、前年度交付されました地域密着型サービス施設拠点整備に伴う大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業費補助金が減少したことなどによるものでございます。

款6繰入金金は7億9,449万2,000円で、前年度に比べ13.6%、9,507万8,000円の増となっております。

項1一般会計繰入金金は7億2,299万6,000円、前年度に比べ9.2%、6,092万3,000円の増となっております。これは、介護給付費の増加に伴う介護給付費繰入金が増加したことなどによるものでございます。

項2基金繰入金金は7,149万6,000円、前年度に比べ91.5%、3,415万5,000円の増となっております。これは、介護給付費の増加に伴い、基金からの繰り入れが増加したことによるものでございます。

款7諸収入は10万8,160円、前年度に比べ95.8%、245万3,358円の減となっております。これは、項1雑入、第三者行為による損害賠償金が皆減したことなどによるものでございます。

款8財産収入は8万1,339円、前年度に比べ3.4%、2,893円の減となっております。

款9繰越金は1億4,541万5,148円、前年度に比べ105.1%、7,453万662円の増となっております。

続きまして、歳出でございますが、金額につきましては、支出済額でご説明させていただきます。

120ページ、款1総務費は1億3,563万3,138円、前年度に比べ42.6%、1億71万4,969円の減となっております。

項1総務管理費は9,704万3,065円、前年度に比べ51.2%、1億186万6,133円の減となっております。これは、前年度に交付しました地域密着型サービス施設拠点整備に伴う大阪府介護基

盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業費補助金が減少したことなどによるものでございます。

項2徴収費は287万5,774円、前年度に比べ2.9%、8万2,118円の増となっております。

項3介護認定審査会費は3,571万4,299円、前年度に比べ3.1%、106万9,046円の増となっております。

款2保険給付費は45億1,929万3,072円、前年度に比べ9.4%、3億8,912万9,413円の増となっております。

項1介護サービス等諸費は39億2,509万6,453円、前年度に比べ8.6%、3億1,090万3,673円の増となっております。

項2介護予防サービス等諸費は3億2,602万8,072円、前年度に比べ16.7%、4,670万7,401円の増となっております。

項3その他諸費は169万3,618円、前年度に比べ53.5%、194万5,358円の減となっております。これは、国保連合会に支払う審査手数料が平成26年度に限り減額されたことによるものでございます。

項4高額介護サービス等費は8,259万9,103円、前年度に比べ15.5%、1,110万4,604円の増となっております。

項5高額医療合算介護サービス等費は972万1,216円、前年度に比べ0.7%、7万1,087円の減となっております。

項6特定入所者介護サービス等費は1億7,415万4,610円、前年度に比べ14.8%、2,243万180円の増と

なっております。

款3地域支援事業費は8,436万9,437円、前年度と比べ13.2%、982万6,879円の増となっております。

項1介護予防事業費は357万5,360円、前年度と比べ13.9%、43万5,181円の増となっております。

項2包括的支援事業・任意事業費は8,079万4,077円、前年度と比べ13.2%、939万1,698円の増となっております。

款4基金積立金は9,925万1,175円、前年度と比べ88.1%、4,649万247円の増となっております。

款5諸支出金は5,231万8,678円、前年度に比べ110.6%、2,747万4,404円の増となっております。

項1償還金及び還付加算金は2,724万3,952円、前年度に比べ205.4%、1,832万4,010円の増となっております。これは、前年度決算に伴う国庫府費等への過年度分返還金が増加したことなどによるものでございます。

項2繰出金は2,507万4,726円、前年度に比べ57.5%、915万394円の増となっております。これは、前年度決算に伴う一般会計への過年度分返還金が増加したことによるものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書145ページ、認定第8号、平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、初めに、決算概要につきましてご説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、調定額8億

9, 705万471円に対し、収入済額は8億8,337万1,650円で、収入率は98.5%となっております。

歳入の主な構成比率は、後期高齢者医療保険料79.7%、繰入金16.6%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額8億6,053万5,000円に対しまして、支出済額は8億4,712万9,453円で、執行率は98.4%となっております。

その結果、平成26年度の実質収支は、163ページに記載のとおり、歳入歳出差し引き3,624万2,197円の黒字となったものでございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明させていただきます。

152ページの款1後期高齢者医療保険料は7億378万8,821円で、これは、市町村が徴収し、広域連合へ納付いたすものでございます。

款2使用料及び手数料は3万6,000円で、保険料徴収事務に係る督促手数料でございます。

款3繰入金は1億4,666万5,616円で、本制度施行に係る事務費繰入金及び軽減保険料補填に係る保険基盤安定繰入金でございます。

款4繰越金は3,285万5,333円で、前年度繰越金でございます。

款5諸収入は2万5,880円でございます。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明させていただきます。

154ページ、款1総務費は475万5,396円となっており、執行率は95.7%となっております。これは、後期高齢者医療制度の事務に係る執行経費でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は8億4,070万1,486円となっており、執行率は98.5%でございます。これは、本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付いたすものでございます。

款3諸支出金は167万2,571円となっており、執行率は99.6%でございます。これは、過年度分保険料の還付金でございます。

款4予備費につきましては、未執行となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号、平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成26年度決算に伴う繰越金の精算などがございます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,902万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億2,962万9,000円とするものでございます。なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支

出金、項2国庫補助金23万1,000円は、平成26年度の地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金259万5,000円は、平成26年度保険給付費の精算に伴う追加交付金でございます。

款5府支出金、項2府補助金11万6,000円は、平成26年度の地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款9繰越金、項1繰越金1億3,608万5,000円は、平成26年度決算に伴う実質収支額を平成27年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款4基金積立金、項1基金積立金1億395万7,000円の増額は、平成26年度決算に伴う剰余金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金1,642万6,000円は、平成26年度決算に伴う国庫府費等への返還金でございます。

項2繰出金1,864万4,000円は、平成26年度決算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 次に、土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 特別会計決算書61ページ、認定第5号、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明申し上げます。

予算現額は63億3,816万5,000円といたしております。

歳入につきましては、調定額63億4,088万1,111円、収入済額62億8,626万6,762円で、収入率は99.1%となっております。

歳入の主な構成比率は、使用料及び手数料が31.1%、繰入金が34.3%、市債が31.7%となっております。

歳出につきましては、予算現額に対し、支出済額は62億7,636万2,443円で、執行率は99.0%となっております。

歳出の主な構成比率は、下水道費が20.7%、公債費が79.3%となっております。

この結果、決算書85ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに990万4,319円で黒字となっております。

それでは、決算書に従い、歳入歳出の各款別に、その主な内容につきましてご説明申し上げます。

決算書68ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金は、収入済額5,626万6,994円で、前年度に比べ0.6%、32万9,910円の増額となっております。なお、不納欠損額は受益者負担金で20万9,710円となっております。

款2使用料及び手数料は、収入済額19億5,319万3,141円で、前年度に比べ1.1%、2,121万6,058円の減額となっております。

項1使用料19億5,282万2,141円は、前年度に比べ1.1%、2,111万5,058円の減額となっております。これは、主に大口需要家の使用水量の減少によるものでございます。なお、不納欠損額は348万8,974円となっております。

す。

項2手数料37万1,000円は、前年度に比べ21.4%、10万1,000円の減額となっております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は、収入済額5,580万円で、前年度に比べ43.6%、4,320万円の減額となっております。これは、補助事業量の減少によるものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金は、収入済額21億5,600万円で、前年度に比べ0.6%、1,400万円の減額となっております。これは、主に公債費の減額によるものでございます。

款5諸収入は、収入済額6,429万5,480円で、前年度に比べ69.1%、2,626万4,749円の増額となっております。

項1資金貸付金返還収入167万390円は、前年度に比べ50.4%、55万9,990円の増額となっております。これは、貸付件数の増加によるものでございます。

項2雑入6,262万5,090円は、前年度に比べ69.6%、2,570万4,759円の増額となっております。これは、主に安威川流域下水道負担金精算返戻金の増額によるものでございます。

款6、項1市債は、収入済額19億9,220万円で、前年度に比べ32.9%、4億9,280万円の増額となっております。これは、公営企業借換債の増額などによるものでございます。

款7、項1繰越金は、収入済額851万1,147円となっております。これは、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

決算書70ページをお開き願います。

款1下水道費は、支出済額13億125万7,947円、執行率95.9%で、前年度に比べ1.6%、2,058万9,747円の減額となっております。

項1下水道総務費は、支出済額1億4,237万1,227円で、前年度に比べ1.5%、216万4,023円の増額となっております。これは、主に消費税及び地方消費税の増額によるものでございます。

項2下水道事業費は、支出済額11億5,888万6,720円で、前年度に比べ1.9%、2,275万3,770円の減額となっております。これは、主に公共下水道工事の減額によるものでございます。

款2、項1公債費は、支出済額49億7,510万4,496円、執行率99.9%で、前年度に比べ4億4,669万1,806円の増額となっております。これは、元金償還金の増額によるものでございます。

款3、項1予備費は執行いたしておりません。

以上、平成26年度撰津市公共下水道事業特別会計決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、撰津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）7ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

平成27年5月13日に成立し、平成27年5月20日に公布されました下水道法等の一部を改正する法律に伴い、下水道法が同日、改正されたものでございます。本条例は、下水道法の改正により、関連する条例に条ずれが生じていることから、今回、改正するものでございます。

主な内容といたしましては、議案参考資

料（条例関係）7ページに示しております
第14条の条文内、「法第25条の10」
のところを「法第25条の18」とするも
のでございます。

なお、本条例は、公布をもって施行期日
といたします。

以上、議案第61号、摂津市下水道条例
の一部を改正する条例制定の提案内容の説明
とさせていただきます。

すいません、訂正いたします。70ペー
ジ、歳出のところを「歳入」と申しました
が、「歳出」の間違いです。よろしくお願
いいたします。

○渡辺慎吾議長 次に、生活環境部長。

（登阪生活環境部長 登壇）

○登阪生活環境部長 認定第6号、平成26
年度摂津市パートタイマー等退職金共済特
別会計歳入歳出決算認定についてご説明申
し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させ
ていただきます。

平成27年3月末現在、加入事業所は3
4事業所、被共済者数181名でございま
す。また、平成26年度中の退職者は29
名であり、その退職給付金額は888万9、
359円でございます。

予算額は1,734万6,000円で、
決算額は、歳入については、調定額、収入
済額とも1,360万356円で、歳出に
ついては、支出済額1,360万356円
で、対予算額費78.4%の執行率でござ
います。

この結果、107ページの実質収支に関
する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出
総額いずれも1,360万356円でござ
います。

それでは、特別会計決算書に従い、歳入
歳出の各款別にその主な内容につきまして

ご説明申し上げます。

決算書96ページの歳入について、収入
済額でご説明申し上げます。

款1共済掛金につきましては、被共済者
1名につき月額2,000円の掛金を納付
していただくもので、平成26年度中の掛
金総額は延べ2,205人分の441万円
でございます。

款2繰入金は、退職給付金の支給の際に
積立金を取り崩し、歳入として受け入れる
ものが主で、平成26年度中の総額は91
8万359円でございます。

款3諸収入は、積立金等の預金利子で、
平成26年度中の収入は9,997円でご
ざいます。

続きまして、98ページの歳出について、
支出済額でご説明申し上げます。

款1共済総務費は、事務的な経費で、2
万8,080円でございます。

款2共済金は、退職給付金の支払いに8
88万9,359円、還付金として1万円、
積立金に467万2,917円、合計1,
357万2,276円の支出となったもの
でございます。

款3予備費は、平成26年度に支出がご
ざいませんでした。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第60号、摂津市手数
料条例の一部を改正する条例制定の件につ
きまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法
律の施行に伴い、個人番号の通知カード及
び個人番号カードの再交付手数料を定め
るとともに、住民基本台帳カードの交付
及び再交付手数料を廃止するため制定する
ものでございます。

なお、本条例は、同一の条項につきまして、施行期日を異にして重ねて改正する必要があるため、第1条と第2条に分けて改正を行っております。

それでは、改正条文につきましてご説明いたします。

まず、第1条、平成27年10月5日施行分でございます。

議案参考資料（条例関係）の3ページ及び4ページも併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

第1条中、第2条の改正は、手数料を徴収する事務に個人番号に関する事務を追加し、通知カードの再交付手数料を定めるものでございます。

第4条の改正は、通知カードの再交付手数料について、再交付がやむを得ないと認められる場合には手数料を免除する旨の規定を追加するものでございます。

次に、第2条、平成28年1月1日施行分でございます。

議案参考資料（条例関係）の5ページ及び6ページも併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

第2条中、第2条第2号の改正は、住民基本台帳の交付及び再交付手数料を削除するとともに、住民基本台帳に関する手数料の文言等を整備するものでございます。

同じく、第2条第3号の改正は、個人番号に関する事務の手数料に個人番号カードの再交付を追加するものでございます。

第3条の改正は、個人番号カードの再交付を想定し、手数料の徴収時期として、請求時、申請時に加え、交付時を規定するとともに、文言の整備を行うものでございます。

第4条の改正は、第2条第2号の表及び第3号の表の改正に伴う引用条項の変更で

ございます。

なお、本条例は、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上、議案第60号の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 次に、次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長 登壇）

○前馬次世代育成部長 それでは、議案第58号、財産の無償譲渡の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

平成27年6月2日に摂津市立保育所民営化事業者選定委員会を設置し、同委員会で摂津市立保育所の民営化に係る運営事業者募集要項を検討、作成していただきました。また、運営事業者の選定基準を検討していただいた後に、応募のあった2法人に対しまして書類及びヒアリング審査を実施していただき、去る8月28日付で社会福祉法人桃林会を市立正雀保育所の民営化に係る運営事業者に推奨するとの選考結果のご報告をいただいたところです。

市といたしましては、同委員会の選考結果を尊重し、市立正雀保育所の民営化に係る運営事業者を社会福祉法人桃林会と決定し、社会福祉法人桃林会をはじめ、応募のあった法人に対し、選考結果をお知らせしたところでございます。

ご承知のとおり、市立正雀保育所の建物は老朽化が進んでおり、募集要項でも速やかに市と建替協議に入ることとしていること、また、現在の保育内容のスムーズな継承を図るため、同保育所の建物、その他附帯設備及び備品を無償譲渡するものでございます。

以上、財産の無償譲渡の件の提案説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 次に、市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 議案第59号、摂津市職員の再任用に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の条例関係1ページから2ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

本条例は、共済年金を厚生年金に統一するため、平成27年10月1日から施行される被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づき、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、各条文につきましてご説明申し上げます。

第1条は、摂津市職員の再任用に関する条例の一部改正についてでございます。

摂津市職員の再任用に関する条例附則第2項では、地方公務員等共済組合法において、特定警察職員等として位置付けられる消防職員の取り扱いについて規定しておりますが、共済年金が厚生年金に統一されることから、地方公務員等共済組合法から特定警察職員等の位置付けが削除され、新たに厚生年金保険法に位置付けられることとなります。したがって、附則第2項中の特定警察職員等に係る引用法令を厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に改めるものでございます。

第2条は、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

摂津市職員の退職手当に関する条例第3条第2項では、自己都合退職等に係る退職手当の基本額に影響のある傷病の状態について規定しておりますが、共済年金が厚生

年金に統一され、傷病の状態をあらゆる障害等級の程度が地方公務員等共済組合法から削除されるため、厚生年金保険法で位置付けられている障害等級の規定を適用することとなるものでございます。したがって、第3条第2項中の傷病に係る引用法令を厚生年金保険法第47条第2項に改めるものでございます。

続いて、附則についてでございますが、この条例は平成27年10月1日から施行する旨を規定しております。

以上、摂津市職員の再任用に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。安藤議員。

○安藤薫議員 この後、委員会のほうに付託される案件でございますが、少しお伺いしておきたいと思っております。

議案第58号の財産の無償譲渡の件でございます。この案件は、今ご説明いただいたとおり、市立正雀保育所の民営化に当たりまして、この間、選定委員会を開かれて、8月28日に社会福祉法人桃林会に委託といたしますか、移行先を決定したことを受けての議案だということでございます。

もともと私どもは、公立保育所の民営化については反対の立場であります。この間、摂津市の子育てや保育にかかわる事情というのは、保育所の老朽化や耐震強度の問題、それから、安威川以北を中心として待機児童解消という大きな問題を抱えている中で、国が運営経費の補助金を大幅にカットしていったり、三位一体の改革によって一般財源化という名のもとに公立保育所の財政的な保障というのがどんどん削られていく中で、こうした課題に対応する一つの手段と

して民営化を進めていくということが、この間、さまざまな議論の中で決められてきたということでもあります。

しかし、公立の保育所の果たしてきた役割、それから、これから更に摂津の子どもたちや子育て支援をしていく上での重要性を考えていく上では、やはり公立保育所は公立保育所として整備・充実を図っていくことが重要であるということは改めて申し上げておきたいと思います。

その上に立って、今度、摂津市の大事な財産を無償で譲渡していく、併せて公立保育所の運営を民営化していくという上で、その事業者を決めていく上では、やはりその選定過程において、透明性、公平性というのは担保しなければいけない、これは当然のことであると思います。この間、選定委員会については、これまでの例に倣って非公開という形になっております。非公開ながら、一定の時期を置いて議事録などは公開をされていますが、8月28日の決定段階においての内容については明らかにされておりません。こうした中身についてはきっちりと明らかにした上で審議をしていく必要があるのではないかなというのが1点でございます。

それから、先ほどもお話がありましたように、選定をする上で選定基準が設けられていました。文教常任委員会では、事前に協議会を開いていただいて、この募集要項や選定基準についてご説明をいただきました。その後、決定した結果についても、資料として選定委員会の項目における合計点を示していただいて、こういった理由で桃林会が決まったというようなことで一定明らかにされているわけです。

しかし、選定基準につきましては、選定委員さんが10名いらっしゃって、一人当

たり200点満点で、合計2,000点で点数を決めるということですが、それぞれの基準というのは大きく分けて五つの項目に分けられ、細目でいうと22項目にわたっております。特に重要だと思われる点については配点が大きくされていて、約8割方は保育所事業計画、施設であるとか運営、保育の内容について採点の基準になっていると思うんですね。そういった点の中身について、やはり決めていく上で非常に重要な観点になっていくわけで、なぜ桃林会さんに決まったのかということは、無償譲渡をする議論をする上ではしっかりと透明性を図っていただきたいと思うんですが、透明性と公平性担保について、この今お話をさせていただいた部分を含めてご答弁をいただきたいと思います。

それから、もう1点、今回募集をする上において、今まで、公立の保育所を民営化するなり、公的な施設を民間の事業者さんをお願いしていく上で募集をする際に、募集資格は市内の社会福祉法人に限られていたと思います。今回、初めて学校法人やNPO法人、加えて、三島地域での認可保育所運営の、10年間という条件がありますが、三島地域の、いわゆる市外の社会福祉法人にまで募集の要件を広げておられます。その点の教育委員会としての募集を広げたことに対する意図と、今回、応募が2事業者しかありませんでしたけども、今回の選定において、そういった意図がしっかり反映されているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、安藤議員からのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の今回の選定にかかわっての透明性あるいは公平性の確保のことにつ

いてでございます。

今回、選定委員会を5回にわたって行いました。既に第3回まで議事録については公表しておるところでございます。この後、第4回あるいは第5回の内容というのが選定の過程において非常に重要なものとなることは認識いたしております。速やかに公開を考えておりますし、今、準備を進めておるところでございます。

この選定委員会の中で、採点基準の話し合いでは、満点の点や、加点方式にするのか、それか、一定の基準を満たしたところが何点というので基準を満たしておるとか、その基準、こういったものも内部で話し合いを行っておりますし、選定委員会の委員さんの中で、ぜひ両法人の現在の保育の状況であるとか運営を現地へ行って見学したいということで、現地へ行って実際に保護者を中心に状況を見てきたところがございます。そのような中で、幅広い観点から公正・公平に選定されたと私どもは考えておるところでございます。

選定基準につきましては、合計得点だけではわかりにくいという声ももちろんございますし、この後、どのようにこの過程を議事録とともに明らかにしていくのか、私どもとしても検討してまいりたいと考えております。

それから、今回、募集要項の中で、三島地区の事業者についても応募ができるということで、応募要件のほうを拡大しております。その意図でございますが、よりよい保育サービスを行いたい、また充実していきたい、そのような観点から幅広く事業者を募集したところでございます。結果といたしましては、市内の2法人が応募に応えるという形であったのではございますが、今回、社会福祉法人だけではなく、例えば

学校法人等にも募集の要件を拡大しております。そんな意味では、学校法人のほうからも応募はございましたので、幅広く保育のニーズに応じていくためにも、幅広く要件を広げていって事業者を募るということは一定成果を得たと思っております。ただ、時間的な問題等については、今後、改善の余地があるのではないかと、そのように考えておるところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 安藤議員。

○安藤薫議員 この間、市の公的な仕事についてのアウトソーシングというのが行革メニューの中に掲げられて、公の施設の指定管理者制度も進められてきました。とりわけ保育所というのは、何よりも子育て、子どもの利益最優先で施設運営をしていかなければならないという施設において、摂津市が直接的に置いていた公立保育所を民営化していくということでありますから、募集要項の中にもありますし、選定委員会の議論の中にもありましたし、その以前の段階での子ども・子育て会議や分科会の中でも、公立保育所の保育の内容は継承すること、また、保育の内容を充実していくこと、何より保護者の意見をよく聞いて、それを反映していく努力をすることという意見書などもつくられていたというふうに聞いておりますので、ぜひそういった中身について、わかりやすく透明性を確保しながらやっていただきたいと思っております。

いろいろ申し上げたいことはたくさんあるんですけども、もう1点だけ、もう1回聞きますが、今回、募集の幅を広げられたということで、学校法人さんも募集に応じてもらって、2法人応募されたということですが、市外の社会福祉法人さんが、実質問題、この募集に応えられるような時

間的な余裕があったかという点、これは全くなかったと言わなければなりません。選定委員会の中には保護者の代表の方も入っておられて、選定の中で保護者の方々の意見もよく聞き届けられたということですが、実際、時間的な制約のもとで、結論ありきというような状況ではないかというような結論になっているという面もあるのではないかというふうに思うんですね。既に市内で運営されている民間の保育所は、この間も就学前の子育てについて、摂津市とよく協働しながら、連携しながらやっていただいていることはよく認識しているわけですが、今回の桃林会さんは、既に公立の施設を受け入れていただくのは今度3園目になるんですね。かなり一つの法人さんに偏っているというふうな見方も一部ではあるかと思うんですね。そういったところからいくと、非常に透明性、公平性というのは、より細心の注意をしながら、市民の皆さんに誤解のないように明らかにしていくということは非常に重要だと思うんですね。この日程上、時間上の制約ということについてはどうお考えになっていたのか、その点だけもう一回確認したいと思います。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 日程上、時間上の制約ということは、いろいろお考えもあろうかとは思いますが。これが十分であったのか、不十分であったのか、我々もこの後の検証が必要である、そのように考えておるところでございます。ただ、子どものことを優先したということで、私どもも、この後のこれまでの保育の継承、それから十分な保護者と新しい事業者との話し合い、この期間を保障していきたい、そのような思いから、無償譲渡の件についても早く議案とし

て上げたい、そのようなことも考えておりました。いずれにいたしましても、今回の状況、さまざま新しいことも行ってまいりますことから、今後、十分な検証を行っていきたいと考えておるところでございます。

なお、選定された事業者がこれまで市内の公立の施設を譲渡されて経営を行っておるということで、疑義が生じることもあるのではないかと、そのようなご指摘だったかもしれませんが、そのようなことがない、公正・公平に行われたということで、我々も今後、その過程等も明らかにしてまいりたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾議長 安藤議員。

○安藤薫議員 無償譲渡、今後、桃林会さんに譲り渡していくということでもありますから、当然、保護者の皆さんとのやりとりも、それから、今後のさまざまなことについては、また委員会のほうでしっかり議論をして深めていくことになるかと思いますが、改めて、やはり保育所を民営化していくということで、今も部長もおっしゃったように、公平性、透明性、これは何よりも重要なことだと思います。疑義が生じないような取り組みというのが一層求められていくと思いますので、その点については、今後の審議の中でも疑問については明らかにしながら、そういった疑義がないような資料を提供していただきたい、それから、これからの議論についてもそのような形で進めていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

終わります。

○渡辺慎吾議長 ほかに質問ありますか。森西議員。

○森西正議員 議案第58号、財産の無償譲渡の件ですけれども、今、安藤議員も公平

性というようなことで質問をされましたけれども、今回、民営化に伴って、建物、その附帯設備、備品を無償譲渡ということでもありますけれども、建物は無償譲渡ということでもあります、土地は無償貸付けというようなことで、建物、附属設備は社会福祉法人が将来建て替えをするということでもありますけれども、その土地の無償貸付けというのは、他の事業所は、摂津市から購入をされた経緯があったりとか、もしくは独自で土地を確保されている保育所がございまして。そういうふうな観点から、その点は公平性が保てるのかどうかというところ、市の考えをお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、第5次行政改革で市有財産の無償貸付けを見直すというようなことを出されておりますけれども、そういう部分も含めて、併せてお答えをいただけたらと思っております。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 さまざまなこれまでの保育所の経営の経緯等で、例えば土地の無償貸与であるとか、あるいは実際に法人で土地を持っておられるケースとか、いろいろなケースが生じているのは確かでございます。その中で、第5次行革のロードマップの中でも、この点は一定検討する課題であると出ておるところでございます。現在、今回の無償譲渡にかかわって、3年間の無償貸与、その後については一定全体を見渡した上で決定するというところでございますので、その間、保育所というものの公共的な価値等も考えながら十分な議論を重ねてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 森西議員。

○森西正議員 第5次行政改革の中では平成

28年度が実施ということになっておりますので、市から無償貸与、無償貸付けの保育所と、民間の保育所が自分のところで確保されたという保育所であれば、その点は、保育所自身の運営、これは経営といいますか、資金的な部分が、その点は違ってくるというふうに思うんですけれども、それが市として公平であるのかどうかというところ、その点は考えていかなければならないというふうに思います。市の土地を無償貸付けであるということであれば、その土地に関しては、その法人としては、そこに対しては今まで拠出をしておこなったというところがあります。別の法人は、自分のところで確保をすれば、借入れをして、その借入れを返済しながら保育所を運営していくという、そこが差があると思っておりますけれども、保育所の運営補助というのは園児1人当たりに対してということですから、その点は比例といいますか、無償貸与の保育所も、自分のところで土地を確保している保育所も、保育所の運営補助というのは、これは比例的な部分、同じ額であるというふうに思いますけれども、結果的に保育所の経営としてはそこで差が生じてくる、利益が生じてくる、それが市としては公平であるのかどうかというところが今まで考えてこられなかったところだと思いますけれども、その点はいかがお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○渡辺慎吾議長 暫時休憩します。

(午前 11時56分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○渡辺慎吾議長 休憩前に引き続き再開します。

答弁を求めます。次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、私のほう

から森西議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどものご答弁でも申し上げたとおり、民間の保育所のできたいきさつ等におきましても、さまざまな経緯がございます。個別にそれぞれ違っております。そういった中で、今回の無償譲渡にかかわる今回の案件につきましては、公平に、どちらの法人になっても、土地については3年間の無償貸与である、そのような契約を交わすということで募集要項にも記されております。したがって、今回の譲渡にかかわっては公平に行われておる、そのように私どもは判断しております。ただ、3年の期間という期間に関しましては、市全体の行革の問題もでございます。一定3年間たった時点で無償貸与について見直していく、その内容について今年度から以降検討していくと、そのように捉えております。

以上でございます。

- 渡辺慎吾議長 よろしいか。森西議員。
- 森西正議員 今、ご答弁いただきましたけれども、これから検討に入られるということで、保育所だけでなく、市の持っている他の市有財産、その点も一定調査をして、今現在無償貸付け、無償貸与している土地が、有償なり、もしくは買っていただくというようなことを一定検討していただいて、また報告を議会のほうにもいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 渡辺慎吾議長 ほかにありますか。野口議員。
- 野口博議員 議案第54号、一般会計補正予算について、少し大枠という意味合いで質問しておきたいと思っております。

ご承知のとおり、今回、昨年度の決算を受けてという問題と、吹操跡地の売却益を含めて、さまざま財政上のプラス要因があ

る中で、その後を受けた予算補正であります。これまで毎年、その年に、いわゆる市債を組む起債額と、過去の借金に対する返済ということで、元金償還金についての関係で、それを超えない範囲で一応原則としては進めていくということでありましたけれども、この補正予算の18ページと19ページに現在時点の市債残高の表がありまして、これを見ていまして、改めて大枠だけ確認をしておきたいと思っております。

詳細な議論はまた決算委員会等でやらせていただきたいと思っておりますけれども、当該年度起債額が、今回のこの臨時財政対策債の10億円を加えますと15億7,000万円になりまして、全体額が37億円を超えました。これに対して、今時点ですけれども、元金償還額が32億円ということで5億円程度上回ると。これは、これまで過去、こういう状態はなかったわけで、これを含めてわかっている中でこういう予算組みをとりあえずされたということと、併せて、今回決算を受けて中期財政見通しも立てておりますし、今回の補正予算では財政調整基金について約16億円を超える割戻しをしていますし、そうした問題を含めて、こうした上回っている状況について、この原則の問題を絡めてどういうふうにご判断されたのかということで、まずお尋ねしたいと思います。

- 渡辺慎吾議長 総務部長。
- 杉本総務部長 市債の発行とその返還の問題、バランスの関係でございますけれども、以前より、財政の担当といたしましては、借りるには、返す金額を超えない程度の新たな市債発行ということでご答弁もしてまいりましたし、その方針で臨んでまいっております。ここ数年、市債の発行が増えてまいっております。これは、今年度で一応

終了いたしますけれども、小中学校の耐震補強等の工事によるものがございました。こういった背景もございまして市債の発行が増えております。

先ほどご指摘のありましたように、今回の補正では、市債の予算額が37億1,309万3,000円、公債費の元金の返還の予算額が32億6,110万円と、市債の発行額が公債費の元金を上回るという状況になっております。ただし、これについては、予算上においては上回りますけれども、入札差額等により全体の市債発行の額はもう少し下がるものと考えておまして、ほぼ同一ぐらいになるのではないかなと考えております。ただ、本市の場合は、財政構造上、経済状況によっては非常に大きく歳入の構造が左右される構造になっておりますので、今後、財政運営を行っていく中で、歳入の減、例えば市税が落ち込むとかいったことの場合もございますので、市債の発行についてどこまでやっていくか、また、今後のさまざまな事業が待ち構えておりますので、こういったものの行政需要に対して、いかに基金を使っていくのかということと併せて見きわめながらやってまいりたいと考えておりますが、原則として、今までどおり後年度の負担を増やさないということを財政運営の柱として考えながら実行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 野口議員。

○野口博議員 もうあまりくどくど申し上げませんが、これまでの原則であった元金償還額を超えない起債という原則から見て、年度途中であってもこういう組み方をされると、組み方をしているこの年度がたくさんのお金が入ったという、この意味合いです。その中で中期財政見通しを立ててき

たというところで、現時点での基本的な財政運営についての考え方がはっきり見えないうことで質問しているわけでありまして、今、総務部長がご答弁なされたように、5億円を超える年度途中でこういう市債の組み方はするけれども、今年度末見通しでは従来どおり元金を超えない範囲でおさまるだろうという見通しなのかどうかだけ確認しておきます。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○杉本総務部長 今現在、さまざまな入札を行っております。この状況では、市債の発行については当初の予算よりも大分下回っております。見通しといたしましては、ほぼ同一程度というふうには考えておりますので、その中での財政運営をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本15件のうち、認定第1号及び議案第54号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号及び議案第56号の9件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

日程4、議案第57号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第57号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたします。

詳細については、議案参考資料3ページから12ページを併せてご参照願います。

本議案は、摂津市民文化ホール耐震補強及びリニューアル工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、摂津市民文化ホール耐震補強及びリニューアル工事です。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札で、契約金額は4億3,772万4,000円です。

契約の相手方は、摂津市正雀本町一丁目36番21号、株式会社ユタカ興業、代表取締役國府正太です。

工事の内容は、耐震改修、建具改修、内装改修、座席改修、空調機改修、エレベーター改修です。耐震改修は、客席天井落下防止改修、壁補強・増設を行います。建具改修は、正面玄関、ロビー、窓のスチールサッシ交換を行います。内装改修では、ロビー等内装リニューアルを、座席改修では客席リニューアルを、空調機改修では空調機関連機器の取替を、エレベーター改修では、扉・内装リニューアル、巻上機交換等をそれぞれ行います。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第57号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

9月8日から9月18日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれにて散会します。

(午後1時10分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 福 住 礼 子

摂津市議会継続会会議録

平成27年9月24日

(第2日)

平成27年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年9月24日(木曜日)
午前9時58分開議
摂津市議会議場

1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	乾富治	総務部長	杉本正彦
生活環境部長	登阪弘	生活環境部理事	北野人土
保健福祉部長	堤守	保健福祉部理事	島田治
都市整備部長	吉田和生	土木下水道部長	山口繁
教育委員会 教育総務部長	山本和憲	教育委員会 次世代育成部長	前馬晋策
教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和
水道部長	渡辺勝彦	消防長	樋上繁昭

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

木 村 勝 彦	議員
水 谷 毅	議員
藤 浦 雅 彦	議員
福 住 礼 子	議員
野 口 博	議員
市 来 賢太郎	議員
村 上 英 明	議員
東 久 美子	議員
嶋 野 浩一朗	議員
中 川 嘉 彦	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前9時58分 開議)

○渡辺慎吾議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び村上議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 おはようございます。

順位に従い、質問をさせていただきます。

先の台風18号による東日本の大豪雨で、栃木、茨城、宮城の多くの皆さんが被災されたことに対して、心からお見舞いを申し上げます。

このことは、地球温暖化、異常気象によるものであると短絡的に捉えてはなりません。安全・安心のまちづくりにおいて、政治の要諦である治山治水という点をどのように認識しているのかということが問われています。現実には、今回、治水、防災に対する予算が削減されていた自治体もあったということで、防災力が問われています。摂津市においても、安威川、大正川、山田川をはじめ、多くの河川が危険河川であると言われていています。また、淀川、山田川が決壊すると10兆円規模の被害が出るという専門家もいます。鬼怒川の堤防の今回の決壊箇所は以前から指摘されていたことを考えると、摂津市でも、今後、川に注意を傾け、安威川のしゅんせつ等について、茨木土木事務所に積極的に働きかけるべきであるということを指摘して質問に入ります。

まず1点目、正雀駅前現状と今後の取り組みについてであります。

近年、正雀駅前地域では、マンションの建設や銀行などの商業・業務系の建物の建て替えなどが多く見受けられます。駅前周

辺は日に日に変化していくように感じています。地元自治会や商業団体の代表者で設置をされた正雀駅前地区まちづくり懇談会からの市長への提言書において、将来のありべき姿としての理念を、快適・繁栄・便利を基本に百年の計として提言されていたと思いますが、駅前広場や再開発事業手法を含むまちづくり等の駅前地区への今日までの経緯と将来についての市の姿勢を伺いたいと思います。また、現在の取り組みについても伺います。

2点目、総合体育館のその後の取り組みについてであります。

市長は、平成26年度の市政運営の基本方針において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、次の世代を担う子どもたちの夢の実現に向け、スポーツ活動拠点の実現に向けて取り組んでいくとの所信を表明されました。私も、その第1回定例会代表質問で、具体的にスポーツ広場の一部を利用して総合体育館を整備してはどうかと提案させていただきました。先日の総務常任委員協議会においても示された年度別収支計画には総合体育館の調査費が含まれているとのことではありますが、整備に向けた動きが私の目には進んでいるようには見えません。現在の取り組み状況と、想定しておられる体育館の規模、施設の概要及びその建設費、総合体育館整備のスケジュールについてお聞かせください。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 正雀駅前現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えを申し上げます。

正雀駅前のまちづくりにつきましては、JR千里丘駅とは異なり、駅前には交通広場の都市計画決定も行われていない状況から、建築制限をかけて規制する状況が整っておらず、駅前にマンションなどが建設しているところがございます。地元も、このような状況を懸念いたしまして、平成2年に地元自治会や商業団体の代表の方々を中心としたメンバーによります正雀駅前地区まちづくり懇談会が設置され、正雀地区の将来について議論がなされ、市長に対しまして平成4年に提言書としてまとめられたものでございます。

本市も、その提言を受けまして、正雀駅前のまちづくりについての調査を進めるとともに、将来のまちづくりの担い手の育成にも取り組んでまいりましたが、バブルの崩壊、長引く景気の低迷などの影響もあり、地域からも市街地再開発事業に向けた機運が高まらない状況であることから、正雀地域での駅前交通広場の都市計画決定並びに再開発事業区域の決定につきましては非常に困難であると判断したものでございます。

しかしながら、正雀駅前は、狭小な道路を利用しての吹田市側への通過交通の流出入や歩行者の安全確保などの対策が急がれる状況でもありますことから、平成17年3月に策定いたしました摂津市交通バリアフリー基本構想に基づきまして、正雀駅へのエレベーターの設置や十三高槻線の整備に合わせました歩行者動線の確保などの整備を進めてまいっておるところでございます。本年春からは、十三高槻線の側道の整備に合わせまして、駅の近くまでのバス路線が整備され、十三高槻線の上り利用の検討が進められるなど、正雀駅前地区を取り巻く社会環境も変化してまいりました。今後も、高齢化社会に向けて、安心・安全な

まちづくりを進めるため、地域が求める正雀駅前の安全対策などを基本といたしまして、地域の方々との連携を強化しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 総合体育館のその後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

今年度、門真市で総合体育館が着工されますが、昨年来、同市とは準備段階から基本構想、設計、着工、竣工に至る事務やスケジュールについてヒアリングをいたしております。また、昨年は茨木市の中央体育館、本年には4月にオープンいたしました高石市の総合体育館（カモンたかいし）を視察し、本市の総合体育館整備に向けて研究・検討を進めております。

想定いたします総合体育館の概要でございますが、立地としては、大型バスが直接乗り入れることができる道路に面していること、総合体育館としては、多様なスポーツに対応するとともに、トレーニング機能、観覧機能、交流機能、障害者に配慮したユニバーサルデザイン、防災面からは、災害発生時、一定期間生活することができる二次避難所機能を有する施設となることを想定いたしております。門真市総合体育館をはじめ、近年に着工あるいは竣工しております総合体育館の延べ床面積は6,000平米程度と聞いております。具体的な概要につきましては、準備段階に組織いたします基本構想策定委員会にて審議いただき、基本構想をまとめ、基本計画を策定することになります。

建設費につきましては、今年度着工され

ました門真市総合体育館が約30億円、平成22年竣工の高槻市古曽部防災公園体育館が約27億円と聞いております。

構想から竣工までのスケジュールであります。最短で、第1年目に基本構想及び基本計画の策定、第2年目に基本設計、第3年目に実施設計を終え、第4年目に工事着工、第5年目に竣工というように考えております。

○渡辺慎吾議長 木村議員。

○木村勝彦議員 2回目の質問に入ります。

正雀駅前地域への社会的変化の対応について、ただいま答弁をいただきましたけれども、正雀駅前地区の駅前広場の計画や市街地再開発事業は、簡単ではないことは理解をいたしますけれども、近年、正雀駅前地域を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく感が日に日に強く感じるようになってきています。その中心であります正雀駅前には、マンションの建設ラッシュが進められています。

そのような点で、1点目は、本市にとって長年の懸案であった十三高槻線が正雀地区で供用され、さらに、現在、吹田市側への延伸整備として、阪急京都線のオーバークラスの整備が進められており、吹田市側からの正雀駅前への人、車の寄りつき増加による影響が考えられます。

2点目は、吹田操車場跡地でのまちづくりに関するJR岸辺駅での国立循環器病研究センターや吹田市民病院の移転立地、さらに、健都イノベーションパークの企業誘致も含め、このまちづくりで唯一阪急線と近接をする阪急正雀駅が担う役割による影響が注視されます。

さらに、3点目として、本市が民間に売却をした吹田操車場跡地の7・8街区の新たなマンション開発により、正雀駅の利用

者増が予想され、正雀への送迎の車が多く寄りつくことも懸念される要素と言えます。

このように、正雀駅を取り巻く周辺環境の変化により、駅前地区は変貌するものと危惧しております。その対応として、駅前の安全な空間づくりが不可欠で、安心をして駅に寄りつける仕掛けづくりを考えるべきであると考えています。現在進められている正雀駅への歩道整備のさらなる取り組みも期待するところではありますけれども、さらに、近い将来変化をもたらす先に述べた要素を見据えた安全な環境づくりが不可欠と考えますが、市の基本方針をお伺いしたいと思います。

2点目の総合体育館のその後の取り組みについてであります。

近隣市では、先ほど宮部部長の答弁にありましたように、近隣市で総合体育館を保有され、三島地区等の大きな大会も自前の体育館で開催しておられます。本市で開催する場合には、競技によっては近隣市の体育館を借用しなければならず、競技団体としても残念な思いをされておられます。8万5,000人の小さな自治体であったとしても、主体性を持って行政を進めるためにも、そろそろ自前で開催できる体育館を整備する時期に来ていると考えます。近隣市と同様に、本市のスポーツ総合体育館に他の自治体の選手、団体を呼んで競技できることは、スポーツの振興はもちろんのこと、次代を担う子どもたちも、市民の方々が本市に誇りを持って、郷土愛につながるものと考えております。東京ではメイン会場となる新国立競技場が設計段階から見直すということで話題となっておりますけれども、予定どおりに完成をし、2020年に56年ぶりに東京でオリンピック・パラリンピックが開催されますと、本市におい

でもスポーツの機運が一気に盛り上がり、ピークに達することは間違いありません。総合体育館の竣工をオリンピック開催年に合わせるとなると、建設に向けて動き出すべき時期であると考えますが、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。都市整備部長。

○吉田都市整備部長 正雀駅前への社会的変化への対応についてのご質問について、ご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、正雀駅を取り巻く環境の変化につきましても、大なり小なりの影響を受けるものというふうにも思っております。特に、十三高槻線の吹田市側への延伸事業による影響は、数量的評価は現時点では予測できませんけれども、次の駅であります相川駅に寄りつくよりも正雀駅に寄りつくほうが利便性が高い吹田市民が多くあるものと思っております。また、吹田操車場跡地まちづくりにかかわります駅への乗降客の増加も無視のできない視点というふうに認識をいたしております。正雀駅への寄りつき方につきましても、自動車による送迎が今以上に増加するものと思っております。車からの乗降の安全確保も必要ではありますけれども、送迎車の駐停車による一般歩行者への事故防止のための安全確保もさらに重要ではないかというふうに考えております。

ご指摘の駅前を取り巻く環境の変化への対応につきましても、将来のまちづくりの観点からも重要な要素として意識し、これから新たに抱える課題として十分認識しながら、地元が何を求めているかについて、今後もより一層、地域の方々とのコミュニケーションをとりながら、地元と連携した取り組みを図ってまいりたいというふうに

考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 木村議員の2度目の質問にお答えをいたします。

文化もそうですけれども、特にスポーツは、非常に爽やかといいますか、爽快なイメージがございます。ご指摘のように、スポーツを通じた人づくりといいますか、育成は、当市が取り組んでおります人づくり、人間基礎教育の実践の場そのものでもあると感じております。仲間と一緒に汗をかき、時には競い合い、時には力を合わせ、励まし合うことは、笑顔があふれる地域のきずなづくりにも大きく寄与してくるものでございます。

一方、世の中に目を向けますと、さまざまな痛ましい事件や心が痛むような犯罪が依然として多発しておりますが、スポーツが育む健全な心と身体は、必ず安全・安心のまちづくりにもよい影響を与えてくれるものであると信じております。

ところで、昨年度、私は、東京オリンピック開催決定を受けまして夢づくりの話をいたしました。いわゆる総合体育館建設に向けた取り組みについてでございます。残念ながらといいますか、中長期財政の見通し等、予算の裏づけがございませんでした。そんな中、27年度には具体的な予算化、これできませんでした。ただ、その間もしっかりと具体化するときに備えるよう指示をしてきたところでございます。幸い、このたび中長期の財政の見通しの中に組み入れることができたわけでございます。ご指摘の来年度、50周年の年でもございます。いよいよ具体的な取り組みを進めてまいりたいと存じます。

先ほどの答弁にもありましたけれども、

総合体育館を整備するためにはさまざまな調整も必要でございます。時間がかかるわけでございますが、平成32年度は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。日本国中でスポーツの機運が最高潮を迎えることはご指摘のとおり間違いございません。まさに本市にとって総合体育館を整備していくにはうってつけのタイミングではないかと思っております。平成28年度の市制施行50周年を契機として、東京オリンピックの年に夢が形になるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 木村議員。

○木村勝彦議員 3回目はほぼ要望に終わりたいと思っておりますけれども、府道十三高槻線は、昭和35年に建設計画が出されて、紆余曲折を経て、摂津市において三島工区、味舌工区も完成し、残る正雀工区について、反対同盟としてどう対応するか総会で諮り、一部地下構造にして、阪急住宅も高齢化が進んでおり、地下部分の上部に福祉的な施設を建設するとの条件で、大阪府、摂津市、阪急住宅自治会との間で工事着工協定を締結し、現在は、土地は大阪府が摂津市に無償貸与し、建設は摂津市が建設をし、管理は社会福祉協議会が行い、その一部は阪急住宅自治会が行うということで協議されています。

平成25年度において、市長は、「地域と行政が協働し」をキーワードとして、将来へのまちづくりの発展につなげる取り組みを進めていくと答弁されています。先ほど述べましたように、地元も協働して正雀のまちづくりに積極的に参加をしております。近い将来、市民の高齢化がさらに問題化することは、今は誰もが認識されると思

いますけれども、正雀地区の高齢化も著しい状態に陥ることは安易に予見できます。その高齢化社会での交通結節の受け皿となる正雀駅前は、高齢者だけでなく障害者などの交通弱者と言われる方々に優しい安全で安心できる駅前として、さらなる充実を図って変貌すべきであると思っております。車の送迎や車椅子等の補助器具などにおいて、より一層のバリアフリーの充実により、駅への寄りつきやすい環境づくりを構築する検討を地元と連携しながら進めていくことが必要と思っております。2回目の質問でも述べましたが、正雀駅前の環境の変化に、さらに社会的要求に応えられる市政として、さらなる発展に取り組まれることを要望しておきたいと思っております。

体育館の問題は、昨年の方針で市長が示されて、今回、ようやく夢が形になるという形になってまいりました。後半述べられました平成28年度の市制施行50周年を契機として、東京オリンピックの年に総合体育館をお披露目できるよう、夢の実現に向けて取り組んでいくということでありまして、その夢が夢で終わらないように、形となってあらわれるように心から期待をして私の質問を終わりたいと思っております。

○渡辺慎吾議長 市長、正雀駅前の現状と今後の取り組みについて、木村議員から要望はありましたけど、何かそういう思いがあるようでしたら、ないようでしたら結構ですけど。市長。

○森山市長 要望でございますけれども、何か思いがあったらということでございますので。

ご指摘のように、正雀駅は一方の摂津市の顔でございます。その整備、これは非常に難しいんですけれども、大切な課題で

ざいます。

私、平成16年から17年にかけて市長に就任させていただきましたが、当時、広場の整備といいますか、都市計画決定、これは非常に困難であるという引き継ぎを受けました。しかし、何かできることからでも取り組もうじゃないかということで、17年の3月ですか、交通バリアフリー基本構想というのができました。それにのっかって、まずエレベーターを設置しようということで設置させていただきました。そして、十高線の整備に合わせた、まずは歩行者優先の動線確保、これもせないかんということで取り組み始め、やっと今50%の確保をできたところでございます。ご指摘の十高線の正雀工区の完成、そして、吹田操車場の跡地のまちづくり等々、当時とは社会環境は一変いたしております。こんなことをしっかり見据えまして、これからも懇談会の提言内容、これはこれとしてしっかり尊重して、また引き続いて、あとの残りの50%の買収確保等々にも地権者の理解を求めていきたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 木村議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

まず、一つ目の本市の広報活動のあり方について。

今年度より新たに広報課も設置されました。ここで、その取り組みを含め、市民の皆さんが欲しいと思う情報をお届けするために、今後、どのように考え、どういう手法で進めていくのか、お伺いをいたします。

次に、二つ目の市の美観とイメージアッ

プについて。

本市は、来年、市制施行50周年を迎えます。第5次行革でも、五つ目の柱、情報戦略の中で、市の魅力(摂津ブランド)の醸成とあげられています。本市においては、河川も多く、憩いの空間に恵まれていると思います。中でも大正川は、河川敷、堤防とともに、多くの方が通勤や通学、そして健康づくりの散歩コースとして利用されています。本市は、コンパクトな地形にはありますが、自然を身近に感じられる環境を整えており、子育ての面を考えても十分な魅力を持ったまちであると感じています。春には桜に彩られ、こどもフェスティバルやこいのぼり、そして、先日もろうそくファンタジーなどで大勢のにぎわいを見せています。

現在、大正川の堤防には、舗装した道路と転落防止柵しかありませんが、川には多くの水辺の生物や野鳥も生息しています。

そこで、さらに親しみの持てる川にできないものかとの思いで、例えば、動物園での案内板のように、生物紹介のプレートなどを設置し、さらに楽しめる憩いの場にしてはどうかと考えています。今後、市民の皆さんとの協働により実現できれば、市の魅力づくりの一つとなっていくことは間違いないと思っています。

次に、市の境界付近のイメージ戦略についてです。

本市は、周りを幾つかの市と隣接しています。道路や橋には他市から本市に入る境界が存在し、いわゆる市の玄関ともいうべき箇所が複数箇所あります。本市に入る際に市の第一印象を映し出す大切な要素であると考えます。

そこで、現在ではかなり傷んできた摂津市を示す表示板、これらをリニューアルし、

摂津市をPRする表示などを設置することで本市のイメージアップにつながるものと考えますが、お考えをお聞かせください。

続いて、三つ目の火災の予防活動と消防の広域化についてでございます。

平成18年に消防法が改正され、本市においても条例で住宅用火災警報器が義務設置となりました。その設置状況についてお聞かせください。

次に、消防の広域連携の一つとして、吹田市との消防指令業務共同運用が進められています。その進捗状況についてお尋ねいたします。

1回目、以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 市民が欲しい情報を届けることについてのご質問にお答えいたします。

市の広報活動の方法といたしましては、広報紙、ホームページ、報道、広報板などがございます。広報紙は、市民の手元に届けるものであり、月ごとにお知らせしたい情報をコンパクトにまとめてお伝えしております。ホームページは、市の情報を知りたい人が見に来るもので、随時更新ができる利点を生かし、広報紙では掲載し切れない詳細な情報を速やかに伝えるよう努めております。また、報道は全国規模で、広報板は身近な地域で本市の情報をお知らせできるものでございます。

広報活動においては、市からお知らせしたい情報をわかりやすく届けることはもとより、行政や市民、事業所などが行っている今まであまり知られていないような活動などの情報も届けていきたいと考えており、それぞれの手法の特性を生かして効果的な情報発信を行ってまいりたいと考えており

ます。

それから、市境界付近のイメージ戦略と申しますか、第5次行革にある市の魅力づくり、ブランド戦略についてでございます。

第5次行政改革実施計画には六つの柱があり、その一つに、情報戦略、「知って」「訪れ」「住んで」いただける情報発信と摂津の魅力づくりがございます。これは、摂津の魅力をブランド化し、発信することで、摂津市の認知度とイメージのアップを目指すものでございます。具体的には、庁内の関係課で協議・検討会議を組織し、本市の持つ潜在的な名物、自慢などの地域資源を掘り起こすとともに、新たな魅力づくりにも取り組み、市内外に戦略的に情報を発信してまいりたいと考えております。

議員ご提案の市境界付近に摂津をPRする看板を設置してはどうかのお問いについてでございますが、比較的交通量の多い幹線道路が市境界を走る本市にとりましては、一定のPR効果が期待できるものと思われれます。ただし、これらの幹線道路は府道であるため、看板設置用地の占用手続きなど、相手方のあるお話にもなっておりますことから、今後、関係課と協議する中で、費用対効果の面なども勘案しながら検討をしてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 市の美観とイメージアップについてのご質問にお答えいたします。

本市では、大正川は、昭和園より茨木市から流入し、三島1丁目地先で安威川に流れる大阪府管理の一級河川でございます。堤防には占用中央道があり、通勤・通学やウォーキングなど、多くの市民に利用されております。平常時はこのように多くの市

民に利用されていますが、河川の本来の機能として治水機能があり、大雨時には流域の雨水を集めて下流に流し、流域住民の安全・安心を担うものであります。堤防は河川の重要な治水構造物であります。

管理者である大阪府茨木土木事務所は、堤防の機能維持を最優先に考えておりますが、親しみのある河川環境づくりも必要であります。堤防に案内板設置とのご趣旨でございますが、今後、設置につきまして関係機関と協議に入っております。

○渡辺慎吾議長 消防長。

(樋上消防長 登壇)

○樋上消防長 火災の予防活動と消防の広域化についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市における住宅用火災警報器の設置状況でございますが、全国の火災による死者発生状況を鑑み、消防法が改正され、市の条例により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務づけるよう定められました。本市におきましても、火災予防条例を改正し、平成18年6月1日から施行し、既存住宅につきましては5年間の猶予期間を設け、平成23年6月1日から消防用設備等が設置されている共同住宅を除く全ての住宅に設置を義務づけいたしました。

本市における住宅用火災警報器の設置状況でございますが、平成24年度の70%から年々増し、本年6月1日現在、75%という状況でございます。

続きまして、吹田市との消防指令業務共同運用の進捗状況のご質問にお答えいたします。

吹田市・摂津市消防指令センターの構築に向けましては、現在、消防通信指令事務協議会において具体的な協議を進めているところでございます。機器の整備に関しま

しては、本年6月にシステム整備業務委託契約を締結いたしまして、現在、予定どおり整備完了に向けて進んでいるところでございます。また、本整備に関連する庁舎改修工事も予定どおり進行いたしており、今後は、年度末の工事完了とともに、センター指令員の操作研修なども実施してまいります。平成28年4月、新システムによる消防指令業務共同運用を開始し、さまざまな社会背景を受けて複雑多様化する消防需要に対し、広域連携のメリットを生かし、迅速・的確に対応してまいります。

○渡辺慎吾議長 水谷議員。

○水谷毅議員 まず、一つ目の広報活動について。

月2回の広報紙については、最近、レイアウトもとても見やすくなっていると感じます。広報紙に望むところとすれば、市のホームページにリンクをするQRコードの表示を検討いただきたいと思います。

また、ホームページについては、見やすさや探しやすさもテーマになりますが、各課で掲載されるときに、見出しや本文、添付書類の表示方法等、一定のルールを設け、統一性のある庁内情報の流れを築き、今後、大幅リニューアルに臨むに当たっての基礎作業をまずは充実していただきたいと思います。

次に、広報板について、設備のメンテナンスや適正配置及びさらなるコミュニティの拡充につながる活用についてお尋ねをいたします。

さらに、インターネットを通じたSNSなどのツールとは別に、通知型の、いわゆるプッシュ型の情報発信についてです。大阪市では、市政情報を発信するスマホ用の専用アプリの作成を一般から公募し、導入

されました。事前に必要な情報をカテゴリーの条件指定することで、欲しい情報のみ受信できるようになっています。本市においてもこのような取り組みができないものか、お伺いをいたします。

次に、二つ目の市のイメージアップについて、大正川の美観の件です。

河川の管理者は府の土木事務所である点は理解ができます。しかしながら、川をきれいにする、親しみのあるものにしていくという取り組みについては理解を示していただけるものではないかと考えます。本市としましても、府下で前例をつくるという気概で、例えば、大正川を大きな憩いの生物観察・景観ゾーンとして、積極的な推進をぜひともお願いいたしたいと思えます。今後、ハード面では土木下水道部、そして、ソフト面では市民活動支援や企業協力も見据え、産業振興の分野でもお力添えをぜひともいただきたいことを要望いたします。

次に、イメージ戦略の件です。「知って」「訪れ」「住んで」もらえるという今後の行革のプランとして、市の境界におけるイメージアップの取り組みは非常に効果の高い取り組みと考えます。市境界のイメージがよければ、たくさんの方に好印象で摂津市を見ていただけるのではないかと考えます。管理者が大阪府にあるという実情もありますが、どうか、さらに熱意を持って、目に見える市の魅力づくりに力を注いでいただきたいと思えます。具体的には、摂津市を示す表示板もそうですが、例えば、本市に入ってから一定の区間を摂津アピールゾーンとし、歩道の防護柵などを活用し、明るい活動的なまちをイメージする取り組みを要望いたします。

本年、環境業務課のパッカー車に子どもが描いた絵が掲示され、市民の皆さんから

反響がございました。市制施行50周年の佳節、新しい摂津を、未来ある感性豊かな子どもたちの発想も取り入れながら、教育委員会や高校、大学等とも強い連携を築いていただき、みんなでつくり上げる新しい摂津のまちづくりに知恵を絞っていただきたいと思えます。

また、本市には、世界に通ずるようなものづくりを行っている企業も数多くあります。どうか、摂津で働く皆さんが誇りに思える企画を、産業振興の面でもよきパートナーとして企業を募り、スタートしていただきたいと願います。本市のさらなる繁栄のためには、「知って」「訪れ」「住んで」もらえる、そして、子どもの声が聞こえるまちが、やがては生産人口の増加となり、新しい摂津のまちづくりに大きな力となることは間違いないと確信いたし、実現に向けて重ねての要望といたします。

続いて、消防関係です。

火災報知機の設置率について、大阪府下の平均は83%と伺いました。本市では75%と少し低いように思いますが、これまでの啓発活動と今後の取り組みについてお聞かせください。

指令業務の広域化について、順調に準備が進んでいる旨、理解ができました。第5次行革には、消防出張所を統合・再編すると記載されています。市民の皆さんからは、今後の消防体制のあり方について、不安な思いを抱かれないかと心配をしています。今後の統合や広域化の方向性をお尋ねいたします。

2回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 広報板の活用とインターネットを使った情報発信についてのご質問に

お答えいたします。

広報板は、現在、市内に211基設置いたしております。管理につきましては、シルバー人材センターに点検業務を委託し、毎月末に損傷状況の報告をいただいております。設置につきましては、自治会等からの要望に基づき設置してきたことから、地域によって数に差はございますが、市全域といたしましては、おおむね必要数を確保できているものと考えております。既存の広報紙に他の情報機能を付加することなどにつきましては、費用対効果の面から考えて難しい面がございます。自治会等の活動などを周知するコミュニティボードとして、広報板を地域で有効にご活用いただきたいと考えているところでございます。

それから、インターネットを通じたプッシュ型の情報発信につきましては、市が発信する多くの情報から関心がある情報のみを簡単に取得できるようにする仕組みであり、年齢や生活環境などによって必要とする情報が個人で異なる中、利便性を向上する手段であると思われまます。一方で、インターネットを通じた情報発信技術は日進月歩であり、その持続性を見きわめていくことも必要であるというふうに考えているところでございます。市といたしましては、ホームページをわかりやすく使いやすいものにしていくことを優先的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 消防長。

○樋上消防長 住宅用火災警報器の啓発内容と今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

従前から、小学校区や各自治会での訓練、摂津まつりや防火フェアなどのイベントでの広報に加え、職員による個別訪問などを実施してまいりましたが、大阪府下の平均

設置率83%に比べますと、本市はいまだ低い状況でございます。来年度には条例の改正から10年を迎え、当時設置した住宅では、機器の交換など維持管理についての啓発も同時に行っていかなければならない時期に差しかかります。そのため、従前の活動に加え、地域に入り込んだ、よりきめ細かな啓発活動を展開してまいります。個別住宅及び連棟、長屋住宅など、全戸訪問を目標と設定し、地域に密着した防災リーダーであります消防団に協力をいただきながら、消防団と消防本部が連携して継続的に啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、消防広域化及び消防出張所の統合・再編の方向性についてのご質問にお答えいたします。

消防広域化につきましては、現在、摂津市民の皆様が必要とする消防需要に対し、的確にサービスを提供でき、また、今後も提供し続けられるように、適正な消防広域化について研究を進めているところでございます。また、消防広域化と合わせまして、施設、機械、人員などの消防力の適正配置を検証することにより、市民の皆様に対する消防サービスがより一層向上し、消防出張所の統合・再編も考慮でき得るものと考えているところでございます。現在、特に救急需要が増加する中で、消防車と救急車の乗りかえ運用や日勤職員の応援、また、火災発生時の迅速な非番招集により、単独消防として全消防職員が創意と工夫を持って全身全霊で業務に当たっておりますが、法の趣旨を勘案することもさることながら、本市の現状を踏まえ、具体的に目標を設定し、広域化を推進する必要があると考えております。

広域化による市民の皆様にとってのメリ

ットですが、初動態勢の強化、2次出動態勢の充実など、消防力の増強による消防車、救急車の現場到着時間の短縮などでございます。また、スケールメリットを生かし、災害を確視した段階で、応援要請することなく災害現場に応じた部隊を投入でき、迅速・的確に対応できること、市民の皆様の安全・安心を守ることに大きなメリットが期待されるものでございます。

○渡辺慎吾議長 水谷議員。

○水谷毅議員 一つ目の広報活動について。

広報板については、常に新しい情報を提供するために、どのようにすればいいのか。例えば、定期的に行事のお知らせ等を作成し、点検業務のときに張りかえるなど、検討をお願いしたいと思います。

通知型、いわゆるプッシュ型の情報発信については、例えば、防災や子育てに関する情報に特化するなど、専用アプリもしくはメールマガジンを活用した形で、本市の特徴をアピールできるツールにもなり得るため、ぜひとも実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

ホームページについては、本市を知る顔ともいべきトップページは、特に力を注いでいただき、魅力あふれるものにと要望いたします。

続いて、三つ目の消防関係です。

火災報知機の設置率向上のために、消防団の皆さんが訪問し、活動を実施いただけることについては、市民の皆さんにとっては本当に心強い取り組みであると思います。現状、大阪府下の設置率の平均に至っていない理由が、本市の場合、どういう点にあるのか。例えば、借家に普及しているのかどうか等、せっきく消防団の方をお願いするのであれば、事前にその傾向と具体的な取り組みを一定の確度を持って臨むことが

大切であると思います。また、仮に設置や更新の意思をお持ちであるにしても、ご本人で設置ができなかったり、どこで購入したらいいのかわからない場合もあると思います。啓発活動のもう一步先の取り組みを含め、推進をお願いしたいと思います。条例が改正された時期に、自治会によっては共同購入を推進された地域もありました。自治会などとも連携し、事故のないように、また、シルバー人材センターでも取りつけ等の作業に応じていただける旨も伺っていますので、情報を共有していただきたいと思います。

広域化についても、先手を打って臨んでいただきたいことを要望し、終わります。

(発言終了のブザー音鳴る)

○渡辺慎吾議長 水谷議員の要望がありましたけど、この3点について、市長ご自身、何か思い入れがあるようなことがあったらご答弁いただきたいと。

○森山市長 何点かのご質問、ご要望をいただきましたけれども、その中で、消防の広域化、これも非常に難しいことですが、大切な課題。国のほうで最近、広域化、広域化という話がよく出てまいります。常々私は言っているんですけども、広域化、目的はいろいろあると思います。1足す1を3にも5にもしよう、より安全・安心の機能を高めようということではないかと思えます。ただ、これは一つ方向を違えると粗削りになってしまうおそれもあるわけです。そんなことで、今後広域化を進めていく上で、摂津市は、摂津市ならではのいいですか、摂津市にしかないいいですか、摂津だからいいですか、地形、このまちの形態、いろいろ特徴があるわけでありますから、この辺をしっかりと押さえていいですか、検証した中で、そして、関

係市とまた調整・協議に入っていかななくてはならないと思っております。

その他については、担当からの説明をまたしっかりと踏まえて頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

1 番目、小学校跡地・集会所・ちびっこ広場など全ての公共施設を含めた、地区ごとの公共施設の適正配置検討による再配置の必要性について、質問いたします。

まずは、先日発表されました第5次行政改革実施計画ロードマップにおける小学校跡地、集会所、ちびっこ広場についての考え方をご答弁お願いしたいと思います。

次に、2 番目、健康・医療のまちづくり計画と歩きたばこ禁止区域の指定についてですが、現在、摂津市と吹田市、国循、その他の関係者で進められております。健康・医療のまちづくり会議におけるたばこ対策の検討について、どのような方向に向かっていくのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、3 番目、安威川以北での病児・病後児保育の実施についてですけれども、1 回目に、本市の病児・病後児保育の実施の現状について、ご答弁をお願いします。

次に、4 番目、老朽化する私道のうち、位置指定道路の今後の方針についてですが、まず初めに、位置指定道路とはどのようなものなのか、また、現存する路線数などについて、ご答弁をお願いいたします。

1 回目、以上で終わります。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 今後の公共施設のあり方についてのご質問のうち、旧味舌・旧三宅小学校跡地についてお答え申し上げます。

今後の両小学校跡地の活用につきましては、今年7月の総務常任委員協議会において、既存校舎は耐震性能、法的条件の視点から解体撤去とし、恒久施設として残す体育館用地以外の活用用地は売却を基本に検討するという市の方針を申し上げたところでございます。この方針を受けまして、第5次行革実施計画のロードマップにおいても、既存建物の方向性を踏まえた土地利用計画を決定していくことを記載させていただいたところでございます。売却面積等は今のところ未定でございます。今後、財政状況を勘案しながら、さらに条件等を整理、比較検討した上で、具体的な売却面積、時期などを決定してまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 ご質問のうち、市立集会所の再配置の考え方についてお答えをいたします。

集会所は、地域活動の場として53か所設置されておりますが、多くは老朽化が進んでおり、今後の建て替え等が課題となっております。現在、各集会所の利用状況や劣化状況を把握するため、集会所の使用頻度や運営及び使用状況の聞き取りを行い、また、集会所点検調査シートを作成し、現状の老朽化について詳細な調査を進めています。

集会所は、地域に細かく配置されている

ことから、他市にはない本市の特色として、福祉的な活用、例えば、いきいきサロンを開催する場所として利用が期待される一方で、全ての集会所の建て替えは多額の建設費用が必要となり、財政を圧迫することが予想されます。今後作成します再整備方針では、これらさまざまな要素を総合的に判断し、施設の更新計画や機能集約、用途転用など、検討を行ってまいります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 ご質問のうち、ちびっこ広場の考え方についてのご質問にご答弁申し上げます。

現在、市内には97か所のちびっこ広場がございます。今回の改革では、今後、効率的な管理を行うために、まず、保健福祉課と公園みどり課との複数での所管から管理運営の一元化を行い、その後、適正配置を目標にあり方を検討し、整理するものがございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部理事。

(島田保健福祉部理事 登壇)

○島田保健福祉部理事 健康・医療のまちづくり会議におけるたばこ対策の検討状況についてのご質問にお答えいたします。

健康・医療のまちづくり会議は、昨年7月、国立循環器病研究センター、吹田市民病院、吹田・茨木両保健所、摂津・吹田両市の医療行政関係者を構成メンバーとして発足したものでございまして、吹田操車場跡地、現在、摂津市を含む関係者によりまして北大阪健康医療都市という名称をつけておりますが、略して健都と呼ばせていただきます。この健都を中心といたしました今後の地域医療のあり方等について議論を重ねてまいりまして、先月、中間報告を取りまとめたところでございます。喫煙は、

肺がんをはじめとする多くのがんや、虚血性心疾患、あるいは脳血管疾患といった循環器病疾患の主要な原因でございます。また、たばこの煙は、喫煙者本人のみならず、喫煙者の周囲の者に対しても受動喫煙による肺がんや心疾患などの危険因子となります。このため、中間報告では、たばこ対策について委員から多くの意見が寄せられ、健都における路上喫煙の禁止を検討すべき等の意見が盛り込まれたところであります。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 本市の病児・病後児保育の実施状況についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、病気回復期にある児童の保育を行うことにより、病気の早期回復及び保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的として、平成18年度から、安威川以南地域に位置する民間保育園1園において病後児保育事業を実施いたしておりますが、病児保育事業については、現在、実施施設はございません。病後児保育実施園では、専用の保育室で保育士及び看護師をそれぞれ1名配置し、実施園の在園児だけではなく、他園在園児も対象とし、1日2名まで受け入れる体制を整えていただいております。

ご利用の案内については、利用方法、利用時間、手続き等を記載した病後児保育利用のお知らせチラシを配布いたしておるほか、本市のホームページにおいても利用案内をいたしておるところでございます。

近年の利用状況は、平成25年度が延べ17人、平成26年度は延べ21人であり、いずれも実施園の園児の利用が中心となっております。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 位置指定道路の現状についてのご質問にお答えを申し上げます。

建築を目的とした開発行為に伴います道路につきましても、大きく分類いたしますと、市への寄附などにより市が管理する認定道路と、個人が所有し管理される位置指定道路に分類することができます。位置指定道路につきましても、有効幅員が4メートル以上とし、特定行政庁でもあります大阪府の指定を受けておりますことから、個人所有の道路でありましても、一般の交通の用に供し、建築などが可能な道路としての取り扱いとなっております。

現在、開発行為の申請時点におきましても、位置指定道路でありましても、本市開発協議基準に基づき指導いたしますとともに、道路用地の市への寄附を求めており、平成26年度末時点で位置指定道路として指定されております路線は累計で431路線であります。指定後、市へ寄附され、認定道路として管理されております215路線の道路を差し引きますと、現在の私道としての位置指定道路は216路線となっております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目の公共施設のあり方についてですが、先ほど、各課の考え方をご答弁いただきましたが、小学校跡地については、売却方針で売却面積、売却時期を今後検討していくとのことでした。また、集会所は、施設の更新計画や機能集約、用途転用などを検討するとのことでした。そして、ちびっこ広場は、第5次行革では管理体制の合理化

を行い、その後に適正配置の検討を行うとのことでした。小学校跡地、集会所、ちびっこ広場や公園など、さまざまな公共施設の中には、それぞれの地域にあって、既に役目を終えているもの、また、地域ニーズに合っていないもの、また、足りない施設など、さまざまな事情があると思います。私は、それぞれの施設を別々に検討していくのではなくて、あえて小学校区を基準にした地区ごとに、地域住民の方も含めて、地域の全ての公共施設をテーブルの上に乗せて、公共施設の適正配置検討をし、集会所をはじめ、地域ニーズや問題の解決を図るとともに、再配置及びダウンサイジングを共同で実施することが必要だと思いますが、そうした考え方に対して、どのように考えられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、2番目、歩きたばこ禁止区域の指定についてですけれども、先ほどのご答弁で、中間報告に健都における路上喫煙の禁止を検討すべき等の意見が盛り込まれたとのことでしたが、隣の吹田市では、環境美化推進重点地区、また、路上喫煙禁止地区を設けて、指導員による過料の徴収が行われており、今年2月より市全域で歩きたばこ禁止を実施されています。そして、市内の至るところに啓発のためののぼりが立てられておりました。健都は健康がコンセプトになっていることから、本市の健都の区域も禁煙指定区域にすべきだと思いますが、お考えを再度ご答弁をお願いいたします。

次に、3番目、病児・病後児保育についてですが、現在は安威川以南の1園で病後児保育が実施をされていますが、安威川以北での必要性についてはどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、4番目、老朽化する位置指定道路

についてですが、先ほど、現存するのは216路線との答弁がありました。中には随分と路面の老朽化が進み、市民の方々から舗装改修についてよく相談をいただくことがあります。今後の改修についての補修範囲の拡大や、市に寄附などを行い、管理移管することについての本市の考え方についてご答弁をお願いいたします。

以上で2回目、終わります。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 公共施設全体の今後の方向性についてお答え申し上げます。

これまで本市では、道路や上・下水道などのインフラをはじめ、集会所や教育施設、公民館などの公共施設を建設し、サービスを提供してまいりました。これらの施設の多くは、昭和40年代から50年代の人口急増期に建設したもので、近い将来、経年劣化による更新時期を一斉に迎えることになります。

このような中、議員ご提案のとおり、市域全体として再配置を考えるのではなく、各地域ごとに求められる公共施設の量を検討することや、目的の異なる公共施設の一つにまとめ、複合化を図るといった考え方も有力な考え方と思います。また、今後、人口減少社会が到来し、税収の伸びも期待できない状況のもとでは、現状の施設数を維持していくことは将来世代に大きな負担を残すことにもなりかねません。したがって、本市における今後の公共施設の方向性でございますが、時代とともに変化する地域のニーズ等を踏まえながら、施設の統合、再配置も含め、適正な公共施設の量と機能を十分に検討してまいり所存でございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部理事。

○島田保健福祉部理事 歩きたばこ禁止区域

の指定についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、今後、健都において、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防、健康づくりに関する先進的なモデル地域づくりを進めるに当たりましては、健都周辺における喫煙対策については非常に重要であるというふうに認識しております。このため、健康という切り口から見た路上喫煙禁止区域について、他の自治体の先行事例等の調査を進めているところであります。

また、健康・医療のまちづくり会議の中間報告の内容につきましては、摂津市健康づくり推進協議会に設置いたしました部会においてご議論をいただいております。年内には、喫煙対策を含め、今後の摂津市の健康・医療施策の基本的な方向性について、答申をまとめていただく予定といたしております。本市としましては、当該答申を踏まえて策定する、仮称ではありますが、健康・医療のまちづくり計画の中で、路上喫煙禁止区域の設定の考え方についてお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、安威川以北での病児・病後児保育の実施についてのご質問にお答えいたします。

平成26年度に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画におきましても、利用可能な施設を周知し、既存施設での利用を充実させるとともに、実施保育所を増加し、量の確保に努めますとしており、安威川以北地域での病後児保育事業の実施につきましては、現在の実施園の利用状況やニーズ、保護者が利用しやすい配置などの

視点から、必要性につきましては十分認識いたしております。

病児・病後児保育事業の実施につきましては、専用スペースの確保や看護師等のスタッフ配置など体制整備も必要となりますが、安威川以北地域での保護者の子育て、就労を支援する重要な施策として、摂津市子ども・子育て会議や保育関係施設等のご意見もお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 位置指定道路が老朽化する中、今後の改修の考え方についてのご質問にお答えいたします。

本市が管理しております市道の延長は約200キロメートルございまして、舗装のひび割れやわだちなどの路面状況の調査を行いまして、通行の安全性を確保するとともに、事故防止を図るため、アスファルト舗装の路面の状況で、亀裂やわだちなどの発生により劣化が著しく、通行に支障がある場合、優先順位を考えて緊急性の高い箇所から補修を行っているところでございます。しかしながら、市が管理する道路では、まだまだ舗装の劣化や損傷が数多く見受けられますことから、管理道路以外の舗装に着手することは困難であると考えております。寄附を受ける道路につきましては、幅員や構造など基準を満たしていなければなりませんので、寄附をされようとする道路が基準を満たされているかどうか、相談に応じて協議はお受けいたしていきたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

初めに、公共施設の適正配置についてですが、先ほど、少しは前向きに考えていただけるような答弁をいただきました。その中で、地域のニーズを踏まえてというふうに言われましたけれども、役所の考える地域ニーズと地域の考えるニーズがずれていることがこれまでにありました。平成22年5月に三宅地区の方々から提出された地域住民の願いである旧三宅小学校跡地の活用を求める要望書にも、三宅地区には、三宅小学校跡地を除けば、防災広場、公園、ちびっこ広場、公民館などが存在しないことが記載されていましたが、これは実際の地域の実情であり、ニーズでもあります。以前に千里丘東1丁目で大きな住宅開発が行われましたが、近くにちびっこ広場が存在したために、新たに築造する指導はされず、後になってそのちびっこ広場が閉鎖され、周辺には子どもたちが爆発的に増加し、ちびっこ広場の必要性が大変高まっており、そうしたことも考えますと、旧三宅小学校跡地の売却だけを先行させると、地域ニーズを全く無視してしまうことにもなりかねません。千里丘地域では、千里丘保育所跡地の売却のときに、千里丘公民館の建て替えのことやちびっこ広場の移転など、役所主導の売却計画が先行されましたが、もう少し地元の意見を聞いていただければ、もっと合理的でいい形の計画になったと実感をいたしました。

そのことを解消するように、現在、千里丘公民館の工事に関して、地元自治会と協議の上で、集会所とちびっこ広場と駐車場の一部を閉鎖し、売却することにより、建設費用を捻出することになっています。千里丘地域だけではなくて、別府コミュニティセンターの建設に関する取り組みもそうですし、今後行われます正雀地域でのコミ

ユニティ施設の計画も同じように取り組んでいかれると思います。こうした取り組みをさらに発展させ、市内の全地域で再配置の検討を実施していくことが必要だと思います。

今回、平成27年度の一般会計の補正で、吹操跡地の7街区の一部、8街区が高く売れたことなどによりまして、基金が約143億円と倍増することになり、時間的余裕ができたことから、今の段階から検討を始めて、小学校跡地だけを特化して売却するのではなく、地区ごとに全ての公共施設を対象に再配置計画を作成することで、手をつけにくかった集会所問題の解決や地域のニーズに合った再配置が可能だと考えますが、その必要性について、再度ご答弁をお願いいたします。

次に、健都の禁煙指定区域についてですが、先ほどの答弁で前向きに検討が進んでいくことが確認できました。摂津市内の健都区域には緑道や公園もありますので、歩きたばこ禁止より厳しい公共施設の禁煙指定区域にしていきたいと思います。そして、健康を意識するネーミングが大事です。例えば、健康増進禁煙地区などはどうでしょうか。以前に、南千里丘まちづくりのコンセプトの一つが健康であったことから、平成22年6月の一般質問において、南千里丘地域を禁煙指定区域にすべきであるとの質問をいたしました。このときは実現には至りませんでした。今後は、健康増進の目的から、段階的にこの禁煙区域を拡大していくことも必要だと思いますが、その考え方についてご答弁をお願いしたいと思います。

次に、3番目、安威川以北での病児・病後児保育の実施についてですが、先ほどの答弁で必要性は認識しているとのことでした。

近年、南千里丘地域のマンション増加で乳幼児が非常に増えており、待機児童の問題が発生をしており、保育所も増設されていますが、それでも足りない状況です。そうした意味から、安威川以北には病後児保育に対する高いニーズがあると思います。また、今後開発される健都に1,000戸規模のマンションが建設されると、乳幼児が激増いたします。近い将来では、正雀保育所の建て替え時に開設してもらうこともできますし、また、少し先には、健都の子どもたちのために保育所の新設が必要になります。その時点に設置してもらうことなどが考えられると思います。その見通しについて、再度ご答弁をお願いいたします。

次に、4番目、老朽化する位置指定道路についてですが、現存する216路線の道路は、形状に何らかの問題があるなどで、すぐに帰属できない条件の路線もあります。また、位置指定道路は、建売業者が申請、築造後、売却されることから、個人管理が原則であることを理解されていない方が多いのが問題です。さらに、老朽化していく中では何らかの対策が必要になります。また、寄附に対する周知ももっと積極的に実施をする必要があります。公的な道路として認定道路と同じように公共に供しているのに、優先順位がつけられているのは不公平だと思います。今後の問題点として、位置指定道路についても、何らかの方法で舗装改修が進むように、積極的な施策の展開を強く要望いたしまして私の一般質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 公共施設の再配置についてお答え申し上げます。

人口減少社会を迎える中で、各公共施設を現状の数量のまま維持し続けることは、財政的に非常に負担が大きく、なかなか難しいことと考えております。今後の公共施設の方向性につきましては、施設の統合や再配置も選択肢の一つとして考えております。したがって、今後の公共施設のあり方につきましては、いま一度しっかりと将来への展望を見通すとともに、それぞれの地域ごとの状況にも鑑み、適正な公共施設の量と機能を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部理事。

○島田保健福祉部理事 健都の禁煙指定区域のネーミングについてと、今後の区域拡大の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

議員からは、路上喫煙禁止区域について、市民に健康を意識してもらうための手法としてネーミングも大切であるというご指摘をいただきました。また、健都にとどまらない段階的な区域拡大を検討してはどうかのご意見をいただきました。繰り返しのところもございますが、本件につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、現在、摂津市健康づくり推進協議会の部会においてご議論をいただいております。路上喫煙に対する対応や、その範囲といった具体的な方向性につきましては、年内に取りまとめが予定されております答申により示される予定でございます。今回の議員のご意見、ご指摘につきましては、当推進協議会にもお伝えをしてまいりたいというふうに考えております。

本市としましては、同審議会からの答申を尊重いたしまして、健康・医療のまちづくり計画を策定してまいりたいと考えており、同計画の中で路上喫煙禁止区域の設定

の考え方についてお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 正雀保育所の建て替え時や健都における住宅開発に合わせたの病後児保育の実施についてのご質問にお答えいたします。

健都における住宅開発に伴う保育所需要増加については認識いたしておりますが、今後、情報収集に努め、対応策を検討してまいりたいと考えております。

一方、正雀保育所の建て替え時の病後児保育の実施につきましては、運営事業者募集要項に、延長保育、一時保育、病児・病後児保育など、地域子ども・子育て支援事業の実施に努めることと記しており、運営事業者として決定いたしました社会福祉法人とも協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、非婚母子家庭の保育料の算定において寡婦控除と同様のみなし適用をすることについて。

寡婦控除は、昭和26年、子どもを抱える戦争未亡人の救済のために導入され、その後、繰り返し改正が行われ、対象者も拡大し、所得条件はありますが、ひとりで子育てをする父親も対象になっています。ただし、婚姻歴の条件は変わっておりません。所得額を基準に算定される保育料は、非婚の母子家庭には要件が該当しないため、同

じひとり親世帯で同じ所得でも保育料に差が付きまます。平成25年12月に、嫡出子と非嫡出子の相続を同等とする最高裁の判決を受けて、遺産相続についての民法が改正されたことも影響し、非婚の母子家庭でも寡婦控除が適用されるとみなして、所得額の計算を採用する自治体が増えています。本市での寡婦控除のみなし適用についてのお考えをお聞かせください。

次に、不育症治療費の助成金について。

これは、市民の方から相談がありました。一般に結婚後2年間を経過して妊娠しない状態を不妊として、子どもが欲しいと望んでも子どもに恵まれない夫婦はおよそ10組に1組あると言われており、不妊治療を受ける夫婦は年々増加しています。不妊治療には保険適用があり、適用以外の治療には特定不妊治療助成金もあります。ところが、妊娠はするけれど、流産や死産を繰り返す不育症の治療には保険適用がありません。不育症は、一般的に、2回流産が続いて場合、検査を勧められ、不育症であっても出産は可能ですが、不育症になる原因がさまざま、適正な検査と治療を受ければ85%は出産にたどり着けると言われています。不妊とは違って認知度が低く、流産の経験は、悲しみとともに自分を責め、相談できなかつたり精神的なダメージを受けてしまいます。また、治療が高額なため、出産を諦めるか、やっと第1子をもうけても、第2子まで続けられないという結果につながります。

不妊症、不育症の相談について、ホームページに相談窓口を案内している市がありますが、本市では不育症に関する相談や問い合わせにどのように対応されていますか。また、不育症治療に助成金を出す自治体がありますが、市としてのお考えをお聞かせ

ください。

次に、防犯カメラの設置拡大について。

昨年、警察庁生活安全局が安全・安心まちづくりの推進要綱の改正をされ、推進に係る資機材として防犯カメラが追加されたことも影響し、今年予算に防犯カメラ設置に取り組む自治体が増えているようです。

さて、摂津市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインが制定されて3年目になります。現在の設置状況についてお答えください。

以上、1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 非婚母子家庭の保育料算定を寡婦控除と同様のみなし適用することについてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度における保育所等の利用者負担額については、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が市町村民税額をもととして決定することとされております。本市におきましても、市町村民税額をベースに利用者負担額の階層を決定いたしますが、子育て中のご家庭の負担軽減を図るため、各階層ともに国が定める水準を下回るよう金額設定をしておるところでございます。また、一部階層では、母子世帯等に対しまして負担が少なくなるよう設定しております。

近隣自治体において、利用者負担額算出に当たり、非婚母子家庭に対し、寡婦控除同様のみなし適用を実施されていることは認識いたしておりますが、本市での適用に関しましては、保育料審議会や子ども・子育て会議のご意見もお伺いする中で、本市の子育て支援、母子家庭等支援施策全体の中で検討する必要があると考えておるとこ

るでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 不育症についての相談状況と治療費の助成についてのご質問にお答え申し上げます。

不育症は、妊娠した後、流産、死産などを繰り返し、結果的に出産に至らない場合、不育症と呼ばれております。不育症につきましては、まだ認知度も低く、大阪府におきましては、不妊・不育にまつわる電話相談を設置し、情報の提供や相談の体制を整えております。本市への相談につきましては、今年度、1件お聞きしている状況でございます。

不育症は、早い段階で適切な診療や治療を受けることで高い治療効果が得られると言われておりますが、治療は自費診療となるため、高額となる状況にございます。大阪府におきましては、不妊に悩む方への特定治療支援事業として費用助成を実施いたしておりますが、不育症に対する治療費の助成事業はございません。

本市といたしましては、不育症と診断された方が適切な治療により子どもが持てるよう、まず、大阪府の相談事業について、ホームページで情報提供に努めるとともに、不育症の治療につきまして、保険診療の対象とすることや、不妊症と同様に費用助成の対象とするよう、市長会を通して府や国に要望してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 本市における防犯カメラの設置状況についてのご質問にお答えいたします。

本市では、安全で安心して暮らせるまち

を目指し、犯罪抑止の一助となる24時間撮影が可能な街頭防犯カメラを、平成25年度に20台、平成26年度に10台の計30台を、庁内関係各課及び摂津警察署と協議し、市内主要交差点を中心に設置をいたしました。そのほか、防犯カメラとしましては、駅前市営駐車場や駐輪場、市営住宅やコミュニティプラザなどの公共施設と千里丘ことぶき商店街でも設置されております。また、本年度は10台の増設を予定しており、現在、設置箇所について協議を行っているところでございます。

○渡辺慎吾議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、寡婦控除のみなし適用については、市民の方から、摂津市では保育料のみなし適用がありますかとのお問い合わせがありました。ひとり親同士でも、離婚か未婚かということは聞きづらく、未婚の人は言い出しにくいことです。

生活が苦しい、病気になる、子どもの教育に目を向けてあげられない、勉強についていけないなど、さまざまな課題を抱えるひとり親について、「子どもの貧困」の著者、阿部教授は、「考える力や、自分は頑張れば何かできるという力、自分は価値のある人間だと思える自己肯定感は幼児期に育まれます。親との愛着関係が子どもの人格の一番の基礎です。そのため、乳幼児を持つ家庭への支援は非常に大切です。」とされています。

公明党は、3年前に、母子家庭の婚歴の有無で区別せず、市営住宅の家賃減免や保育料の算定に当たって、寡婦控除と同様のみなし適用できないかと質問し、制度導入できるか、他市の事例を調査していくとのご答弁でした。今回は、子育て支援、母子家庭支援施策全体の中で検討する必要があるとのお答えです。ぜひ、非婚母子家庭の

保育料負担軽減を進めるため、寡婦控除のみなし適用の実施を要望いたします。

次に、不育症治療費の助成金についてですが、妊婦健診公費助成が12万円に拡充され、市内での出生数が増えて、妊娠、出産の支援は大変喜ばれています。まち・ひと・しごと創生法が制定され、内閣府地方創生推進室からの地方人口ビジョン策定の資料を参考に、摂津市においてもまちづくりに関する市民意識調査が実施されました。この調査は、総合計画の中間評価及び人口ビジョン総合戦略の策定に役立てることを目的としています。まち・ひと・しごと創生には、結婚、出産、または育児に希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図るとあり、市民意識調査にもこれらに関する項目が盛り込まれてあります。結果はこれからですが、子育て支援の充実は重要な課題になります。少数である不育症患者に対して助成金を実施する近隣自治体を参考に前向きなご検討を要望していきたくと思います。

次に、防犯カメラについてですが、商店街の店主から夜間警戒のために防犯カメラをつけてもらえないかと聞かれたことがあります。千里丘ことぶき商店街に防犯カメラが設置されていますが、商店街の設置に補助金がありますか。また、主要交差点を中心に設置されていますが、居住エリアの設置はどうですか。防犯カメラ増設に当たり、自治会から要請があれば補助金を出す自治体もあります。防犯カメラ設置の補助金制度についてお答えください。

以上、2回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 商店街や自治会が防犯カメラを設置する場合の補助金制度のご質問にお答えいたします。

防犯カメラは、犯罪防止や容疑者特定などに大きな効果があることから、全国的には自治会や商店街でも設置が進められているところがございます。商店街につきましては、安全で安心して買い物ができる環境づくりのため、防犯カメラを設置される場合には、その費用の一部に対して助成を行っております。自治会等につきましては、現在、補助金制度を実施しておりませんが、現在実施しております自治会に対しての事業補助制度の活用も含め、検討してまいります。

○渡辺慎吾議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、3回目です。

防犯カメラの設置に取り組む自治体は、通学路を中心にしており、高槻市は41小学校に各10台、箕面市は各小学校に平均50台、伊丹市は市内に1,000台、しかも、無線機と組み合わせて、小中学生、認知症高齢者の家族に小型発信機を有償で提供するなどが計画されております。尼崎市では、過去のひったくり事件から逃走経路を予測する手法を使い、防犯カメラを数か月ごとに移動する方法で、カメラ12台を業者から借り受けて、移動設置工事費と併せて予算を押さえています。ハード面だけでなく、ソフト面の強化として、警察と大学が協力し、学生ボランティアが通学路の見守りや青パトの運用を行う地域もあり、見守りのボランティア団体が高齢化していく中、若い学生の参加は大変心強いと思います。

先月、寝屋川市で中学生遺体遺棄事件が起こり、楽しい夏休みのはずが、世間を震撼させる事態となりました。同じ中学校に通わせる保護者とお話をし、先生たちは、生徒の捜査や見守りが夜中まで続き、疲労とストレスは大変だったようです。被害者

の友達やクラスのショックは大きく、徐々に戻りつつあるも、カウンセリングなどの対応がされています。また、マスコミが同じ中学校生徒の家に来て取材をする、反対に生徒がマスコミ関係者と連絡先を交換する、ネットには誹謗中傷の書き込み、市教育委員会、学校側の対応への批判など、いろいろな問題が発生しています。その保護者は、小学校を卒業して数か月の生徒が夜中に外出していることに驚き、子どもの行動把握と親の責任、さらに地域とのかかわり方が薄かったことに気づかされたと言われていました。

本市も、セーフティパトロール隊や子どもの安全見守り隊が活動されています。私も通勤時に毎朝見守りに立つご婦人に敬意を持ちました。ただ、大人にはあまり声かけをされず、気になって私から会釈をしてみると、返していただき、徐々に挨拶し合えたという経験があります。市の見守りを強化することを目的に、人間基礎教育に挨拶を掲げる市として、通学路は「挨拶ロード」と銘打ち、横断幕、ポスターなどで啓発し、子どもも大人も発声練習でもするかのよう声をかけ合い、地域コミュニティを強め、犯罪抑止に取り組むことを提案いたします。市長が言われるコンパクトで顔の見えるまちは、挨拶のまち、声かけのまちとなるよう、ご検討ください。

最後に、公明党は、抑止力となる防犯カメラ増設に関する緊急要望書を市長に提出いたしました。子どもたちを犯罪から守るための取り組みとして、森山市長のお考えをお聞かせいただくことをお願いして質問を終わらせていただきます。

○渡辺慎吾議長 市長、答弁いただくんですけど、1番、2番の要望に関して、もしくは思い入れがあるようやったら、それも併

せてご答弁をお願いします。森山市長。

○森山市長 何点かについてのご質問、ご要望でございましたけれども、その中で、私も勉強不足で、このたびのご質問で不育症ということに初めて認識をした次第でございますけれども、さように認知度が非常に低いということでございます。そういうことで、大阪府のほうで今そういう相談業務を行っておる、そういったことをまず市民に周知徹底できるよう、ホームページ等々で図っていきたいと思います。

そして、これは保険診療の対象にはまだなっておりません。今後、この対象にすること、また、治療費の助成等々について、市長会等々を通じまして、府とか国へしっかりと申し入れをしていきたいなと思っております。

防犯カメラのご質問でございますけれども、ちょうど平成25年ですか、摂津市は年次的に50台を目指して防犯カメラをつけていこうという方向を示していたと思います。その当時、あんまり取り上げられなかった話なんですけれども、それまで、この防犯カメラの設置については、いろんな見方があったことも事実でございます。その後、犯罪事情といいますか、子ども、またお年寄り等々を取り巻く安全・安心、この環境は一変いたしております。最近の防犯カメラに対する犯罪の抑止力、これは大きく見直されてきたと思います。そういうことで、早急に警察当局、そしてまた学校関係者等々とも協議をいたしまして、現行の補助制度の活用も含めた上で増設に踏み切ってまいりたいと存じます。

他の点につきましては、担当からの答弁のとおり、また取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾議長 福住議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 それでは、最初に、中期財政見通しと第5次行政改革実施計画について、5点お尋ねします。

1点目は、先日、昨年度決算を受けて示された年度別収支計画の概要案にかかわって、この見通し期間を、今回、なぜ10年間、平成37年度までとしたかについてです。本市として、中期財政見通しは、これまで毎年6年後までと示されてきました。そうであれば平成33年となり、基金を活用しても約12億円が残っています。また、第5次行革の最終年度である平成30年度では約73億円が残っています。こういうことでは行革の士気にかかわるということから、今回、財政見通し期間を10年間としたのではないかと感じていますが、この受けとめ方は間違っているのでしょうか。

2点目に、第5次行革項目の中の市単独各種補助の見直しに当たって、第5次行革の期間内に廃止・縮小を含めて見直しする項目と、とりあえず検討する対象、そして、この間示された、前議会でも取り上げた単独扶助費で、今回のロードマップに入っていない項目にと振り分けられているわけですが、この理由、根拠についてお聞きします。

3点目に、市単独で実施している補助金の見直しの中で3点お聞きします。

一つは、中小企業事業資金融資保証料補給金、利子補給金です。ロードマップでは、来年度に、預託金の増額等により銀行からの借入利率を抑え、利子補給金を削減と示されていますが、現状より改善になるのか。

二つ目は、ふれあい入浴補助金です。ロ

ードマップでは、平成29年度に廃止する介護予防日常生活支援総合事業の中で検討するとしていますが、その検討内容について。

三つ目は、花とみどりの補助金です。23年前、市街地農地の宅地並み課税実施に対し、農地の保全と景観を守るという位置付けで固定資産税の3分の2程度をめどに助成を行ってきました。来年度に見直すとしていますが、所有者の実情、思いを含め、その内容についてお聞きします。

4点目に、市職員定数を今後10年間で1割削減することについてです。

自治体現場における行革の中心点は、市職員の削減であります。いただいた資料では、この17年間では、正規職員で870人から27%減の640人に、非正規職員では188人から2.2倍の417人に、正規、非正規合計では1,058人から1,095人と微増という推移です。職員数の状況には、いろんな制度、行政システムの動きと合わせ、地方公共団体としての公的責任の度合いが示されています。

3点お尋ねします。一つは、10年後の非正規職員の構成率をどう見ているのか、二つ目に、10年後の保育所、幼稚園の状況はどうなっているのか、三つ目に、技能労務職では、この10年間で78人から36人へと減らす計画ですが、それぞれの現場がどういう状況になっていくのか、お聞きいたします。

5点目に、使用料、手数料等の見直しについてです。

多くの自治体と同様の考え方で、今回、受益の度合いについての理由づけを行い、見直しをしようとしています。これでいいのでしょうか。国民、住民の税金で運営されている自治体における公共料金のあり

方について、こうした方向だけではなくて、市の財政状況、市民の暮らしの実態、近隣自治体との比較等々など、総合的に判断することが重要だと思います。何よりも暮らしがどんどんしんどくなっていく中で、結果として負担増につながるこうした見直しに妥当性はあるのでしょうか。お聞きいたします。

二つ目に、摂津市地域防災計画策定を受けての当面の課題についてです。

最初に、台風18号による関東・東北豪雨災害で、人的被害を含め、甚大な被害が発生いたしました。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。こうした豪雨災害は、この大阪、摂津でも起きないという保証はありません。本市においても、今回新しく修正し、見直しを行った地域防災計画に沿って防災対策を構築していくとともに、今、大きな災害が発生した場合、どういう対応をするのかといった問題意識を持ちながら、早急に推進していくことが重要であります。

昨年、ハード面としての本市の治水対策について取り上げました。今回は、地域防災計画の修正がされたことを受け、今後の対応のポイントと思う点についてお聞きいたします。

一つは、今回の修正見直しした計画の中心点について。

二つ目に、全国どこでも行革の嵐の中で、自治体職員が削減されています。10年間で1割削減していますが、自治体としての構えについて。

三つ目に、2年前の災害対策基本法改正により、災害時要援護者名簿の義務づけがされました。この間の取り組みの到達と当面の具体的な計画について。

四つ目に、東京の国分寺市で取り組まれている市独自の防災まちづくり学校的なも

のを本市でも検討できないかについて。

五つ目に、地震、ゲリラ豪雨災害が今起きてもおかしくないというわけで、予算もかけて最大限備えていくという点での検討方向について、それぞれお聞きいたします。

3点目、生活保護に関わる住宅扶助基準の引き下げに対する本市の対応についてです。

この7月から、地域と世帯人数ごとに決めている住宅家賃の扶助基準額が大きく削減されました。削減総額は190億円です。生活保護受給者全体の27%に当たる44万世帯が影響を受けます。全国では、家主に値下げを頼め、7月から家賃が下がるから部屋をかわれといった誤った対応をしている自治体も出ているそうであります。

この間、厚生労働省は、7月14日の通知で住宅扶助の限度額を提示し、併せて、医療機関施設等への通院・通所をしていて、転居によって支障を来す場合、旧基準が適用される例外措置について、また、家賃の契約更新についての1年間の猶予措置について、5月13日には、住宅扶助の認定に当たっては、生活保護受給者の居住の安定や居住先確保についての留意事項について通知を出しました。大阪府では、6月15日に、二つの厚生労働省の通知で示された経過措置について、形式的に適用するのではなく、世帯主や生活状況を十分考慮し、慎重に判断するよう、「住宅扶助額の改定に伴う対応について」という通達を出しました。いずれも、生活保護受給者の実情を勘案して、人権を尊重した対応を行うよう求めたものであり、本市としても、この立場を基本に親身な対応が必要であります。

そこで2点お聞きいたします。一つは、本市の生活保護受給者への影響について、二つ目に、基本的な問題ですが、庁内にお

ける国・府の通達内容についての徹底は、生活保護受給者への対応は、不動産業界への対応はそれぞれどうされているのか、お聞きいたします。

以上、1回目です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 今回の中期財政見通しを10年に延長したことについてのご質問にお答えをいたします。

中期財政見通しは、翌年度の予算編成に当たり、現状のままの行政水準を続けると今後どういう財政状況になるかを職員がしっかりと把握し、共有してもらうために作成しているものでございます。これまでは当該年度プラス6年間の計画でしたが、今年度は、約68億円の吹田操車場跡地の土地売却収入、土地購入費を含む整備費等を除いても約40億円の収入があった中で、これまでの期間よりも先を見据えて財政状況を考えたときに、今、何をしなければならぬかを考えるための材料として作成したもので、これまでの作成の趣旨に何ら変更はございません。

次に、市単独扶助費の見直し項目についてのご質問でございます。

市単独扶助費の見直し項目については、ここ数年内に創設されたもので見直しを図ったものは効果の検証が必要なため除いており、それ以外のものは検討の対象としております。これまで効果のあった制度でも、その後の社会情勢の変化や社会保障制度の改革によって見直しが必要な項目や、また、人口減少、少子・高齢化が進行し、今後、市税等の歳入の減少が見込まれる中で、限られた財源の再配分、多様化・複雑化する市民ニーズに対応できる事業への再構築の観点から、事業の目的を再認識し、今後の

方向性を検討する必要があることから見直しの対象としております。今後、検討を行っていく中で、継続するもの、見直しが必要なものなど、さまざまな方向性が出てくると思われますが、時代に見合った市民ニーズの高い制度になるよう検討を重ね、関係団体との協議や議会の皆様とも議論を深めてまいりたいと考えております。

地域防災計画の修正を受けての当面の課題についてのご質問でございます。

地域防災計画は、災害対策基本法の改正、南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し、大阪府地域防災計画の修正を反映させたものであり、また、今後の本市防災対策の方針を定めたものとなっております。計画には、防災教育の推進と地域防災力の向上、庁内防災体制の強化という大きな三つの柱があり、これらを今後の課題として今年度から取り組みを実施しておるところでございます。

既に防災教育については、7月にスタートアップミーティング、教職員によるグループワークをスタートしており、今年度中に教育カリキュラムをまとめる予定です。また、地域防災力については、香和自治会と鳥飼中自治会をモデルとして、地域が主体となる防災マップ作成に取り組み、8月のキックオフ講演からスタートしております。

災害発生時の防災体制についてお答えをいたします。

災害発生時における全庁的な防災体制を強化するため、本年度の取り組みとして、各部署が計画に基づきマニュアル作成を行うもので、各部署が実施すべき災害対応を整理し、災害時に職員一人ひとりのスキルを向上し、迅速かつ適正に災害対策を実施することを目的としています。また、今後、

作成したマニュアルをより実効性のあるものにすべく、作成したマニュアルをもとに訓練を実施してまいります。

次に、災害対策基本法の改正によって要援護者名簿の義務づけがされたが、これについての取り組み方についてのご質問でございます。

災害対策基本法の改正により、新たに避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援関係者等への情報提供等の規定が設けられました。本市においては、平成23年度から災害時要援護者支援事業に取り組んでおり、既に要援護者台帳等の一定の整備は実施しておりますが、改正内容を確認しながら事業の推進に努めてまいります。

次に、国分寺市の取り組みについてでございますが、多くの市民参加による市民防災まちづくり学校を開催し、地域の防災リーダーの育成を実施されていると聞いております。学校での学びを通じて、市が防災まちづくり推進地区の指定を行い、防災に興味を持った人や自治会が自主的な防災活動ができる仕組みをつくるなど、地域防災力向上の取り組みであり、本市で行っております自主防災訓練や防災教育、防災マップの取り組みと近いことから、今後も災害に強い人づくり、まちづくりを行っていく参考としたいと考えております。

次に、災害の緊急時の職員体制についてでございますが、土木下水道部や都市整備部の職員による初期防災体制と、近隣に住み、30分以内に駆けつけることが可能な職員で構成する緊急防災推進員制度がございます。これらの職員が発災直後の災害に対応することになります。

避難情報の発信や避難所につきましては、テレビ、ラジオ、防災無線、エリアメールなどを通じた的確な災害情報の発信、避難

所、食料品などの確保のため、民間事業所との協定を進めてまいります。また、同意をいただいた民間業者等に表示プレートを設置し、緊急避難場所であることを周知してまいります。

次に、避難所である学校施設の耐震化は、今年度をめどに工事を実施しております。その他防災拠点について、防災拠点としての重要性を勘案しながら、逐次耐震化を促進してまいります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 中小企業事業資金融資保証料補給金、利子補給金の削減の考え方についてのご質問にお答えいたします。

中小企業事業資金融資につきましては、市内で事業を営む小規模企業の方が金融機関から事業に必要な資金を借り入れできるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあっせんする制度で、その融資に係る保証料、利子を補給するものでございます。第5次行革で利子補給金の削減を行うこととしておりますが、現在、借り入れに係る利率そのものを預託金の増額や協調倍率の見直し等により引き下げることができないかなど、小規模事業者の負担が増えない方策の検討を行っており、今後、金融機関をはじめ、関係機関と協議してまいるところでございます。

続きまして、花とみどりの補助金についてのご質問にお答えいたします。

花とみどりの補助金制度は、平成4年に、市街化農地の宅地並み課税に対して、住宅地内にある農地の保全を図るため、景観作物を育てていただくことを条件に助成する制度として創設したものです。平成27年度も12件、1万4,921平米の申請がございます。

国におきましても、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境形成に資することを目的として、本年4月に都市農業振興基本法が公布、施行されました。本基本法には、国等が都市農業の防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境保全等の機能の発揮に資する施策や税制上の措置を講ずることが規定されております。今後、国の施策との整合性を考慮し、本補助金制度の見直しを検討してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 ふれあい入浴補助金についてのご質問にご答弁申し上げます。

ふれあい入浴補助金は、昭和62年1月に、敬老精神の高揚及び高齢者福祉の向上を図る目的で開始され、その後、入浴を通して高齢者と子どものふれあいの場を創出することを目的として継続されております。月1回の開催で、現在は公衆浴場3か所、特別養護老人ホーム2か所の計5か所で実施し、平成26年度の年間利用者数は、高齢者2,949人、子ども623人、合計3,572人の実績となっております。

制度を見直すきっかけといたしましては、制度開始後28年が経過し、内湯が普及したこと、公衆浴場が平成6年の15か所から安威川以北の3か所に大幅に減少し、以北と以南の地域差が大きいことなどを鑑み、より効率的で効果的な事業へシフトする考えに至っております。一方、介護保険法の改正により、介護予防事業の取り組みが市町村事業となることから、本市では、介護予防を推進するメニューの一つとして公衆浴場を活用し、新たな事業構築を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護に係る住宅扶助基

準の引き下げに対する本市の対応につきまして、住宅扶助改定に伴う本市の保護世帯への影響についてご答弁申し上げます。

基準改定前の6月の時点で影響を受ける保護世帯は、単身世帯で387世帯、2人世帯で88世帯、3人から5人世帯で42世帯、7人以上世帯で1世帯となっております。全体で約47%の世帯が影響を受け、金額ベースで1か月約160万円の影響額でございます。

また、今回の住宅扶助改定におきましては、より適切な住環境を整えた住宅への誘導を目的といたしまして、床面積別の住宅扶助上限額が新たに設けられており、その基準に該当する15平方メートル以下の住宅が4世帯ございます。

なお、今回の改定以前の旧基準のときからの高額家賃世帯は、単身世帯で61世帯、2人から6人世帯で7世帯でございます。

今回の改定に伴う本市の具体的な対応といたしましては、基準改定が実施されました7月初めに、全世帯に今回の改定の概要を送付、もしくは直接手渡しをいたしております。特に、今回の改定で影響を受ける世帯につきましては、新基準や経過措置等を詳しく説明し、被保護世帯の方々が不安にならないよう努めておるところでございます。

また、宅建業者の大手の団体には、三島区域の市町合同で家賃への配慮について依頼をいたしております。なお、被保護世帯の状況に応じて、ケースワーカーが家主に具体的な家賃引き下げの協力依頼を行っているケースもございます。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 まず、今後10年間の職員定数の考え方についてお答えいたします。

まず、一般職の非常勤職員と臨時職員を合わせた非正規職員の構成比率の考え方でございますが、平成27年4月現在、正規職員が61.9%、非正規職員が38.1%となっており、全国平均でも非正規職員の割合が30%を超えていると言われております。将来的には非正規職員の割合を25%から30%まで減少させたいと考えておりますが、この10年間の計画では、減少幅は5%程度にとどまるものと想定しております。

次に、保育所、幼稚園の状況でございますが、運営上の大変大きな課題といたしまして、保育所は、公・私立間における運営に係る経費負担の格差の大きさ、幼稚園については、園児数が大きく減少する中での効率性の観点があげられ、これらの解消は避けて通れないものと認識しております。したがって、公立と私立によるサービスの水準や内容に大きな差異はないことから、いずれもできる限り民営化を進めることを想定しております。

次に、小学校給食や清掃関連等、現業部門の状況についてでございますが、引き続きの退職不補充を想定しております。その理由でございますが、技能労務職員の給与につきましては、給料表の取り扱いの問題に加え、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同一または類似の職種に従事する者との均衡に留意する必要があること、さらには、大阪府下や類似団体との比較においても、まだまだ職員数が多い状況にあることがあげられます。したがって、新規の採用については困難であると判断しており、市民の皆さんに提供するサービス水準などを見きわめながら民間委託等を進めていくこととしているところでございます。

次に、使用料、手数料の見直しの基本方針についてお答え申し上げます。

今回の基本方針の策定は、サービスの利用者に適正な負担を求め、受益と負担の適正化を図ることを目的としたものでございます。これまで、本市の使用料、手数料は、明確な計算式による算定根拠によらず、類似施設や近隣自治体の状況を参考にしながら改定してまいりました。今後、受益と負担の適正化を進めるには、まずもって共通的な料金算定の計算方法を確立し、この計算式を公表することで料金根拠の透明性を高めることが必要となってまいります。一方で、算定した料金額が現行と比べ相当な増額となる場合には、多くの市民に影響が及ぶことにもなり、一定激変緩和措置を含め検討を要するものと考えております。また、近隣自治体の料金と比べ著しく高くなる場合についても配慮を要すると考えております。

議員ご指摘の市民生活の実態にも配慮した料金改定でございますが、受益者負担の例外的な措置として減免制度がございます。今回の基本方針策定作業の中でも、社会的弱者や施設の公益活動利用などについては減免措置を検討しており、弱者への配慮や公益活動促進の視点を大切にしていまいる所存でございます。

○渡辺慎吾議長 暫時休憩します。

(午後0時 2分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○渡辺慎吾議長 休憩前に引き続き再開します。

2回目の質問、野口議員。

○野口博議員 2回目の質問に入ります。

まず、財政状況と第5次行革の問題です。私は、先日発表された第5次行革進行管

理ロードマップに今日の財政状況をぜひ生かしていただきたいと、そして、市民の暮らしに大きな影響がある事業や補助金の見直しについては、現行制度の継続を基本として、よりよい方向に改善すべきだと考えています。

まず、一つ目の財政見直しについて今後10年間とした問題であります。

これから、各団体との協議をはじめ、庁内で議論を詰めていくこととなりますけれども、第5次行革の最終年度で73億円の黒字が見通されると。その中で、この事業を廃止します、これは削減しますということの説明がつくんでしょうか。納得されますか。そうではないと思うんですよ。

同時に、きょう申し上げたいのは、これまで市職員の皆さんは、いろんな場面で財政がしんどいということをおっしゃっていました。その根拠には、この中期財政見通しが土台であります。しかし、この中期財政見通しそのものが本当にそういう判断や説明の材料として信頼性があるのかという大変疑問が生まれてきています。

中期財政見通しは、ご承知のとおり、7年前の平成20年に初めて出されました。少し歴史をたどりますと、2年後の平成22年度にまとめた見通しでは、来年度、平成28年度には、36億8,000万円の赤字が出て財政再生団体になりますよと。しかし、今回の見通しでは、逆に122億円の黒字が発生しますと。さらに、昨年の見通しでは、平成32年度、39億円の赤字が発生し、これまた財政再生団体になると。しかし、今年の見通しでは、逆に34億円の黒字であります。この1年間でも73億円の食い違いが生まれています。この中期財政見通しの信頼性について、この際お聞きをしておきますし、また、第5次行

革の最終年度、73億円の黒字見通しの中で、市民の皆さんや職員の皆さんは納得しますか。これについて改めて答弁を求めておきます。

二つ目に、財源の使い方であります。

単独扶助費の問題について併せてお聞きいたしますが、少し計算をしてみました。入院時食事代の廃止など、来年度に廃止または見直しを検討している事業について、総額で7,000万円であります。老人はり・きゅう・マッサージ施術費助成の廃止など、2年後に廃止または見直し検討事業が総額1,250万円あります。わずかの金額であります。

今日、ご承知のとおり、改めて決算を受けて86億円の新たな財源が生まれています。吹操跡地の売却益、国からの地方交付税、臨財債、そして繰越金であります。しかし、行革のロードマップを見る限り、この財源を1円でも暮らしを守る財源として活用しようとする、この気配が見えない。大変残念です。ただやろうとしているのは市の借金返済で、年度当初に82億円の元利償還金、これに加えて今度はプラスで29億円の繰上償還を行おうとしています。当然、必要な基金を積み立てることは大事であります。将来計画をちゃんとつくりながら市民の暮らしに財政を直接的に生かす選択をすべきだと思います。改めてお尋ねします。

3件の補助金見直しの問題です。

中小企業の融資の問題では、預託金は現在1億円あります。できれば、2回目の答弁として、この預託金の増額についての金額的な考え方、そして、借入限度額の引き上げや返済期間も含めて、融資制度全般についてどう考えているのか、併せてお尋ねします。

ふれあい入浴補助金です。身近に行政の思いを感じる制度の一つとして、いつもお会いする皆さんは大変喜んでいただいています。わずか年間113万円です。先ほど、ご答弁では、公衆浴場を活用して新たな事業構築を目指すと言われましたが、どんなイメージなのか、お答えいただきたい。

花とみどりの補助金です。今年4月に国会で全会一致で可決された都市農業振興基本法をもとに、自治体としても国の基本計画を受けて策定が始まっていきます。担い手の育成や確保、市民農園の整備等々、さまざまな対策を求めています。全般的な都市農業振興策について、少し説明をいただきたいと思います。

4点目の職員定数の問題であります。

10年後、どういう姿になっているのでしょうか。公立の幼稚園が現在3か所、公立の保育所が4か所ありますが、これがどちらも2か所に削減されていく。小学校の給食業務は、任用替えも考えれば、全校で民間委託の可能性もないとは言えないと。ごみの収集現場では、限りなく民間委託拡大をしていく、こういう方向が見えてくるわけであります。国の政策も含めて、自治体では一層のアウトソーシング化、公共性がどんどん低下をしてきています。ただ削ればよいというものじゃなくて、本市における公の責任のあり方、市民サービスのあり方について、きちんと住民合意で進めていくことが大事だと思っておりますが、改めて見解を求めます。

5点目の使用料、手数料の問題です。

結局、考え方は、理由をつけて、いかに負担をお願いしていくかという内容であります。摂津市民の負担について述べます。平成25年度分の一人当たりの所得金額は、摂津市は288万3,000円であります。

府下的に比較をしますと、市段階で下から5番目、北摂筋では、府下で一番高い箕面市や豊中市、吹田市と比べて約年間100万円安くなるんです。そして、16年前に比べれば、摂津市民の場合は74万円、この所得金額は減少しているわけであります。こうした負担能力をはじめ、暮らしの実態をちゃんと見ていただいて、それも含めた検討を行うべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

次に、防災対策であります。

今回、見直しの中心点は3点あると。それぞれ取り組んでいくとしても、例えば、今でもブラックな現場と言われている教育の現場で、押しつけでなく、きちんと教育委員会が支えていくことが一番のポイントだと思いますけども、いろんな課題があります。これから地域防災の問題では、二つの自治会でまず防災マップに取り組んでいくこととなりますが、地域住民全体の認識をいかに広げていくのかが大きな鍵だと思います。

改めて、先ほど少しお願いした人づくりという点で、東京の国分寺市の問題についてお尋ねしたいと思います。

国分寺市は、面積は摂津市の77%です。人口は逆に1.4倍の約12万人の自治体であります。2年前に、外部に委託をせず、市職員みずからの手で市の防災計画を見直した、そういう自治体でもあるわけであります。37年前から市独自の防災まちづくり学校を開催し、年11回の講座をもとに、専門家や市職員も講師を務め、修了者を防災推進委員として登録し、その数660人の方々が、今、全市的なボランティア組織として活動しています。そうした活動の延長線上として、摂津市という自主防災組織として、防災まちづくり推進地区という形

で市と協定書を結びます。そこでは、行政が3年間コンサルタントを派遣し、3年目に地域の防災計画を策定いたします。市として、防災資機材の助成や視察、研修、コンサルの派遣など、財政的な支援もちゃんと行っているわけであります。こうした取り組みが2年前の国の災害対策基本法改正の中身として僕はつながってきたと思っています。先ほど、本市でも参考にするとおっしゃったので、取り組みの精神も含めて、ぜひ参考にさせていただきたいということで要望にしておきます。

それから、再度お尋ねしたいと思うのが、今からまとめようとしている教育カリキュラムの内容です。庁内の各部署の防災マニュアルの内容、災害時要援護者の対象者数と、これからどうするかという具体的な問題。庁内では、30分以内に駆けつけられる緊急防災推進員の数や、職員全体の対応の流れについても、この際お聞きしたいと思います。

最後に、生活保護の問題であります。

今回の生活保護の扶助費の引き下げによって、摂津市では約47%、約半分の方が影響を受けると。1年後どうなるか、大変心配をしています。そこで、市の担当も大変だと思っていますけれども、受給者の中にはいろんな実態の違いもあり、きちんと寄り添って負担をかけない対応をすることが私は大事だと思っています。ご承知のとおり、憲法22条では、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住や移転及び職業選択の自由が保障されています。また、生活保護法27条では、行政側の指導、指示については、被保護者の自由を尊重するとされています。こうした法律の趣旨をきちんと押さえて、人権尊重、実情に寄り添って対応を行うべきであります。もう一度答弁をお願い

いたします。

さらには、市内不動産業者に対して、より情報をきちんと収集して、細かく対応していただきたいと思っておりますけれども、改めてこの点についても再度ご答弁を求めます。

以上、2回目です。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○杉本総務部長 中期財政見通しが信頼性があるのかということで、非常に厳しいご質問かと思っております。

中期財政見通しは、先ほども申しましたように、今のままの状況が続けばどうなるかということをお見せしております。ただ、そのときの経済情勢であったり、税収であったり、さまざまなものが変わってくるのは、それを毎年ローリングさせながら、修正をしながらということで、なるほど、議員ご指摘のように、平成20年度の中期財政見通しであれば、とっくに赤字になっているということではありますが、これは、そのときそのときの財政の、財政というのは基本的に厳しく見ますけれども、それをしながら、なおかつ行財政改革を行いながら、ご指摘とは違うのかもかもしれませんけれども、例えば人員についても、職員人件費を少なく減らしながらやった結果が今日の摂津市を形づくっているものと思っておりますし、今の時点で、この中期財政見通しが我々としてお出しできる一つの答えと考えておりますし、これに基づいて今後の財政運営を図っていくという考え方に変わりはございません。

一方で、我々が今危惧しておりますのは、100%を超える経常収支比率であります。その年の収入でその年の運営ができないという状況を目前にした中で、確かに基金はございます。六十数億円の土地が売れました。しかしながら、我々は今、この中期財

政見通しにも書き込んでおりますけども、さまざまな事業を残しております。事業だけではなくて、例えば、摂津市内の道路補修、また、幹線道路の歩道の整備等々、まだまだこれからしなくてはならないことが山積みになっております。それも何とか入れ込みながらこの見通しを立てておりますし、先ほどのご質問の中で、平成33年にはまだ11億円あると、これであってもということではありますが、我々は、やはり市の預金でありますから、一般世帯で考えましても、貯金なしでその日暮らしをするということでは、これは、将来の今の子どもたちが大きくなったときにしっかりした財政運営をしておかないと、その子どもたちに迷惑をかける。将来の市民に迷惑をかけない財政運営を心がけたいということで、こういうものを出しております。

中期財政見通し、いろんなご批判もございますけども、これは、我々が、確かに財政ですから心配症でもあります。ですから、厳しく見ておるのは事実でございますけども、それにしても、我々はその年その年でベストを尽くしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

先ほど、扶助費等、わずかな金額でということでございます。額の問題もありますけども、やはりできることはしっかりやって時代に合わせていくということでない、我々の業務を行っていく人間にとっては、それは怠慢ではないのかなと思っておりますし、必要なものもしっかり残していくということも大事なことだとももちろん思っております。常に検証してPDCAのサイクルを回していくということが財政にとっても重要なことと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

防災についてでございます。国分寺市の例を参考にしてくださいというご要望をいただきました。我々が摂津市の強みとして防災で一つ考えておりますことだけつけ加えさせていただければ、消防団の存在であります。地域に根差した消防団があるということ、この方たちがおられるということの心強さについては、我々は忘れてはならないと考えておりますし、先ほど議員ご指摘のように、人づくりの一つの核になるのではないかと。もちろん、地域自主防災組織の方々についても、今後ともご協力をいただきたいと考えております。

それから、教育に関するマニュアルの件ですけども、今後、マニュアルを教育委員会と協働でつくってまいりますし、その中で、先ほど申されました人づくりという面でも、10年たてば子どもは大人になってということが我々の考えの中がございます。ですから、その子どもたちがしっかり防災について目を向けれるようなカリキュラムにしたいと考えて、今後また検討してまいります。

それと、市全体の防災に対する考え方でございますが、昨年度、地域防災計画を見直しましたときに、ダイジェスト版を配付させていただいたかと思っております。この中に人づくりについても考えておりますし、今、我々が何をすべきかということについても書き込んでいるつもりでございます。ただ、先般の茨城県の常総市の災害を見ておりますと、やはり同じ防災を担当する者として、例えば避難指示が出せていなかったとか、さまざまなことを見ておりますと、やはり常に、このダイジェスト版の一番最後にも書いておりますけど、「安きに居りて危うきを思う」、この精神を持って今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 それでは、まず、中小企業の融資制度についてのご質問にお答えいたします。

現在の制度といたしましては、市のほうで預託金といたしまして1億円、それから、金融機関のほうで4億円をこの事業に充てていただきまして、利率、本来1.5%のところを1.2%で事業を行っております。これが、もし市のほうが例えば1億5,000万円に預託金を増やしますと、金融機関が4億円のままでも、その利率が例えば1.09%に下がるとか、そういったような仕組みになります。この制度そのものにつきましては、返済期間や、それから貸し出し額、それから今申し上げました利率等が一つの制度の仕組みとしてあるかと思えますけれども、特にやはり利率の問題は非常に大きな問題かと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、そういった取り組みをする中で利率を下げられないか、事業者の方に負担にならないような形での制度改正ができないかを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、都市農業施策についてでございますけれども、現在、先ほどご答弁申し上げました花とみどりの景観事業をはじめといたしまして、農業団体の育成につきましては、野菜の苗や花の即売会、あるいは農産物の品評会、それから、広く市民の方に農業について知っていただくということで農業祭の事業、それから、農業というほどではないでしょうけれども、実際に栽培等にかかわっていただくということで市民農園の設置事業等を行っております。また、家族で野菜等を栽培していただきまして、最後は自分たちで調理もして、それを実際に

食べてみると、そういった事業も展開しております。今後また、都市農業振興基本法の内容も踏まえまして、施策についていろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 第5次行政改革の改革項目のうち、ふれあい入浴についてのご質問にお答え申し上げます。

新たな介護予防日常生活支援総合事業は、介護保険法の改正により、平成29年度に実施する必要があるものでございます。同事業は、高齢者の介護予防に資する取り組みとして実施するもので、市内の多様な地域資源を活用し、高齢者に多様なメニューを提供し、本人に合ったサービスを受けていただき、介護予防を図っていただく取り組みをと考えております。

現時点の考えといたしましては、公衆浴場は市内で3か所にはなりましたが、高齢者になじみのある場所として公衆浴場を活用しまして、入浴前に介護予防の体操や講座などを実施することを考えております。その構築に協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

それから、続きまして、生活保護に関しますご質問にご答弁申し上げます。

被保護世帯の居宅につきましては、健康で文化的な生活を営む基礎となるもので、住み慣れたところに住み続けられることが一番であると考えております。本市におきましても、今回の住宅扶助改定は重く受けとめており、今年6月の民生常任委員会でご答弁申し上げましたとおり、各ケースワーカーには、平成27年4月14日付の厚生労働省社会・援護局通知に定められました配慮措置や経過措置等の周知徹底を図り、個別の案件に対して、基本的人権に配慮し

た中、きめ細かく対応しているところがございます。

また、不動産業者への対応につきまして、既に業界への家賃の配慮につきまして依頼をいたしたところでございますが、個別の対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 使用料、手数料の見直し、あるいは職員定数などに係るご質問でございますが、今年は、吹田操車場跡地の売却収入が68億円と、当初の見込みよりも大幅に収入が増えることとなりました。しかしながら、最も税収が多かった平成9年と平成26年度を比較しますと、年間人件費は30億8,000万円、公債費は10億800万円それぞれ減少しているものの、扶助費は64億3,300万円増加しております。団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題では、医療費や介護費などがますます増加し、国も地方も財政運営が非常に厳しくなるものと思われまします。したがって、本市としましては、なくてはならないサービスを将来にわたって守るために、民でできるサービスは民にお任せし、できる限り効率的な行政を築かなければなりません。そのために時期は決して早くはないと考えております。直ちに行政改革に市をあげて取り組まなければならないと考えているところでございます。そうすることが公の責務でもあると考えております。

また、加えて言うならば、本市のようなスケールメリットの小さい市が今後も市民サービスを守っていくには、行政サービスの広域化は避けて通れないとも感じております。行政サービスを広域化するには、広域化の相手となる自治体から見ても、財政

力や都市基盤の整備状況、まちづくりなどが魅力的でなければならないと思います。そうでないと広域化は実現しないと思います。そういった観点からも、直ちに行革に市をあげて取り組まなければならないと思います。

使用料、手数料の見直しは、増収につながる額そのものは大きくはないと思います。しかし、その姿勢が大変重要なのだと考えております。

また、職員定数につきましては、少子・高齢化の進展等、社会経済状況が変化する中、税収を基礎とする財政事情や量的にも質的にも今後とも大きな変化が見込まれる行政需要に適切なサービス水準で対応していくためには、簡素で効率的な行政組織体制を確立し、できる限り少ない経費による運営に努めることが不可欠であります。限られた財源をいかにして効率的かつ効果的に必要なサービスに配分していくか、このことは、民の力も借りながら実現していくことで、多くの市民が必要なサービスを受受できることにつながるものと考えております。

しかしながら、コスト優先で民営化、民間委託を進めていけばよいというものでもございません。市民の理解を得る上でも、それぞれの行政需要の内容を踏まえ、公としての役割をしっかりと認識し、その中で果たすべき責務とサービス提供のあり方を見きわめながら、民営化、民間委託等を進めていくことと考えております。

○渡辺慎吾議長 野口議員。

○野口博議員 最後になります。個別問題はまた決算委員会等々でやらせていただきますけれども、今、手数料、使用料問題にかかわって姿勢という話をされましたけれども、行政の姿勢の基本は住民の福祉の増進であ

ります。確かにいろんな需要はたくさんありますけども、それはそれとしてきちんと備えながら、いかに市民の福祉を守っていくかということで物事を判断していくというのが大事だと思っていますし、そういう点では、今回、これだけのお金があるわけですから、少しそのお金をどう使うのかという姿勢をやっぱり見せるべきだと思いますし、その点で市長の考え方をちょっと示していただきたいと。

同時に、5次行革は、最終年度は平成30年度であります。最後まで市長として見届ける気持ちがあるのかどうか、改めてこの際お聞きしておきます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 野口議員の3度目の質問にお答えをいたします。

第5次行革についてでございますけれども、ちょっと長くなるかもわかりませんが、今日まで第1次、第2次、第3次、第4次と行政改革に取り組んでまいりました。約ですけど三百数十項目あったと思います。効果額として、これも約ですが、160億円か、百数十億円の効果額を生み出していると思います。達成率が、まだ4次、最終見きわめておるのが、平均すると70%ぐらいかなと思うんですけれども、問題は30%残っているんですね。これは、大切な問題だけでも難しい、これが順番に先送り先送りになってきているんですね。第5次行革、30%とは申しませんが、この辺にしっかり目を向けようというのが第5次の行政改革ということになるかと思えます。

今日まで4回の行政改革に取り組んでまいりました。今言いましたように百数十億円の効果額は生み出せることができたわけ

でございます、その都度その都度、野口議員からも厳しくご指摘をいただいていることは承知をいたしております。我々行政も、各議員からご指摘いただく意見等々には真摯に耳を傾けて、できることはやる、できないことはやっぱりできない、この辺をしっかりと仕分けしながら今日を迎えてまいりました。いろんな議論がある中、オール摂津といいますか、みんなが心を一つにして今日まで取り組んできたからといいますか、その結果、よく出てまいります二つの小学校の跡地も、現在のところ売却することなく、また、一定の福祉の水準、これも持続といいますか、確保することができておる、そして、何とか健全な財政運営を進めさせていただいているのではないかと考えています。

先ほどから総務部長等々から答弁が出ておりますけれども、摂津市は今、財政力指数は府下でも高いんですね。一、二を争う。ここで錯覚に陥ってしまうんですね、みんな。陥りやすいんですけれども、案外隠れているといいますか、さっきも話が出てまいりましたが、経常収支比率、公債費比率、こっちのほうにしっかり目を向けておかなければ私はいかんと思います。摂津市は、スケールメリットとか等々からいうと、表現はよくないかもわかりませんが、やっぱり非常に底が浅いと言ってもいいと思います、いろんな面でね。だから、ちょっとでも油断をするとまたぞろということになりかねないと、私はそういうふうにも思っております。やっぱり経常収支比率、常に収支のバランス、そして、依然として続く借金体質ですか、依存体質ですか、ここのところをしっかりと押さえて改善しておかないと、またぞろということになりかねないと思います。

さっきも言いましたけれども、達成率70%、まだまだやらないかんこともある。ただ、難しい、でも、しっかり目を向けないかん、これが第5次行政改革でございますが、今まで手つかずになっていた問題一つ一つ全てを、抑揚といいますか、つけることなく、私は一遍議会の皆さんにもご提示すべきではないかと。そして、今後どうすべきか、やっぱり議論をしようじゃないかと。当然、一つ一つ予算が伴います。また、条例の改正も伴います。議会の皆さんのご理解がないと成就することができないわけでありますから、そういう意味でも、今後、今言ったようなことを踏まえて、来年は50年という一つの大きな節目を迎えるわけでありますから、そのときだけがいいんじゃないかと、今度は100年に向かって、摂津市民が安全で健康で、そして安心してまた暮らしていける、そんなまちづくりのため、過ぎたるは見直し、そして足らざるは補うといいますか、そういうことが今回の第5次行革ですので、今後ともまた委員会等々でしっかり議論してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

平成30年が目標年度やけど、おまえ、そのときまでやっているのかというような話があったかと思いますが、現在3期目の3年目ですか、今しっかりと第5次行革、将来に向けて、誰が担当しようとしてしっかりと引き継げるよう、まず第5次行革のスタートを切りたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、市来議員。

(市来賢太郎議員 登壇)

○市来賢太郎議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、子どもの安全について。

最近、また大阪府内で子どもが被害に遭い、その尊い命を失う痛ましい事件が起きました。被害者の子ども、遺族並びに関係者の方々にはお悔やみを申し上げるものです。

ここで改めて、本市の宝である子どもたちの安全のため、本市が行っている取り組みなどについてお伺いしたいと思います。

悪意を持って近づく者から、または過失によって起こる事故などから子どもたちを守る手段として、まずは警察の方々にご尽力をいただいているものかとも思いますが、目の行き届かないところやきめ細やかな見守りなどは、本市、また市民全体で行っていただければいけないと思っております。まずは現状の取り組みについてお聞かせください。

続きまして、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果についてです。

このテストについては、何度かこの議会でも質問させていただいております。いつもご答弁をいただいている中では、テストの結果は全国府内ともに平均との差が広がったなどと、少し後ろ向きな話題でありましたが、今回、報道によりますと、大阪府の中学校では全国平均との差が縮まったとありました。そこで、本市の状況がどうであったのか、お伺いしたいと思います。

続きまして、広報、情報発信について。

本年度より、本市の広報業務を務められるのが、新たに設置された広報課となりました。そこで、広報課の内容についてお伺いしたいと思います。新たに設置された課として、どのような方向性で日々の業務を遂行されていくのか、また、この課に課せられた使命などについてお伺いしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 子どもの安全についてのご質問にお答えいたします。

安全対策の具体的な取り組みといたしましては、小学校、幼稚園への受付員の配置、中学校、保育所門扉のオートロック化、危険箇所の把握と改善を目的といたしましたスクールガードリーダーによる巡回指導、安全巡視員による青色防犯パトロールカーでの巡回、信号のない交差点など、通学路の危険箇所への交通専従員の配置、また、地域の方々等のご協力を得て実施しております子ども110番の家、子ども110番の車運動、セーフティパトロール隊や子どもの安全見守り隊、民生児童委員協議会などによるボランティア活動などによる見守りなどがございます。さらに、摂津警察署との協議を行いながら市域全体で進めております防犯カメラの設置、不審者情報等に活用いたしておりますメール配信システム、子ども自身の安全知識や危機管理能力にも役立つ安全教育などを実施しているところでございます。

また、子ども・子育て支援事業計画にもあります家庭の本来果たすべき役割も視野に入れながら、今後もさまざまな施策を重層的に展開していくことにより、子どもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 今年度の全国学力・学習状況調査の本市の結果についてのご質問にお答えいたします。

先月25日に文部科学省が公表いたしました全国学力・学習状況調査の結果におきまして、大阪府内の公立小中学校の平均正

答率は、全ての科目区分で全国平均を下回ったものの、中学校では、どの科目区分とも、前回と比較しまして全国平均との差を縮めました。また、小学校では、算数では全国平均との差を縮めたものの、国語Aや理科におきましては全国平均との差が広がっている状況でございます。なお、理科につきましては、前は抽出校のみの実施でしたが、今回は全校での実施をされました。

一方、本市の状況でございますが、小中学校とも、全ての教科区分におきまして、全国や大阪府の平均正答率を下回っている状況でございます。中学校では、国語、数学において、国語Aを除き、3区分で全国平均との差が縮まっており、大阪府との差も、国語B、数学Aにおいて縮まっている状況でございます。

しかし、小学校では、全ての教科区分におきまして、全国や大阪府の平均との差が広がっております。もちろん、個別の学校を見ていきますと、取り組みの成果が結果にあらわれている学校もございますが、市全体の平均正答率を考えると、大変厳しい状況であると認識いたしております。

さらに、児童・生徒への質問紙調査の結果によりますと、全国や大阪府の傾向と比較して、小中学生とも家庭学習時間の短さが顕著であり、ゲームやスマートフォンを利用する時間の長さと一緒に、児童・生徒の生活習慣の改善が急務であると捉えております。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 広報課の使命等についてのご質問にお答えいたします。

人口減少と少子・高齢化が全国的に進む中、各自治体では、イメージや認知度を高

め、定住者や来訪者を増やすよう、市政や魅力などの情報発信に力を入れてきております。本市におきましても、情報発信力を強化することが喫緊の課題であると判断し、第5次となる行政改革実施計画の中で初めて情報戦略を柱の一つとして掲げ、今年4月に広報課を設置し、組織体制の強化を図ったものでございます。

広報課の業務といたしましては、広報紙、ホームページ、報道機関を通じた情報提供の三つを大きな柱としております。中でも、紙媒体である広報紙は、市民にとって最も身近な情報源であることから、今年度、広報紙の充実を図ることから進めているところでございます。

広報課の使命は、より多くの人に本市を「知って」「訪れ」「住んで」もらえるよう、市政や市の魅力を市内外へわかりやすく、親しみやすく伝えることとさせていただきます。今まで以上に情報の収集や発信の充実に取り組み、市の情報発信について満足していただけるよう努めてまいり所存でございます。

○渡辺慎吾議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、子どもの安全についてご答弁をいただきまして、本市でも子どもの安全向上のためにさまざまな取り組みが行われていることがわかりました。各団体による巡回や指導、交通専従員の配置、市内を歩いているとよく見かける見守り活動がしっかりとされているものだと改めて感じました。また、防犯カメラの設置、メール配信システムなど、今後とも防犯に役立つようなハード面の事業、システム開発の進捗をしていただきたいと思います。

ただ、どれだけよい活動が行われていても、それぞれの意識がばらばらであったり、

方向性が違ったりなどすると、その効果も十分には発揮されないものと思います。それぞれの団体が共通の意識を持って、それぞれの役割を果たせるための会議などを行ったほうがより効果的だと思いますが、そういった活動はなされているのか、お聞かせください。

続きまして、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果についてご答弁をいただきまして、市内の中学校において、全国、大阪府の平均を下回っているものの、一部教科区分でその差を縮めることができたが、しかし、その一方で、小学校全体を含め、大変厳しい状況が依然と続いているということがわかりました。ただ、一部であろうとも、せつかくよい兆しが見えてきましたので、その点をしっかりと検証していただき、何がよかったかということを見出し、いただきたいと思います。

また、これまでの質問で何度かご答弁もいただいている本市教育委員会や小中学校における学力向上のために行っていた取り組みについて、検証をお伺いしたいと思います。

加えまして、今回の報道では、大阪府の子どもたちのテスト結果が全国平均との差を縮めた原因の一つに、大阪府の場合、このテスト結果が内申点の基準に反映されるということにより、子どもたちのテストに対する取り組み方が変わり、結果がよい方向に向かったとの見方もありましたが、本市教育委員会のご見解をお伺いいたします。

続きまして、広報、情報の発信について。

ご答弁をいただきまして、広報課では本市の魅力を最大限に内外へ発信して伝えていってもらえるものだという事、そして、まずは広報紙を中心に情報発信の充実を力を入れていかれるということがわかりまし

た。私も本市にはたくさんの魅力があるものと思っております。その魅力をしっかりと伝えることができれば、ご答弁をいただいております少子・高齢化の対策にも非常に重要な取り組みになってくるものだと思います。

それでは、広報課となつてからの具体的な取り組みについてお伺いいたします。

以上で2回目の質問を終了いたします。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 子どもの安全についての関係者の共通認識をどのように行っておるかというご質問についてお答え申し上げます。

本市では、学校受付員やスクールガードリーダー、交通専従員、地域の関係団体の方々などに呼びかけまして、地域防犯研修会を平成24年度から実施しております。今年3月に実施いたしました研修には40名の方にご参加をいただき、摂津警察署による本市の犯罪発生状況のご説明や、青少年指導員連絡協議会での取り組み内容の紹介、スクールガードリーダーの活動の紹介などを行っていただいたところでございます。参加者の方々からは、連携強化が必要だと感じた、活動内容のそれぞれの紹介は参考になったなどのご意見をいただいたところでございます。

また、市内12地区で展開されていますセーフティパトロール隊や中学校区ごとに活動を行っていただいているすこやかネットでもそれぞれ連絡会議を開催されており、各地区の代表者のほか、摂津警察署、本市関係課も参加し、連携を図っているところでございます。

今後とも、さまざまな活動団体にお集まりいただき、共通認識を持っていただくための取り組みを進めてまいります。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 これまでの取り組みについての検証と、今回の結果の公立高校入試への内申点の基準への反映の影響についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会や各小中学校における取り組みがどうであったかの検証は、大変重要なことであると認識いたしております。各小中学校では、毎年度、学校経営計画に示された内容に沿って学力向上に取り組んでおるところでございます。その効果についての検証を、教育委員会といたしましては、さらに行っていきたいと考えております。

教育委員会の取り組みも併せ、現在、学力向上推進懇談会の準備委員会として位置付けております学識経験者や教員代表から構成するスタッフ会議におきまして、これは4度実施いたしました。学校の組織やこれまでの取り組みについて検証を進め、その結果をもとに懇談会で新たな提言をいただくことを予定いたしております。

なお、今回の結果を公立高校入試の際の内申点の基準へ反映することが本市中学校での平均正答率に影響があったのかどうかにつきましては、現時点では判断がつかねる状況でございます。現在、大阪府教育委員会が全国学力・学習状況調査の結果分析に係るアンケートを各市町村教育委員会対象に実施しておりまして、その結果にも今後注目したいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 広報課になって具体的に取組んだことについてのご質問にお答えいたします。

自治体の広報紙は、市の魅力を伝えるという手段にとどまらず、近年では、広報紙そのものをいかに魅力的にするかが追求さ

れてきております。

本市の広報紙につきましても、今年度から一部紙面を新しくしております。1日号では、乳幼児と保護者を応援する子育て面や、話題となった事柄を掲載する社会面を創設したり、がん検診等の健康関連コーナーを拡大したりするなどいたしました。これにより、子育てイベントへの問い合わせが増えたり、がん検診の予約が早く埋まったりと、市民生活に好影響が出ていると感じております。

また、戦争体験をはじめ、さまざまなテーマで市民等への取材を行っております。15日号では、市民活動コーナーの拡大や小学校給食の紹介などの新連載にも取り組んでおります。

今後も、市民ニーズや社会状況を捉えて広報活動に取り組んでまいりますとともに、さらなる充実を図るために、広報活動全体の再構築を検討してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 それでは、3回目の質問をいたします。

子どもの安全について。

ご答弁をいただきまして、各関係団体を対象に研修会を行っていただいていることがわかりました。今後も、各関係団体と連携強化、意識の統一・向上に向けて、よりよい内容となるよう、また、より多くの方々にご参加いただけるよう、取り組みの強化を行っていただきたいと思います。

また、ご答弁をいただきまして、多くの活動をしていただいていることは十分に理解しましたが、防犯力を高めるには、その活動に参加していただいている人数、または団体を増やしていく努力をすることも一つの強みになることだと私は思います。例

えば、市内の企業などに対して連携をお願いして、下校時の安全向上にご配慮いただくなど、呼びかけてみるのもよいかもかもしれません。また、府内の他市では、大学と連携し、子どもの見守り活動のボランティアをしていただいているところもあるそうです。ぜひそういった取り組みに関して研究していただき、市内で防犯の芽を増やす呼びかけをしていただきたいと思います。

続きまして、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について。

ご答弁をいただきまして、学力向上に対する本市の取り組みについては、まだ引き続き検証を行っている途中であることと、また、新たに準備を進めていただいているところであるということがわかりました。学力は一朝一夕に上がるものではないとは理解しています。ただ、できるだけ早く検証して結果につながるよう、取り組みを日々進化させていただきたいと思っております。

また、全国学力・学習状況調査の結果が高校選抜の内申点の一部につながる件について、毎年制度が変化していくようでは、学校現場も受験生も対応に苦しむと思っております。早期にしっかりとした入試制度を確立していただくよう、大阪府教育委員会に本市からもお願いしていただきたいと思います。そして、学校では、この制度の変更に關して不利益をこうむる生徒がいないように対応していただきたいと思いますのはもちろんのこと、生徒や保護者の方々が不要な心配をしないように説明をしっかりとさせていただきたいと要望いたします。

続きまして、広報、情報の発信について。

ご答弁をいただきまして、広報紙をいかに魅力的なものにしようかと日々取り組んでいらっしゃるということがわかりました。実際

に市民生活に好影響が出ているということですので、広報紙自体が新たな摂津ブランドになるくらい充実した内容、新しくわかりやすい紙面にさせていただきたいと思いません。

また、そのほかの発信ツールとして、ほかの自治体を見ておきますと、近年では、自治体のホームページにおいて、SNS、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した魅力発信が進んでいることと思えます。この件に関しては、私も一度質問をさせていただいておりますし、そのほかの議員の皆さんからの質問も幾つかあったかと思えます。私は、近隣市のSNSで、マスコットキャラクターとお友達という関係なんですけれども、キャラクターが今どこどこにいますというふうに市のイベントをPRしたりだとか、新しくまちができましたというような紹介もさせていただいております。楽しくそのような市のイベントも見ることができずし、また、摂津市では、これから市制施行50周年に向けて、いろんなイベントも行われるでしょうし、文化ホールも新しくリニューアルされます。そういったこともスピーディーに情報発信できるという利点もありますので、考えていただけたらなと思えます。

また、きょう、関連のご質問でプッシュ型の情報発信ということもありました。新たに広報課というのが設置され、改めてそういった取り組みに対してもご検討いただけるものか、お伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 市ホームページにおけるSNSの活用についてのご質問にお答えいたします。

インターネットが情報基盤として定着し、

広報紙や広報板だけではなく、誰もがインターネットを通じて市の情報を得る機会が増え、手軽に情報発信できるようになってまいりました。

さらに、今、SNSの利用者が増えていることも認識いたしております。SNSの利点は双方向性でございますが、人と人がつながるといふよさを最大限に活用するには、何を双方向とすれば市民生活や市政運営にとって有効で魅力的な情報発信手段となるかをしっかりと検討し、SNSの活用について市の方針を持つことが重要であると考えております。また、情報の質と持続性を確保するための仕組みづくりも必要でございます。

今後、市のホームページをわかりやすく使いやすいものにしていく中で方針を定めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡辺慎吾議長 教育委員会の2点の要望、所管外でありますけど、市長、何か言いたいことがありましたら。

○森山市長 市来議員の3点の質問がございましたけれども、子どもの安全についてでございますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、地域の防犯の研修会とかセーフティパトロール等々ですこやかネットの会議を開催しておりますけれども、さらに各団体に広げてはどうかということでございます。いろんな団体が集まって共通認識が持てるような取り組みを今後探っていきたいなと思っております。

いつもご質問に出てきますけれども、学力の向上、非常に頭の痛い問題ですが、学力の向上につきましては、教育委員会にしっかりとまた取り組んでいただかなければなりません、そこで、担任が授業に専念できないような環境ではなかなかおぼつか

ないわけでありますから、我々行政が何ができるかといえば、そういったことに何とかならないような人員配置、これを考えないかと思えます。学級補助員とか図書館の読書推進員、障害児の介助員等々、今、外部人材といいますか、15項目にわたって行政としていろんな方策を講じておるところでございますが、それがさらに機能して、しっかりと担当が授業に専念できる、そういうようなことになればいいなと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市来議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、胃がん発症リスク低減施策についてお尋ねをしたいというふうに思っています。

この平成26年中にがんで亡くなった人は全国で36万8,000人ということで、病気、事故、自殺などの死亡総数の28.9%、要は約3割を占めているということでもあります。がんは、34年前の昭和56年に脳卒中を抜いて死因のトップとなって以来、増え続けています。また、その中でも、胃がんはかつて日本人のがん死因の1位でありましたけれども、その後の生活環境の改善や検査・治療方法の進化もありまして、死因別男女合計では肺がんに次いで2位と今なっております。しかしながら、部位別罹患数で見れば、男性では1位が胃、2位は前立腺、女性では1位が乳房、2位が大腸、3位が胃ということで、統計を見ても上位の状況であります。

胃がんは、食生活と密接な関係にあるとされていますけれども、いわゆるピロリ菌の

有無と深くかかわっているというふうにも言われております。ピロリ菌があるからといって胃がんになるとは限りませんが、今月に国立がん研究センターの大規模調査結果が新聞で報道されておりました。その中で、ピロリ菌なし、そして萎縮性胃炎もなしという方であれば、胃がん発症リスクはほぼゼロということで、胃がんになる確率は0.06%だったというような数字も出ておりました。この報道につきましては、平成5年から平成21年までの追跡調査ということで、ピロリ菌がない方よりもピロリ菌保有者の方が男女ともに約8倍にがんになるということでの記事もございました。

このピロリ菌の検査としては、尿素呼気試験法や、血液、尿などを用いて、その抗体を測定する抗体測定、あるいは、内視鏡で胃粘膜を少し採取して検査するという方法があります。

胃がん発症リスクを低減させる、また、この意識を高めていただくためにも、本市で現在実施している特定健診での血液検査の採取や尿検査におきまして、その際、ピロリ菌検査も行ってはと思いますけれども、本市のお考えについてお尋ねをしたいというふうに思います。

2番目の河川のしゅんせつについてお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、午前中も指摘もございましたし、また、これまでも多くの質疑がございました。

先日、北関東や東北を中心に降った記録的な豪雨によりまして、鬼怒川などの堤防が決壊して、広い範囲に浸水被害が、また、土砂崩れによる被害が生じ、多くの方の避難、また、亡くなった方もおられました。近年、記録的な豪雨が全国各地で生じており、被害が生じた当該地域の方々には、長い

年月、ここで生活しているけども、こういう経験は初めてなんだというような声を多く報道で聞いております。

本市の中ほどに位置するところに一級河川の安威川があります。平成26年8月には、台風が接近し、前線や台風本体による大雨の影響で氾濫危険水位に達したことにより、初めての緊急速報メールによる避難勧告を発令し、避難所も8か所開設するなどの対策を要することとなりました。また、平成25年、本年もそうではありますが、避難判断水位に近い状況になったということで、3年連続して水位が高くなった現状を踏まえ、豪雨が発生しても、市民の方々の不安感を少しでも低減するために、安威川の川底に堆積した土砂や草木などを取り除くというしゅんせつを行い、本来の流水断面を確保することが必要だと思いますけども、本市の考えについてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 特定健診におけるピロリ菌検査の導入につきましてのご質問にお答え申し上げます。

近年の研究により、胃がんの発症に胃粘膜の萎縮やピロリ菌の有無が関係していることがわかり、胃がんのリスク検診として、これらの検査を特定健診と同時に実施する自治体があることは承知いたしております。

現在、本市における胃がん対策といたしましては、国立がん研究センターの有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインを参照にした国の指針に基づき、胃部X線検査を実施しているところでございます。本年4月に公表されました本ガイドラインにおきましては、ピロリ菌検査につきまして、

死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、特定健診等の集団で実施する対策型検診としては推奨されるには至っておりません。

今後も、検診のあり方につきましては、評価・研究が進められることにより、国の動向を見ながら検討をしてみたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 河川のしゅんせつについてのご質問にお答えいたします。

安威川は、本市の中央を東西に通る大阪府管理の一級河川であります。近年、全国的な異常と言える豪雨が発生しており、安威川につきましても、平成26年8月には氾濫危険水位に達しており、平成25年と今年におきましても避難判断水位に近い値を記録したように、ここ3年間は毎年高い水位を示すようになっております。

このようなことから、毎年、大阪府に、摂津市域内で人口の集積している大正川との合流部分から下流の区域において、しゅんせつの要望を行っております。大阪府からは、河川における堆積土砂撤去については、危険度や土地の利用状況などを考慮し、危険度の高いところから計画的に実施しているところであるが、堆積状況は洪水などにより変動するものであることから、摂津市の要望区間についても、その状況の把握を行い、優先順位を毎年確認した上で実施箇所を選定を行っているとの回答をいただいております。

今年度の事業箇所にはならなかったものでございますが、一たび河川が氾濫いたしますと、甚大な被害も予想されます。本市といたしましても、絶えずいろいろな機会を通じまして、大阪府に対して早期のしゅ

んせつを要望してまいります。

○渡辺慎吾議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めの胃がん発症リスク低減施策についてでありますけれども、この近隣の茨木市や高槻市におきましては、特定健診における血液検査に組み入れてピロリ菌検査を実施しているという状況であります。本市におきましては、国立循環器病研究センターの移転建て替えも見据えた健康・医療のまちづくりを進めているということも踏まえまして、胃がん発症リスクを低減させるこのピロリ菌検査の導入に前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

これに関してでありますけれども、本市の特定健診における胃がん検診として、1回目のご答弁でもありましたが、40歳以上を対象に胃部X検査を実施しているということであります。この検査におきまして、あおむけやうつ伏せ、左右に回転するということなどの指示が出されての体位変換を行いながら撮影を今行っているという状況で、その中で上半身が検査台位置よりも低くなるという体位があります。このときに、支持棒を持つものの、かなりきつい体勢だというふうにも思いますし、私も現実に検査をしまして、きついなというふうに思っているわけではありますが、特に高齢者の方などにつきましては大変なものではないのかなというふうに思います。現に、この体位で頭からずり落ちて大けがをされたという事例が他市内であったというふうにも聞いています。また、内蔵疾患でバリウムを飲めない方や、検査後、腸の中でバリウムが固まって便秘が起こりやすいといったことから受診できない、あるいは受診をためらっている方がおられるというふうにも私も

直接聞いております。

そして、この胃部X検査で異常が見つければ、後日、改めて胃内視鏡検査を受けなければいけないということでもあります。そういったことから、本市の特定健診として胃内視鏡検査も行えるようにしてはというふうに思います。胃内視鏡検査では、胃粘膜を少し採取して、1回目の質問でもしましたけれども、ピロリ菌検査も行えるということでもございます。その一方で、胃内視鏡検査が苦手な方もおられるというふうに思いますので、この特定健診におきましては、X線検査と、そして胃内視鏡検査を選択制という形で行うのが望ましいというふうに思いますが、本市の考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

次に、河川のしゅんせつについてでありますけれども、以前には、このしゅんせつにつきましましては、土砂等による河川断面の阻害率20%というのがあったというふうに思いますけれども、この安威川の水位も避難判断に近い氾濫危険水位に達したという現状が3年続いているということを考えますと、安威川ダムは平成32年の後期だったというふうに思いますが、今後の河川上昇も今の気候を考えると不安が高まりますので、早期のしゅんせつをしっかりと要望していただきたいというふうに思います。

また、最近では、集中豪雨により昨年8月には道路冠水もありましたし、また、平成24年8月には床上浸水もございました。このような内水氾濫を低減することも含めて、各地域の美化活動におきましては、基本的に中央環状線を東西地域に分けて、偶数月と奇数月で実施しているということでもあります。その中で、側溝や排水ますの土やごみ、草の清掃を行っていただいているという現状であります。

その中で、市認定道路におきまして、例えば、自治会未加入地域や、側溝ぶたがボルトで固定されている、そういったところの側溝や排水ますに土砂が堆積しているという場所もございますので、本来の機能を維持させるための清掃が必要と思っておりますけれども、本市の対応についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 胃がん検診における胃内視鏡検査の実施につきましてのご質問にお答え申し上げます。

本市では、胃がん検診につきましては、国の指針に基づき、40歳以上の方を対象に胃部X線検査を実施いたしております。本年4月の胃がん検診ガイドラインにおきましては、従来の胃部X線検査に併せて、胃内視鏡検査につきましても科学的根拠があると判断されたことにより、厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会におきまして、市町村が行う胃がん検診として、胃内視鏡検査の実施について現在検討がなされております。本市といたしましては、今後示される国の指針を踏まえ、胃内視鏡検査の実施につきまして検討してまいりたいと考えております。

また、胃がんの予防対策につきましては、適正な食事や生活習慣の啓発や普及とともに、ピロリ菌検査などの胃がんリスク検診のあり方につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 市認定道路の側溝や排水ますの清掃についてでございますが、本市が管理しております市認定道路、延長が約200キロメートルございまして、千里丘三島線ほか164路線の約75キロメ

ートルの路面清掃を年4回と、約2,509か所の排水ますの清掃を年1回、路面清掃業者委託により施行いたしております。また、地域自治会などの協力によりまして美化活動を実施していただいております。この町美活動と連携しまして、土木維持作業により集めていただきました土砂等の回収を行い、まちの美観確保に努めているところでございます。

自治会未加入地域や、側溝ぶたの重量やボルトの固定により開閉が困難な箇所につきましては、要望によりまして清掃などを実施し、生活道路の美化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 村上議員。

○村上英明議員 3回目は要望でありますけれども、まず、1番目の胃がん発症リスク低減施策についてであります。特に50歳以上の日本人の70%から80%以上の方がピロリ菌に感染しているというふうに言われております。今では上・下水道が整備されて、衛生状態が改善されたということで、若い世代の感染率は低下をしています。しかしながら、5歳程度までの免疫力が未熟な時期にピロリ菌に感染している身近な人から経口感染すれば、ピロリ菌を持つということになります。一度感染すると、多くの場合、除菌しない限り、胃の中にすみ続けるという状況でありますので、将来にわたって、胃がん発症リスク低減に向けて、この特定健診におけるピロリ菌検査の導入、そしてまたX線検査と胃内視鏡検査の選択制の導入、こういうものを前向きに重ねてお願いしたいなというふうに思います。

2番目の側溝や排水ますの土砂等の清掃についてでありますけれども、近年の地球温暖化などによりまして、台風の発生率も増

えて、また、発生期間も長くなっているという現状でもございますし、また、大気の不安定による局地的な大雨となっている日も増えているというふうでございます。本日も、高知県で1時間に120ミリの雨が降ったということでございますので、この中で、今以上に安心・安全なまちに向けまして内水氾濫をなくしていく、そういう観点から、側溝や排水ますの土砂等の清掃を行政が率先して行っていただきたいというふうをお願いをしまして要望とさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 要望でありましたけど、市長、思いはございませんか。市長。

○森山市長 村上議員さんの質問、何点かございましたけれども、私も過去1週間、薬を飲んだことがございます。ピロリ菌の有無、これが胃がんに何らかの関係があると私も思っております。ということは、このピロリ菌の検査が適切な治療につながった場合は、やっぱり胃がんの発症を予防するという効果があるということになるんですね。これだけ一般的に言われて、マスコミ等々でも取り上げられているんですけども、なぜか厚生労働省がん検診のあり方に関する検討会の中で取り上げないんですね。でも、現在、評価といいますか、研究が進められておるということでございますので、もう少し国の動向を見守って、また今後どうあるべきかを考えていきたいなと思っております。

他の点については部長からの答弁のとおりでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、東議員。

(東久美子議員 登壇)

○東久美子議員 通告しました4項目について一般質問いたします。

東北震災以降、飲食物について、特にその安全性に関心が高くなっています。水道水の水質管理基準と、その検査体制、結果に対する広報活動について、どのように行われているのか、お伺いします。

2番目に、道路整備についてお伺いします。

道路整備については、今までにも議会で何度も質問が行われており、関心の高い課題だと捉えています。その道路整備の一つである新在家鳥飼上線について、どのような整備状況か、お伺いします。

3番目に、地域防災と防災文化の醸成について質問いたします。

今回、地域防災力の向上に向けた新たな取り組みが進められていますので、目的と、どのように取り組まれるのか、お伺いします。

4番目は、教育課題について、2点質問いたします。

1点目は、総合教育会議についてです。既に第1回総合教育会議が開催されており、傍聴いたしました。この会議はどのような役割があるとお考えでしょうか。また、今年度、どのようなスケジュールで開催されるのでしょうか。

4番目の教育課題の2点目は、摂津小学校区の児童数増に向け、今後の取り組みにおいて、どのように進められるのか、お伺いいたします。

1回目、以上です。

○渡辺慎吾議長 水道部長。

(渡辺水道部長 登壇)

○渡辺水道部長 水道水の水質管理基準と、その検査体制及び広報活動についてのご質

問にお答えいたします。

水道により供給される水は、水道法で規定する水質基準に適合していなければなりません。現在、厚生労働省の水質基準項目は51項目となっておりますが、51項目中38項目を水道部で検査いたしております。なお、水道部で検査できない13項目につきましては、大阪広域水道企業団水質管理センターに委託いたしております。

水質検査は、水質基準に適合し、安全であることを確認するために行うもので、水道水の水質管理面において重要なものでございます。検査場所につきましては、太中浄水場と3か所の送水所の出口、さらには浄水場、送水所の給水系統ごとの末端箇所であります鳥飼上水質モニター、別府水質モニター、市場池水質モニター及び安威川公民館の合計8か所で、給水栓より水道水を採取し、検査を行っております。また、常時監視が必要な濁度、色度、残留塩素、水温、水圧等については、市内6か所の各給水区域末端に設置しております水質モニターにおいて24時間監視をしております。

また、市民の皆様が安全な水を安心して使用していただくために、水道部では、年度当初に、1年間の水質検査計画を水道部のホームページやお客様窓口にて公表しております。さらに、水質検査結果についても、ホームページにより公開するとともに、水道事業年報のほか、1年間の水質検査結果をまとめた水質試験年報を発行し、図書館、水道部のお客様窓口、市役所市民情報コーナーで情報提供を行っております。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 道路整備についての質問にお答えを申し上げます。

新在家鳥飼上線につきましては、鳥飼土

地区画整理区域と大阪中央環状線を結ぶ道路として、多くの車両が通行いたしており、地元より歩行者や自転車の安全対策について強く要望をいただいていたところがございます。これまで、歩行者や自転車の安全を確保するために、水路の上部を利用した歩行空間の整備を平成8年度より行っていました。約150メートルの区間につきましては水路がなく、用地の取得が必要な状況でございました。

そのため、大阪府と整備に向けた協議を進めながら、ようやく平成24年に大阪府の社会資本総合整備計画に位置付けられ、都市計画道路として国の補助金を活用した整備手法を整えながら、現在、平成25年度より進めておりました用地の買収につきましても、本年度初めに地権者のご協力を得て全て完了し、平成27年度末の供用開始に向け、府警本部協議など工事着手の手続きを進めている状況でございます。

また、平成27年度末の供用によりまして、新在家鳥飼上線といたしましては、全延長の約3,460メートル全てを歩車分離による供用となるものでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 地域防災力の向上に向けた新たな取り組みと、防災文化の醸成、防災教育の取り組みについてお答えをさせていただきます。

地域防災力の向上の取り組みとしまして、自治会単位での防災マップの作成を進めております。この取り組みは、地域住民が主体となるワークショップを実施し、住民同士が互いに話し合うことを通じてマップ作成に取り組んでいただくことで、避難時に実効性のある避難行動が可能となり、さら

に、その過程において、地域住民の自助・共助の意識を高めていただくことを目的としております。

本年度は、モデル地区として、安威川以南で鳥飼中、以北で香和の両自治会でワークショップの開催を予定しております。これに先立ちまして、8月29日に、本市防災アドバイザーである群馬大学の片田教授による防災マップ作成キックオフ講演会を、両自治会の皆様や市内の自治会長の方々にも参加いただき、開催しております。

次に、防災教育推進の取り組みについてでございます。

この取り組みは、東日本大震災において、子どもたちが自主的に避難し、大津波から生き抜いた岩手県釜石市を模範とし、本市においても防災に対する姿勢と知恵を育む防災教育を行うため、防災教育カリキュラムを作成するものです。本年度は、摂津市の災害特性を踏まえ、本市で最も身近な洪水災害を対象としており、片田教授にも参加していただき、7月29日にスタートアップミーティング、30日にはカリキュラムを作成する小中学校の先生方を対象としたグループワークを開催し、年度内で3回余りの会議を開催し、防災教育カリキュラムの策定を行う予定をしております。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 総合教育会議の役割と今年度のスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、設置されたものでございます。会議は市長が設置し、その構成員は市長及び教育委員会となっており、対等な執行機関同士の協議・調整の場でございます。こ

れにより、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものでございます。

本市におきましては、今年度5月20日に、会議の設置要綱や、今後策定予定の教育に関する大綱などを議題とした会議を開催しております。今後のスケジュールといたしましては、大綱の策定に関する協議のための総合教育会議を必要に応じ開催してまいりたいと考えておるところでございます。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 摂津小学校区の児童数増に向けての今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたように、摂津小学校区の児童数は年々増加傾向にございます。ここ10年間で89名が増加し、今年4月時点で659名というような状況になっております。今後は、毎年40名から70名が増加する見通しで、平成33年度には1,050名前後になると推計いたしております。平成30年度には普通教室が不足する見通しのため、現在、地域の方々にご説明をし、また、ご意見を伺っているところでございます。

8月には摂津小学校区の自治会長と民生児童委員との会議で、また、9月に入りまして同校のPTA役員会で、それぞれ、児童数の現状や平成30年度に向けての今後のスケジュール、教育委員会の附属機関でございます小中学校通学区域審議会での検討を行っていく旨のご説明をいたしたところでございます。PTA役員会からは、運

営委員会での説明をとのご要望もあり、10月初旬の運営委員会に出向く運びとなっております。

また、併せて、進学先でもございます第一中学校のPTA会長をはじめ、隣接いたします校区であります味舌小学校、三宅柳田小学校、第三中学校のPTA会長、味舌地区、味舌東地区、三宅地区、柳田地区の連合自治会長にも同様の説明を行ってまいっているところでございます。

今後、保護者や地域の方々のご意見を丁寧にお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 東議員。

○東久美子議員 2回目の質問です。

水道水の水質管理体制について、安全な水の給水に努められていることを理解しました。ただ、何が起るのか、天災、人災ともに極めて予想が困難な状況にあると考えます。安全確保のために、災害緊急時に向けてどのような対策を検討されているのか、お伺いします。また、より安全性の高い水質を保つため、どのように水質検査等の技術を向上され、継承されるのか、この2点お伺いします。

2番目には、道路整備についてですが、道路の通行について、本市の自転車安全利用倫理条例、また、今年の6月に改正道路交通法が施行されたこともあり、自転車の通行に変化があるように思います。雨の日には、傘差しではなく、レインコート着用がかなり増えており、自動車側からは危険を感じることもありますが、車道の自転車走行も若干増えたように思います。しかし、このような通行するときにルールを守るといった努力だけではなく、より安全に通行できる道路の基盤整備が必要だと考えます。道路の補修を含め、道路整備計画はどのよ

うなものか、お伺いします。

3番目に、地域防災と防災文化の醸成についてです。

新たな取り組みの一つで、防災教育カリキュラムを作成することですので、学校との連携も重要に思います。防災教育推進事業について、教育委員会はどのように捉えられ、今後、市長部局との連携を図られるのか、お伺いします。

4番目に、教育課題について。

教育課題の総合教育会議について質問します。大綱の策定に関する協議のために、総合教育会議を必要に応じて開催することですが、現時点でどのような方向性の大綱を検討されているのですか。また、今後、総合教育会議でどのようなことが議題になるのか、お伺いします。

4番目の2点目です。教育課題で、摂津小学校区の児童数増について、摂津小学校区の児童数増に伴う課題ですが、普通教室の数の不足だけではありません。各校工夫している習熟度別分割授業やゆとりある特別支援教育のための空間、安心して相談できるカウンセリングルームなど、子どもたちが充実した学校生活を送るための教育環境整備をどのようにお考えでしょうか。教育内容も含みますので、教育長にお願いいたします。

2回目、以上です。

○渡辺慎吾議長 水道部長。

○渡辺水道部長 水質管理における災害などの緊急時の対策と今後の技術継承についてのご質問にお答えをいたします。

水道事業におけます危機管理では、自然災害、濁水、テロ、設備・管路・水質事故など、多岐にわたる危機に迅速に対応しなければなりません。問題事象発生時には、広報車による広報活動、ホームページによ

る情報提供を行うとともに、断水などの緊急停止時には給水車による給水活動を行っているところでございます。と同時に、有事の際、市民の皆様へ安全な水道水をお届けするために、水道部では、出動車両に簡易水質検査機を搭載しており、現地において随時水質検査を行い、緊急時においても安全な水の供給に努めておるところでございます。

また、水道水の水質検査は、市民が直接口にする水の安全性を確認することであり、常に高い水質検査技術を保持し、正確で精度の高い信頼性の保証が求められております。水道部といたしましても、水質検査専門職を軸に、他の職員への技術研修を行うとともに、市民に提供する水の安全性と品質を保証するため、大阪広域水道企業団水質管理センターと情報共有を密に行い、各種研修に積極的に参加し、検査の緊急性、効率性などを勘案し、水質検査体制の強化に努めてまいります。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 道路整備についてのご質問にお答えいたします。

安全で快適な通行を確保するには、既存の路面状況の改善はもちろん、歩道や自転車走行の空間の確保が必要であることは認識いたしております。そのため、道路補修についてでございますが、舗装の経年劣化による損傷の著しい道路から計画的に順次補修工事を実施しており、自転車、歩行者などの通行の安全に努めているところでございます。近年は、道路舗装に係る財源といたしまして、毎年約1億円、延長に対しまして約2キロメートルの道路補修工事を実施してまいりましたが、通行量の増加や車両重量の増大などに伴う舗装の劣化と、これまでに、下水道工事などのインフラ整

備に伴い、舗装復旧された道路が一時期に更新時期を迎えておりますことから、補修の必要箇所が増加しております。このような状況の中で、今後は、より一層財源確保に努め、道路の維持補修に取り組んでまいりたいと考えております。

また、歩道整備や、自転車走行空間を確保し、安全な道路を整備する計画といたしましては、現在、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）の道路拡幅事業及び千里丘三島線道路拡幅事業に取り組んでおります。

正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路拡幅事業におきましては、全体の約50%の用地を確保いたしましたが、残る約50%の用地には公図上存在する国有地である水路が接してありまして、土地確定作業に支障を来していることから、進捗が図れていない状況でございます。打開を図るためには、水路の抹消の処理を行わなければなりません。そのため、沿道の地権者へ働きかけている状況でございます。

また、千里丘三島線につきましては、平成24年度に西側の道路拡幅が完了してから3年目となります。千里丘三島線は、バリアフリー整備計画の特定経路にも位置付けしており、また、市内循環バスの運行ルートでもありますので、地権者やテナントなどと交渉し、協力を得ることは時間を要すると思われませんが、引き続き、東側においても道路整備に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 防災教育推進事業についての教育委員会の捉え方と今後の市長部局との連携についてのご質問にお答えいたします。

これまでの防災教育は、災害の危険性や恐ろしさ、避難の方法等について知識を身につけさせることに重点を置いていた傾向がございます。今年度、本市が推進しようとする防災教育は、子どもたちが主体的に考え行動する姿勢を醸成する姿勢の防災教育であり、地域で未来を担う子どもたちをいかに育てていくかを考えるという人づくりの教育を行っていくものであると捉えております。

本市防災アドバイザーの片田教授から指導を受けた釜石市のある小学校長が、防災教育は、家族や友達を大切に作る心や、自分で判断する心、命を守る心を育む心の教育であると、以前、私が釜石市を訪れた際におっしゃっておられました。また、子どもたちが学校外で災害に遭遇することも多く、日ごろから地域とのきずなづくりが重要であるとおっしゃっておられました。

さらには、同じく片田教授からご指導を受けたある中学校長は、防災教育を行うためには、当たり前前の学校生活の取り組みを日ごろから学校全体で一致してやり切る姿勢が重要であるとおっしゃっておられました。

今回進めようとする防災教育は、人づくりの中に心づくり、きずなづくりを含むものであり、よりよい実践の実現によって学校教育がさらに活性化するものと捉えております。教育委員会といたしましては、その趣旨を踏まえ、市長部局と一体となって、本市の洪水等を第一に想定した防災教育カリキュラムの作成に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 渡辺慎吾議長 市長公室長。
- 乾市長公室長 教育大綱と総合教育会議での議題に関するご質問にお答えいたします。

大綱につきましては、地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものになります。したがって、詳細な施策についてまで策定することを求められているものではございません。実際の策定に際しましては、国の教育振興基本計画を参酌し、市の最上位計画であります第4次摂津市総合計画との整合性を図りながら大綱案を作成し、総合教育会議で協議をお願いしたいと考えております。

今後の会議での議題につきましては、大綱の策定に関する協議のほか、教育を行うための諸条件の整備や、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策について、また、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、または生ずるおそれがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき措置について協議することになると考えております。

- 渡辺慎吾議長 教育長の答弁の前に、発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。教育総務部長。

- 山本教育総務部長 失礼いたします。

先ほど1回目の答弁の修正をよろしくお願いいたします。

摂津小学校区の本年4月の児童数を「659名」と答弁してしまいましたが、正しくは「695名」でございます。

ご迷惑をおかけしますが、修正よろしくお願いいたします。

- 渡辺慎吾議長 ただいまの発言訂正を許可いたします。

それでは、教育長。

- 箸尾谷教育長 摂津小学校区の児童数増に係る教育環境への配慮のご質問についてお

答えたいと思います。

現在の小学校では、多様な教育課題に対応するために、さまざまな取り組みが行われております。具体的には、今、議員からご指摘ございましたが、子どもたちの学習理解を助けるために、クラスを分割して少人数で授業を行う少人数分割指導や、障害のある子どもたちに適切な教育や支援を行うために、専用の教室を用いて行う特別支援教育、そしてまた、スクールカウンセラーによる児童や保護者に対する相談活動などでございます。これらを実践するためには、児童がふだん使っておりますホームルームとなる教室とは別のスペースが必要となりまして、各学校ではそのための教室を確保して取り組んでいる状況でございます。これらの取り組み、いずれも子どもたちの持つ課題解決に一定の成果を上げているものというふうに認識しておりまして、今後もこのような教育環境づくりを大切にしていきたいというふうに思っております。

今後、摂津小学校区の児童数増についての対応方策は、このような点も踏まえまして、保護者や地域の方々のご意見も伺いながら検討し、決定してまいりたいと思います。

○渡辺慎吾議長 東議員。

○東久美子議員 3回目の質問等を行います。

水道水の安全性について、管理体制などをお答えいただきました。やはり安全性については、科学的な裏づけと、水道水への知識、関心を高めることが大切です。水については、小学校4年生で、社会科の副読本の「わたしたちの摂津」を使用して、「健康な暮らしとまちづくり」の単元で学習しています。副読本には、太中浄水場での水づくりが説明されており、実際に太中浄水場を見学し、担当者から直に説明を受

け、学んでいる学校も多いです。

水道部発行のパンフレット「摂津の水道」の表紙は、水道の蛇口を上に向け、その蛇口から直接水を飲もうとしている写真が使われています。安全な水だから水道水を直に飲む。水道部の安全な水の給水に対する誇りが伝わるパンフレットに思えます。

水道水の管理は24時間体制で、常に緊張の中にあるように思いますが、市民の信頼に応えられるよう、さらに安全な水の給水に努められるよう要望いたします。

2点目、道路整備についてです。

道路の整備、特に拡幅整備については、用地の取得が必要であり、それに伴う土地の権利関係の丁寧な調整も行わなければならない、事業用地を確保することは容易でないということを理解いたしました。このことから、用地確保には財源や丁寧な交渉などを進めていくための人員の確保が欠くことのできないものだと思います。以前、総務常任委員協議会で示された中期計画案で、道路維持補修費が2016年度から2023年度まで1億円上積みされるとのことですので、この財源を十分に活用するための人員も、繰り返しになりますが、必要と捉え、財源と人員の確保をぜひ検討していただきたいです。財源があっても、十分でない人数では、せっかくの財源が生かされないと思いますので、強く強く要望いたします。ぜひ誰もが安全に利用できる災害からの避難も想定した道路整備に向けて取り組まれるようお願いいたします。

地域防災と防災文化の醸成についてです。

地域防災と防災文化の醸成について、次世代育成部長から、防災教育推進事業について、どのように考えて進めようとしていているのか、答弁をお聞きしました。私が言

いたいことを全て言ってくださったような内容ではありましたが、この事業に対して、積極的な答弁でしたが、現時点で連携ということでは取り組みの実態と答弁との大きな隔たりを感じます。

この隔たりの一例として、7月29日の防災教育スタートアップミーティングをあげます。この研修会には全ての小中学校から代表の教諭が参加することになっていたのですが、実際は15人中6人が代理でした。しかも、担当者欠席の理由に、別の会議に出席のためという発言もありました。

この研修の前日、7月28日には、市では、各部局、部長級以上の方対象かと思われませんが、講演会も行われていました。このときの片田先生は、釜石の実践を例に、熱く熱く人を育てる防災を伝えておられました。

防災教育と防災文化の醸成については、市の広報758号（6月1日発行）で、既に命を守る地域防災力として、防災計画の改定が詳細に市民に向けて発信されております。学校教育にかかわることでは、市民一人ひとりが防災意識を高め、継承していくために、小中学校で防災教育を実施し、子どもたちがみずから考え行動する姿勢を育みますと明確に記載されています。これは総務部長のほうも先ほど答弁されたことと重なる部分が多いと思いますが、また、広報で知らせるだけではなく、8月29日には防災マップ作成キックオフ講演会が安威川以北と以南の二つの自治会対象に開催されました。このときにも、片田先生は、釜石の実践を例にあげ、熱く熱く人づくりの防災を語っておられました。

片田先生の語られる地域防災は、常に熱い思いを語られ、聞く側にもしっかり伝わります。なぜ、あの釜石の出来事の片田先

生が、どこの市からも研修等要請が多々ある中、摂津市での研修をしていただけるのかなという、その理由が私にはわからなかったんですね。それで、不思議だなと思っていたんですが、この8月29日の自治会の方を前にその理由を伝えられました。片田先生の言葉では、市長が講演会に何度も来られて、何か出口のほうに立っておられたようですが、依頼されたとのことでした。摂津市の人間基礎教育とも共通するものがあると言われていました。片田先生の防災の語りは熱い。命をも守る防災ですから本当に熱い。この熱い片田先生を摂津市に迎えるために何度も講演に行かれた市長も熱い。片田先生や市長の言動に接して、熱い思いが人を動かすと思いました。

この後、冒頭の答弁、連携の取り組みに大きな隔たりを感じたというところに戻りにくいのですが、戻ります。

学校は4月に学力、生活指導、学校行事などの担当を決めています。教育委員会は学校に、防災教育について、市の方針や、今後どのように学校がかかわっていくのか、丁寧にお伝えになりましたか。私は教職員の多忙化の問題を取り上げてきましたが、自己肯定感が育ち、学力向上やいじめ減少も報告されているというこの今回の防災教育については、おどかさず防災教育ではなく、もうこれは既に総務部長もおっしゃっていましたが、人を育てる防災教育というところに大変期待を持っております。もうあとわずか1週間もすれば10月です。10月の学校の動きが目に見えようです。運動会がある、文化的行事がある、修学旅行があるかもしれません。そのような中で、今年度、学力向上懇談会を立ち上げるということでしたが、まだ開催されておられません。12月には学力調査を行い、分析対応

も検討しなければならないんですね、学校現場は。防災教育の狙いとする人を育てる取り組み、担当任せでなく取り組めるのでしょうか。時間と人的なことが困難であっても、やりがいのある取り組みになるよう、地域防災と防災文化の醸成について、教育委員会は、防災教育推進事業の趣旨をどのように学校に周知され、各学校一体となって全体で担当者任せでなく取り組めるようにするために、今後どのようなフォローをされるのか、お聞きしたいと思います。

もう10月が近いですが、見ようによってはまだ10月です。まだ学校が全体で取り組めば、子どもたちの命が守れる、地域が結ばれるということにつなげる取り組みになるかもしれないんです。地域の方は、学校ではこういうことをしますということをお聞かせいただき、片田先生が熱く熱くお伝えになったので、期待されていると思います。教育委員会にある意味エールを送るということで、今後の取り組みをどのようにしっかりされるのか、お聞きしたいです。

教育課題について。

今年は、8月7日の教育委員会で教科書採択が行われました。傍聴者が30人ほどおられて、市民の関心の高さがうかがえました。教育委員会は、傍聴希望者が全員傍聴できるように配慮され、市民に開かれた採択会議を開催されました。教育委員の皆さんは、教諭の調査報告や選定委員会答申を尊重しつつ、子どもたちにとってどの教科書が最もふさわしいか、十分に検討され、採択されたと思います。今後、非核平和宣言都市、人権教育を大切にする摂津市にふさわしい教科書が採択されることを望んでおります。

また、今まで小中学校で行われてきた平和教育の継承、市としての支援が本当に必

要です。多様な文化を尊重し合いながら生きていく力を養う取り組みも重ねてきました。国際理解教育の取り組みも30年間続けられていたことが、市の支援があつてのことと高く評価されるものだと思っております。例にあげた教育課題についての取り組みが今まで以上に行われるよう望んでおります。

総合教育会議について答弁をお聞きし、既にある摂津市総合計画の中の教育の理念が摂津の地域性に合致しており、これをそのまま活用していくと受けとめました。総合教育会議について、市長と教育委員の意見交換を直接傍聴できるこの会議の意味は大変大きいと捉えています。期待しておりますので、よろしく申し上げます。

それと、あともう1点、教育長にお答えいただいた摂津小学校区の課題についてですが、今後進めていかれますので、そのときには、教育長もお答えいただきましたように、ただ教室の数だけではなく、子どもたちが豊かな学校生活を送れるようにいろいろところで配慮して下さる、教育長は学校現場のことをよくご存じですから、そのことはお任せするしかない。そして、地域の方や保護者の皆さんに丁寧に説明され、意見をお聞きになって方向性を決めていただけたらと思っております。

子どもたちにとっては、1年生は1回しかない、2年生は1回しかない、みんなそうなんです。子どもたちの1年は本当に大切な1年ですので、豊かな学校環境、教育環境をぜひよろしくお願い申し上げます。これも要望といたします。

以上です。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 各学校全体の取り組みとなるよう、防災教育推進事業の趣旨の

周知など、教育委員会の各学校への支援についてのご質問にお答えいたします。

議員からご指摘いただきましたように、各校から教員を募り、グループワーク等を開催するに当たり、事業趣旨やスケジュールを各小中学校へ十分に周知できていなかったことは、教育委員会としての課題であると捉えております。そのため、改めまして校長会、教頭会への防災教育推進事業の趣旨の周知を行い、各校での事業の重要性の説明を依頼したところでございます。

学校において一つの取り組みが効果を生み出すためには、繰り返すこと、また、常に考えることで定着を図る必要がございます。そして、取り組みが定着するためには、教職員が一体となって取り組むことが求められると考えます。教育委員会といたしましては、さまざまな機会に事業の進捗状況などの発信を行い、グループワークへの参加者や管理職だけの取り組みにならないよう、学校全体での取り組みによって、子どもたちの心づくり、きずなづくりが推進されるよう努めてまいり所存でございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 東議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 2 時 5 7 分 休憩)

(午後 3 時 2 7 分 再開)

○渡辺慎吾議長 休憩前に引き続き再開します。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目に、防災マップの作成についてでございます。

これは本日の会議の中でも複数の議員の皆さんが触れられておられましたけれども、改めてお聞きをしたいと思いますけれども、たしか先月の終わりであったかと思いますが、鳥飼中と香和自治会の二つの自治会が防災マップを先行してつくられるということで、そこの役員さんを中心に会員の方が来ておられまして、また、それと併せて、摂津市内の各自治会の会長さんもたくさんお見えになって、片田教授をお招きしてのキックオフの講演会が開催されて、私も拝聴をさせていただきました。改めてお聞きしたいと思っておりますけれども、今回、先行して二つの自治会で防災マップをつくっていかれるということで、当然これは今後広がりを持っていくのかなと思っておりますが、1 回目にお聞きをしたいのは、改めて今回のこの地域の防災マップ作成をされる目的、それから、これまでの取り組みについて、まず 1 回目、お聞きをしたいと思います。

続きまして、2 点目に、成年後見制度についてお聞かせいただきたいと思っております。

これは、かつて禁治産・準禁治産という制度がございまして、この制度についてはいろいろな批判もあったというようにお聞きをしております。それを受けまして、法務省ではいろいろと調査・研究をされました。その結果といたしまして、介護保険制度と合わせる形で、この制度、成年後見制度がスタートしたと認識をしております。それから十数年の歳月がたっているのかなと思っておりますけれども、この制度が発足をしたときと今現在とを比較して、この制度の重要性といったことを考えたときには、私は増しているんじゃないかなというように思います。これは摂津市に特別当てはまるわけではありませんけれども、一般的な話

といたしまして、非常に高齢化率が上がっておりますし、また、高齢者だけの世帯、あるいは高齢者おひとりで住んでおられるといったケースも地域には見られるわけでございまして、やはりこの成年後見制度といったものが非常に重要ではないのかなと。

その中で、今触れました例えば高齢者だけの世帯でありますとか、あるいは高齢者おひとりで住んでおられる場合には、何らかの形でこの成年後見制度が開始をされる申し立てをしていかなあかんわけです。となったときに、じゃ、親族等ができない状況にあるときには、最終的には、やはり本市の場合には市長申し立てといった形になるのかなと思っておりますけれども、どの程度この市長申し立ての件数があるのか、その現状について1回目にお聞かせいただきたいなと思います。

3点目といたしまして、市民図書館・鳥飼図書館センターについてでございますけれども、この両施設は、本市の中の公共施設の中でいち早く指定管理者制度が採用されたと、民間に管理委託といったものがされたわけでございまして、その年度が今年度で最終年度を迎えるということございまして、まず、次年度以降はどうなるのかといったことについても非常に注目が集まっているところでございますが、1回目は、この市民図書館、そして鳥飼図書館センターの今現在の指定管理者としての運営について、どのように評価されておられるのか、この際お聞かせいただきたいなと思います。

4点目といたしまして、学校現場への外部人材の登用ということについてお聞かせいただきたいなと思います。

小学校1年生の学級補助員をはじめといたしまして、あるいはスクールソーシャルワーカーの方でありますとか、いろいろと

子どもたちを支援する外部からの方が活躍をされておられると思うわけでございますけれども、改めて、どういった方が学校現場において子どもたちのために頑張っておられるのか、まずその点についてお聞かせいただきたいなと思います。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 ご質問の地域防災マップ作成についてお答えをいたします。

防災マップ作成の取り組みは、地域防災力の向上を目指し、自治会単位で3回にわたるワークショップを開催して防災マップを作成していただくものです。地域住民が主体となり作成する防災マップは、地域特性に応じた災害時の避難行動を明確化、実効性のある避難行動の確立を目的としています。さらに、その過程において、地域住民の自助・共助の意識を高め、一時避難所の選定や災害時要援護者の避難について話し合い、議論していただくことも狙いの一つです。

本年度は、モデル地区として安威川以北と以南から香和と鳥飼中の2自治会を選び、8月29日の片田教授による防災マップキックオフ講演会をスタートし、第1回で洪水時の避難のあり方、第2回で災害時要援護者の避難を検討、第3回で地域ごとに住民主導の緊急避難体制の構築についてワークショップを行う予定です。また、最終的に、ワークショップの結果をリーフレットという形でまとめ、地域住民の方々に配布していく予定としております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 成年後見制度の利用に至る条件や市長申し立ての状況につきまして

のご質問にお答え申し上げます。

成年後見制度の利用に至る主な理由といたしましては、認知症や知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が十分でなくなることにより、不動産や預貯金の管理、施設への入所に関する契約が難しい場合に成年後見制度の利用に至ることになります。

平成26年の大阪府での成年後見申し立て件数は2,680件、そのうち市長申し立てによる申し立て件数は524件となっております。本市におきましては4件となっております。内訳といたしましては、身上監護についての契約の必要性から3件の後見の申し立て、消費、経済的問題の予防・解決の必要性から1件の補佐の申し立てとなっております。

市内全体での成年後見制度の利用件数につきましては統計がございませんが、認知症の方が増加している現状を考えますと、今後、成年後見制度の利用を必要とする方は増加するものと考えられます。市といたしましても、民生児童委員や自治会、老人クラブなどを通じまして、制度の浸透を図る必要があると考えております。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 市民図書館、鳥飼図書館センターにおける指定管理者の管理運営に対する評価についてのご質問にお答えいたします。

市民図書館及び鳥飼図書館センターにつきましては、本市で初めて公募による指定管理者制度を導入し、平成23年度より株式会社図書館流通センターを指定管理者に指定し、管理運営を行っております。指定管理者の管理運営につきましては、四半期ごとに第三者評価として市民図書館等協議会による評価モニタリングを毎年度実施して

おります。

平成23年度から平成26年度までの4年度分の評価におきましては、全て「適切」との評価となっておりますが、毎年度、着実に評価が上昇し、得点率が70%を超え、「すぐれている」に近い評価となっております。また、利用者アンケートにおきましては、接遇やレファレンスサービスの向上など、指定管理者、職員への高評価をいただいております。開館日や開館時間の増加、書架レイアウトの改善、読書ラウンジの設置など、図書館利用者の利便性の向上に加え、自主事業として、コミュニティプラザでの出張おはなし会の実施や、先進的な取り組みでありますぬいぐるみお泊り会などの実施など、ソフト面の向上など、民間企業のノウハウを生かした管理運営をいただいているものと評価しております。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 学校への外部人材登用の現状についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市の小中学校には、いわゆる定数として配置された教職員以外に、生徒指導や相談活動、学習指導の補助などのため、さまざまな人材が配置されております。それらを総称して外部人材と呼ばせていただき、配置状況についてご説明申し上げます。

まず、市費の非常勤職員として配置しておりますのが、小学1年生等学級補助員、家庭教育相談員、障害児介助員、障害児等支援員、学校読書活動推進サポーターなどでございます。加えて、今年度からスクールソーシャルワーカーも非常勤職員として配置し、データベース活用モデル小学校には学習プリント活用補助員を配置したところでございます。また、学校の取り組みの

支援のため、スクールカウンセラー、部活動指導者、英語指導助手、外国語活動支援員、学習サポーター、学力向上支援員、スクール・エンパワーメント支援員、さわやかフレンドなどをさまざまな形により配置しておるところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、2回目、質問をさせていただきたいと思います。

まず、防災マップの件なんですけれども、2回目に3点お聞かせいただきたいと思えます。

1点目は、次年度以降の進め方でございます。今回、モデル地区ということで、二つの自治会で先行してマップをつくっていかれるわけなんですけれども、当然、それで終わりではなくて、最終的には全市的に広げていかれるんだろうと思っておりますが、次年度以降はどのように進めていかれるのかということについて1点お聞かせいただきたい。

2点目は、周知の方法なんです。特に自治会に入っておられる方は、マップをつくっていただくと一定周知はできるのかなと思っておりますが、しかし、自治会に入っておられない方も地域におられるわけで、こういった方に対しても、やはり防災意識を高めるという意味でも、これはしっかりと周知をしていく必要があるのかな、また、そういったことを広めることによって、結果として自治会への加入率の促進といったことにもつながるのかなというように思っております。その点、特に自治会に入っておられない方に対してもやっぱり広げられないかん、そういう視点から、これからどういった取り組みが求められていくのか、この点についてもお聞きをしたいと思いま

す。

それと、3点目といたしまして、これも先ほど質問に出ておりましたけれども、あの常総市の状況を見たときに、私は摂津市と非常に近いものがあるのかなと思っております。常総市の場合は鬼怒川が氾濫したわけなんですけれども、市域に複数の河川が流れていて、その河川が利根川に合流していくというようなことがあったわけでございます。摂津市で考えた場合にも、やはり多くの河川が流れているという状況があるわけでございます。こういった場合に、この常総市の例というのは、やはり摂津市にとっても大きな教訓を得るべきものかなと思っております。この点についての総務部長のご認識をお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、成年後見制度でございます。市長申し立てが4件だったということでお知らせをいただきました。私は、この市長申し立てが多ければいいとかいうわけじゃなくて、まずは全体像をしっかりと把握せなあかんのかなと思っております。ただ、摂津市として、摂津市にお住まいの方がどの程度この制度を利用されているのかということについては、なかなか確認、把握できるような状態にないということについてもよくわかるところでございます。また、同じ住居にしっかりと判断ができるような方がおられる場合であるとか、あるいは、近隣に親族がおられて、その方がしっかりと管理ができる状態にあるならば、申し立てをすることもないのかなと思っておりますが、ただ、しかし、先ほど申し上げましたけれども、高齢化率が上がってきて、例えば高齢者だけの世帯でありますとか、高齢者おひとりで住んでおられるといったケースも、どんどんやはり摂津市の中でも増え

ているのかなと思っております。そういった方に対して、まずはしっかりとこういった制度があるんですよといったことについて周知をしていただいて、しっかりとこの制度の趣旨が生かされるような仕組みづくりをぜひお願いしたいなということで、これは要望として申し上げたいなと思えます。

それから、市民図書館と鳥飼図書センターのことなんですけれども、1回目で今現在の評価についてお聞かせいただきました。評価モニタリングを拝見いたしますと、C評価ということで、ちょっとこれは何とも言えない評価なのかなと私自身は思っているところでありまして、それでは、その評価を受けて、次年度以降にどのような選定の流れになっていくのか、少しその点について確認をさせていただきたい。

それから、5年前に最初に指定管理者をお願いしたときと今とでは、いろいろな状況の変化もあるわけございまして、図書館あるいは図書センターに求められる機能といったものもやはり変わってきているのかなというように思うわけでありまして。そこで、教育委員会として、どのように図書館の求められる役割、あるべき姿といったものをお考えなのか、2回目、お聞かせをいただきたいなというように思います。お願いいたします。

それから、学校現場への外部人材の登用ということにつきまして、この質問をする趣旨は、何が言いたいかといいますと、市来議員の質問に対しまして市長がお答えになられたんですけれども、担任の先生が授業に集中できないような状況をなくしていくんだというようなことで市長が言われました。私もそのことを一番申し上げようと思っていたわけございまして、少し先取りされたような気もしておりますけれども、

私も今、摂津市立の小学校、中学校に子どもが通っております、また、PTA活動にも少しばかり参加をさせていただきましたし、その中で、限られた情報ではございますけれども、いろいろと学校の状況についてもお聞かせをいただいているところでございます。今、率直に思うところは、今現在の摂津市内の小学校、中学校は、褒められたような状況ではないと、むしろ非常に危惧をされるような状況であるんじゃないのかなと。これは、特定の学校ということではなくて、全体としてそのような状況にあるんじゃないかなというように思っております。

1回目にお答えいただいた、本当に多くの外部の方が子どもたちのために向き合っているという状況があるわけなんですけれども、なかなかそれでも担任の先生が授業に集中できないような状況があるわけですね。一つのクラスの中で複数の子どもたちが立ち歩いたり授業の邪魔をする、そうなると、当然、学校の先生は、授業を進めたいんだけど、しっかりそっちに目を向けないと大きな問題になりかねないといったことで、そっちにやはり目を向いてしまう。すると、大多数の授業を受けたいといった子どもたちが、なかなか思うように授業が進んでいかないと、非常に難しい状況にあるのかなというように思っております。

そういった状況を打破しようといったことで、例えば参観の数を増やして、どんどんとまずは保護者の皆さんに、あるいは地域の皆さんに今現在の学校の状況をしっかりと見ていただくこうといったことで、いろんな取り組みをされているようなケースもあるわけなんですけれども、そしたら、果たしてどれほど多くの地域の方であるとか、

あるいは保護者が頻繁に学校に通えるのか
という、これはなかなか難しいことだろ
うなと思います。

そこで、私が一つ提案をさせていただき
たいのは、どんどん私は外部の方に授業そ
のものもお手伝いをしていただくべきじゃ
ないのかなというふうに思っておりますが、
そのときに、来れる人は来てくださいとい
うのじゃなくて、やはりしっかりと来てい
ただく方に、肩書じゃないですけども、
しっかりと持っていて、制度として、
外部の方がどんどん学校に入って行って、
担任の授業をしっかりとサポートして、本
当に勉強したい子どもたちが勉強できると
いった状況をつくっていくべきなのかなと
思っておりますけれども、この点について
今の教育委員会としてのご認識をお聞かせ
いただきたいと思います。

2回目は以上でお願いいたします。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○杉本総務部長 ご質問の防災マップ作成に
ついての来年度以降の展開についてござ
います。

今年度は、モデルとして2自治会に防災
マップ作成を行っていただきます。来年度
以降についても、より取り組む自治会数を
増やして、より多くの地域でこういう防災
マップの取り組みを展開できるように呼び
かけを行ってまいりたいと考えております。

防災の周知、防災啓発についてござい
ます。

今回のワークショップには、自治会の役
員の方を中心に10名から20名の方が参
加いただきまして、地域の避難行動につ
いて考えていただきました。このような取
組みと同時に、地域防災計画のダイジェ
スト版にも明記しておりますが、主体的な
自助・共助・公助の防災意識の充実に、地域

における顔の見える関係づくりが必須であ
るというふうに考えておりました、地域で
の自主防災組織での訓練等々を通じて自
助・共助の意識が培われていけばいいとい
うふうに考えております。しかしながら、
ご指摘のように、自治会に入られていな
い方もおられます。こういう方に対しての周
知というのは、なかなか決定打はございま
せん。しかしながら、本年度は、先ほどか
らもご質問いただいておりますけども、防
災教育の推進も行っております。こうい
った中で、子どもたちから親を教育してもら
うと言ったら言葉は悪いかもしれませんが、
そういったことも我々は非常に期待
をして考えております。想定外のことが起
こり得ることが災害と地域防災計画にも明
記しております。これを生き抜くためには、
自助・共助、これが必須でございますので、
我々としてもできる限り、自治会に入って
おられる、おられないにかかわらず周知を
して、防災意識を高めていくように努力し
たいと考えております。

次に、9月9日に発生しました鬼怒川の
氾濫についてでございます。どういうふう
に見ているのかということかと思いますが、
今回の水害は、線状降水帯が鬼怒川流域に
かかり続けて河川の決壊をもたらした非常
に異常な事態であったかと思えます。しか
しながら、茨城県の常総市の地形を見てみ
ますと、鬼怒川と小貝川という中河川があ
るようですけども、低地に広がった地域と
いうことで、ハザードマップでも市域の広
い範囲で浸水するとされており、淀川や安
威川に挟まれ、低い地域の多い本市とよく
似た状況であると思えます。あれを見てお
りまして、我々防災を担当する者としても、
決してあれを対岸の火事としてはいけない
んだらうなというふうに思いました。

今回のように2日間で600から700ミリという雨が降ったということでございまして、これがもし安威川流域に降りました場合、越水や決壊が発生することは十分予想されます。これは、我々がハザードマップでお示しをいたしていますように、こういう雨が降りまして、例えば安威川右岸で決壊が起こりますと、鶴野地区や正雀地区では浸水深が2メートルから5メートルということで、非常に被害が大きくなると思っております。

今回の水害に対する被害状況や、行政の情報の発信、住民の避難行動等、常総市のほうでこれから検証されると思っておりますけども、本市においても、この水害に対するそういった対応について、我々の今後の災害対応の参考としたいと思っております。また調査をさせていただいて、今後の本市の防災対策に生かしてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 次期指定管理者の選定の流れ、また、今後の図書館のあり方についてのご質問にお答えいたします。

市民図書館及び鳥飼図書センターの指定管理者につきましては、本年度で指定管理期間が終了いたしますが、本市の指定管理者制度導入に関する指針におきましては、公募により選定された指定管理者が、当該期間中に施設運営についてモニタリング結果により客観的に最適と判断できるなど、一定の条件を満たした場合において非公募とすることができるとされております。次期指定管理者の選定につきましては、指針に基づき、評価モニタリングの結果や事業実績などを勘案し、方針を決定してまいりたいと考えております。

また、今後の図書館のあり方についてで

ございますが、学習ニーズの多様化や高度情報化など、今日の図書館に求められる役割については大きく変化してきております。特に、若い子どものいる子育て世代の方や、昼間は仕事があり図書館を利用しにくい方、障害者や高齢者など、図書館の利用が困難な方々への図書館サービス提供の取り組みが求められております。

今後につきましては、図書館自体のサービス向上を図ることに加え、市内公共施設での予約図書の受け渡しのサービスの拡充やスマートフォンなどのインターネット技術を活用した新たな図書サービスの提供、また、貸し本だけでなく、子育てや健康情報などの交流空間となるよう、いつでもどこでも誰でも利用できる図書館を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 今後の外部人材登用の制度化等についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、現在、学校には多くの課題があり、教員にはさまざまな専門性が求められるところでございますが、現実問題として対応し切れない状況も数多く発生いたしております。このような中、文部科学省におきましても、チームとしての学校が求められるとし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また、部活動支援員等を法令上位置付け、教員が授業に専念できる環境づくりについて、現在、検討を進めているところでございます。

議員ご質問のご趣旨も、教員が授業に専念できるよう、保護者を含め、地域の方々が常時学校にかかわれるようなシステムをつくってはどうかのご提案と受けとめているところでございます。チームとしての学校に、保護者や地域もそれぞれの立場か

ら単に学校を見るだけでなく参画することは、開かれた学校づくりをさらに推進することであり、学校運営協議会設置などの国の動きにも注目しながら、教育委員会といたしましても今後検討を進めてまいります。

以上です。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、3回目に移らせていただきますけれども、まず、防災マップの点なんですけれども、かつて、この本会議の中でも少し触れさせていただきました。

3年前であったと思うんですけれども、民生常任委員会で埼玉県で行田市というところに行行政視察に行っていました。そこでも防災マップをつくっておられたんですけれども、そこでも、自治会に入っておられる方の情報はある程度わかっていると、ただ、そうでない方の情報をどうやって把握するのかといったことが大変大きな課題であるというようなことの認識もあった中で、おもしろいなと思ったのは、防災マップをつくるときに、その地域の方だけではなくて、例えば新聞配達員の方であるとか、LPガスの配達の業者であるとか、あるいは銀行であるとか信用金庫なんかの金融関係の皆さんに入っていて、よりきめ細かな状況に応じた情報をそのマップづくりの中でつくっておられるというようなことがありました。

私は、それでもやはり最終的には自治会に入ってもらわないかんと考えています。というのは、やはりしっかりとその人の状況がわかっていないと、あるいは、本当に顔と顔が通じるというか、人間関係ができていないと、いざといったときに何かお手伝いをする、してもらおうという関係はでき

ないと思っておりますので、最終的には自治会の加入促進というところにつながっていくのかなと思っておりますけれども、しかし、その前段階として、やはりいろんな方からの情報を多方面から防災マップをつくる際には活用したらどうなのかなと思っておりますので、少しこの点については、行田市以外にもいろいろな例があるのかなと思っております。ぜひ調査・研究を進めていただいて、本当に実用性のある防災マップをつくっていただきたいなといったことをお願いをしておきたいなと思います。

それと、2回目、答弁をいただきまして、具体的に、例えば安威川が氾濫したときには、どの地域が本当に被害が大きいのかということについても大体推計はされているわけでごさいます、やはり次年度以降はそういったことも念頭に置きながら防災マップづくりを進めていくといったことが大事なのかなと思っておりますので、その点もお願いをしたいと思います。

それから、防災教育について、子どもが逆に親を教育していくんだというようなお話があったと思います。片田先生の釜石での例をお聞かせいただきましても、やはり子どもが真剣に、地域の方、おじいちゃん、おばあちゃんに何とか逃げようといったことを子どもたちがお願いして、その結果としてあの釜石の奇跡といったものが起きたのかなというふうに思うところでございますので、本当に防災教育をしっかりと、この点も要望させていただきたいと思っておりますし、また、鬼怒川の氾濫、あの常総市の例につきましても、どこが問題だったのか、本当に真剣に考えていただいて、教訓として摂津市の中でも構築をしていただきたいと思いますということをお願いをしたいと思います。

それから、図書館のことなんですけれども、これは私の意見でありますけれども、私は、今回については、今お願いをしている管理者に再指定というのではなくて、もう一度公募にかけるべきじゃないのかなと実は思っております。

何点か理由があるんですけれども、少し申し上げさせていただきますと、1点は、やはり評価がCだということなんです。つまり、モニタリングの結果がAであったと、本当に特にすぐれているというような評価で出ているのであれば、これはもう一度お願いをするといったこともあるのかもしれませんが、しかし、この指針を見ますと、原則は公募なんです。原則は公募だといったものがあって、しかし、いろんな条件がついていて、公募じゃない再指定もありますよということになっています。その条件というのは、普通で考えると、やはりA評価、あるいはA評価に近いB評価ということになるのかなと、あるいは、そのほかの業者で適当な管理者が見つからないというときには再指定といったこともあるのかなと思っておりますが、私は、この図書館、図書センターについては、それは当たらないように思っております。これが1点目であります。

2点目といたしましては、来館者数が減っているということですね。いろいろヒアリングをする中で、図書館に来られる方が減っているんだと。いろんな状況の変化もあるようですけれども、やはり来館者が減っているということについては、これは非常に大きなことだろうと思っておりますので、私は、やはりその点も含めて、もう一度公募されたらどうなのかなというふうに思っています。

それと、3点目といたしましては、実際

に図書カードをつくっておられる登録者数が減っているということがあると思っておりますし、その割合自体が、近隣の自治体と比べても摂津市はやはり低いという状況は、これは残念ながらあると思っております。これが3点目の理由でございます。

それと、最後4点目といたしましては、これは2回目でも申し上げましたけれども、図書館に求められる機能そのものが、5年前、初めて指定管理者を採用したときとは変わっているんだということがあるわけにありますので、やはり私は、今回についてはもう一度公募にして、その結果、今管理されている業者がもう一度受けることも十分にあると思います。というのは、C評価でありますので、逆に言うとDやEじゃないわけでありますから、一定やはり基準を満たした適切であるといったことについても事実だろうと思っておりますが、やはりそこはしっかりと透明なプロセスを踏むべきじゃないのかなと思っておりますので、これは政策的な判断になるのかなと思っておりますけれども、ぜひ賢明なご判断をお願いしたいなというように思います。私の意見として申し上げさせていただきます。

それから、最後に、学校現場への外部人材の登用ということについて、先ほど部長からご答弁いただきました。私が初めて議員という立場になって、初めて運動会に行ったときのことを思い出したんですけれども、そのときも校長先生が運動会で朝礼台の上から子どもたちに対してお話をされておられるんですね。そのときに私が気になったのは、やはり複数の児童が砂をいじったりとか、ちょっと歩いたりをしている状況はありました。こういう状態が、私自身が学校に行っているときはなかなか考えられなかったもので、それから、学校の現場の

ことについていろいろと問題意識を私なりに持ちながら、いろんな提案もさせていただいてきたつもりでございますけれども、そのときと比べても、やはり今の摂津市の小学校、中学校の状況といったものは、さらに私は深刻なものになっているんじゃないかなと。これは、間違いなく教育委員会の皆さんも、そしてまた市長もそういったご認識をお持ちなのかなと思っております。

私が今回提案させていただいた、地域の方であるとか保護者の方がしっかりと制度として授業を支えていく、学校を支えていくというようなことについては、一つのあたる意味提案でございます。今後、国の動向にも注目をしながら適切な判断をしていくということで、2回目、答弁をいただきましたので、ぜひ摂津市全体で学校を支えていく、そしてまた授業を支えていくというような視点から何ができるのか、本当に英知を振り絞って考えていただきたいということで、これも要望として申し上げます。「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ)

○渡辺慎吾議長 木村議員。

○木村勝彦議員 今、嶋野議員の質問の中で、今の摂津市の学校現場が褒められた状況ではないという表現があったんですけども、学校現場の先生方も寝食を忘れて一生懸命教育に取り組んでおられる教師もいらっしゃいます。そういう点では、全体として今の脈絡からしますと、学校現場が褒められた状況ではないという表現は、私はちょっとやっぱり言い過ぎではないかと思っておりますので、その辺は議長のほうで一遍精査をしてもらいたいと思っております。

○渡辺慎吾議長 木村議員、その意見は木村議員の意見として受けとめて、嶋野議員は

そのように多分考えていると思うんです。見解の相違という形になるというふうに思うので、それは木村議員の議事進行という形で、意見として受けとめるという形にしたいと思うんですが。「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ)

○渡辺慎吾議長 木村議員。

○木村勝彦議員 いや、私は、それをささいな問題ということではなしに、今までの議論の中で、やっぱり学校現場に対する批判が多く出ております。しかし、全体として学校現場の状況が褒められた状況ではないと言うことはやっぱりまずいと思います。いいも悪いもいろいろあるというような表現であればいいんですけども、全体として学校現場は褒められた状況ではないと言うことは、そういう熱心に教育をされておる先生方に対する私は一つの侮辱やと思います。そういう点では、やっぱり言葉の精査というのはしっかりしとかんと、感情的な問題とか受け取り方の違いでは済まされない問題があると思っておりますので、その辺はしっかりと議長のほうで精査してもらいたいと思っておりますね。「議事進行」と嶋野浩一朗議員呼ぶ)

○渡辺慎吾議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 別に私は、学校の先生方が努力をしていないといった表現は今回の質問の中で使っていないと思っておりますし、そういうことは全く思っておりません。ただ、今の摂津市の学校の中の子どもたちが本当に授業をしっかり受けれているのかということについて、私は今はそんな褒められた状況でないと思っておりましたので、そういう指摘をさせていただきましたけれども、決して現場の先生方が努力を怠っているとかがい視点からの思いはありませんし、表現は使っていないと思っておりますので、

ぜひその観点から議長で文言を精査していただければと思います。

○渡辺慎吾議長 意図はそういう意図なんですけど、ただ、言葉と出た場合に、そういう形で受け取られる方もおられると思いますし、嶋野議員の意図はわかりましたので、とりあえず、一生懸命やっておられる先生もおられるということで、さまざまな状況があるというような形で落としどころをしていただきたいと思います。（「それは結構です」と嶋野浩一朗議員呼ぶ）

議長の私のほうで、木村議員、一部褒められたような状況ではないという趣旨の発言であったという補足をする取り計らいをさせていただきます。

3回目の質問、全て要望ということだったんですが、市長、思いがあるようでしたらお願いします。

○森山市長 何点かの質問がございましたが、重なっている質問もあったと思いますけれども、答弁が重なるかもわかりませんけれども、お許しをいただきたいと思います。

その中で、やっぱり安全・安心、防災の話についても強調されていたと思いますが、あの東日本の地震以来といいますか、今まで経験しなかった出来事ということで、国をあげて防災計画の見直しがなされたんですね。それを受けて、摂津市も一昨年、防災計画の見直しを行いました。三つの柱があったと思います。一つは防災教育の充実、それから地域防災力の強化ですか、それから防災体制の確立、この三つが柱になっていたと思いますが、各議員からも出ていましたけれども、防災教育、そして地域力について何度も触れられていたと思いますが、そのうちの防災マップというのが恐らく地域の防災力の強化に当たるのではないかと思っています。

先ほど来も話したかもわかりませんが、市内に100前後の自治会がございます。それぞれ、その自治会にしかないといえますか、その自治会ならではの、そこにはわからない実情があるわけですから、行政がつくって何か渡すというものではなくて、みずから実情を踏まえてマップをつくられるということは非常に大きな意味があります。避難場所とか、それから要援護者の存在とか、しっかりと地域の方々それぞれお互いにわかり合うという意味では、これは自分たちのまちは自分たちで守るんだという意識がより高くなっていくものと思います。

これは地域力ということですが、もう一方の防災教育ですけれども、これも何度も言っていますけれども、あの東日本の地震ではいろんな教訓があったと思いますけれども、憔悴し切っていた現地の方、日本中が憔悴し切っていたと思いますけれども、その心を癒やすというか、慰めるといいますか、よし、頑張ってもう一回復旧しようという気持ちにさせてくれたのは、もちろんお金も物もそれなりの役割を果たしたんですが、結果的には、相手の気持ちといいますか、心、これを気遣う思いやりといいますか、人と人の思いやりというんですか、結局つながり、これだったのではないかと、このふうなことの評価がされております。そんなことで、ソフト面になると思いますけれども、自然のありがたさと怖さを教える一方で、そういう日ごろのつながりですか、常にそのことを身につけるように学校をあげてやっていただき、さっきのマップとこれとをうまく連携させて、1足す1が、これが本当の意味のオール摂津の安全・安心につながるのではないかなと、そんな思いもいたしました。

以上です。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 それでは、摂津市の緑について、1回目の質問をさせていただきます。

摂津市は、14.88平方キロメートルという山や谷がないコンパクトな平坦なまちです。私は幼少期から摂津市に住んでいますが、緑を考えると少ないなと思っていました。車や倉庫が多いまちなんだという感覚、イメージしかありませんでした。何を基準に多いか少ないかはわかりませんが、客観的にそう感じていますし、感じてきました。緑というと、私は樹木がいっぱいある森などを想像していますが、摂津市の地形、成り立ちから考えて、当然、緑、木々が少ないことぐらいは理解できます。

緑は、良好な生活環境を保つ上で欠かすことのできない市民共有の財産であり、未来の子どもたちに残していかなければならない貴重な財産です。緑の役割は、エコや地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和、季節感、景観の向上、精神的安定、健康増進、生物の生息の場、生き物の多様性、自然とのふれあいの場となるなど、さまざまあると思います。一言で言うと、人間にとって緑は必要不可欠、大事だということなのです。

その中で、今回、摂津市緑の基本計画が策定されました。非常に期待しています。

まず、摂津市の緑の量ですが、緑の基本計画の総量分布では、水面を含めた緑地の総計面積は222.2ヘクタールで、全市の約15%に相当するとなっています。そして、緑被率として平成9年と平成25年の調査を比べて、公共施設は14.6ヘク

タール増加し、地域性緑地は3ヘクタール減少したとなっています。そして、このたび、緑の目標量、施設整備面積171ヘクタールと、都市計画区域における緑の目標量、地域面積の約20%を立てられました。現在の緑化状況及び今までの大きな緑化の取り組みをお教え願います。

また、建築基準法関連の都市緑地法から緑化を考えてみますと、現行制度はどのようになっているのでしょうか。過去の建築申請数に対して、適用件数の推移や緑化面積の基準をお教え願います。

以上で1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 現在の緑化の状況や緑化の取り組み、そして、民間空間の緑化推進についてのご質問にお答えを申し上げます。

緑化状況につきましては、新たな緑化用地の確保は非常に困難であり、さらに、農業生産者の高齢化による農地の減少など、市域全体の緑の量は減少傾向にあります。緑の基本計画では、こうした現状を踏まえ、市民、事業者との協働による花壇活動などを市域に展開するとともに、鶴野苗圃を拠点として地域苗圃を推進し、公共施設、民有地などの緑の質の向上を重点施策に位置付けております。

民間空間の緑化推進につきましては、開発面積が1,000平方メートル以上の開発事業者に、大阪府自然環境保全条例に基づきまして、一定規模の緑地を確保するよう義務づけされており、適正に緑地配置をするよう指導いたしております。また、植栽配置では、市民が道路などの公共空間から緑を感じられるよう、道路際の植栽や壁面緑化などの助言も行っております。

開発による緑化の状況といたしましては、過去5年間の実態では、開発面積が300平米以上の開発が年間およそ40件で、そのうち1,000平方メートル以上は7件程度で推移しております。緑化の面積といたしましては、敷地約15%が緑地として新設されている状況でございます。また、南千里丘地区など、新たな大規模開発に対しましては、先進的な取り組みといたしまして、地区計画などによる一定の緑化率を定め、緑の確保を図るとともに、良好な街並みの形成にも取り組んでいる状況であります。

以上です。

○渡辺慎吾議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

公共公益施設の緑化状況は資料データからわかりますが、民間施設や住宅の緑化率などは数字を出しにくいと思います。しかし、一番摂津市の中で占めているのは民間地なのです。ここにメスを入れない限り、絵空事で終わってしまいかねません。

私は、緑の基本計画の中で一番実現に向けて大事なのが、「摂津らしい緑を増やします」の中で、民間空間の施策が一番大事だと思っています。その中で、事業者とともに工場や商業地の緑化の推進とありますが、具体的に何をどのようにお考えなのでしょう、お教え願います。また、今までの市民への緑化促進の啓発活動はどのようなになっているのか、お教え願います。

次に、今、現行法の建築基準法では、1,000平米以上にしか緑化の義務はありません。摂津市の場合は、300平米以上1,000平米未満は要望のみとのことですが、私は、摂津市が魅力を持ち、住みたいまち、住み続けたいまちになるには、大小の面積

にかかわらず義務化すべきと考えます。先ほどの答弁では、1,000平米以上は7件とのことですが、1年でどれだけ緑地面積が増えるかで考えると、仮に1件1,000平米として、中には大規模開発もありますが、緑化率150平米で考えれば1,050平米になります。学校のプールで考えると約2個分です。摂津市全体で考えると、新設の緑が1年にプール2個分増えるんです。ただ、これも摂津市全体で見ると約0.0007%と、とにかくごくわずかです。これを多いか少ないかは考え次第ですが、私は意義があり非常に大きいことだと捉えております。

ここで、わかりづらいと思いますが、建築基準法の緑化面積の算出方法を簡単に説明させていただくと、新築、改築の場合、一つ目、敷地面積引く建築面積掛ける25%、二つ目、敷地面積引く（敷地面積掛ける建蔽率掛ける0.8）掛ける25%、この二つで算出される面積のうち、小さいほうとなっています。義務化についてお考えをお教え願います。

以上で2回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 それでは、2回目のご質問にお答えをしたいというふうに思っております。

それでは、私有地の緑化の考えと、新たな緑化基準の義務づけということについてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、工場・商業地の緑化につきましては、工場などの敷地の一部を市民、事業者が協働により花壇管理などの緑化活動の場として活用するなど、事業者が参加することによる私有地の緑化の展開を考えております。また、併せまして、市民、事業者に対しては、市広報の掲載、ホームページな

どに花壇活動などの事例を紹介しながら、緑化事業の理解を深めるための緑化啓発も行っており、今後、引き続き活動の輪を広げるための情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、1,000平方メートル未満の開発などへの緑化基準の義務づけについてでございますが、300平米から1,000平方メートル未満につきましては、摂津市開発協議基準に基づきまして、大阪府自然環境保全条例による基準を準用し、緑化に努めるよう定めております。協議、指導を行う中では、敷地規模が小さいため、土地利用上の制約などから緑地配置に苦慮する物件も多うございますが、できるだけ協力を得るための開発協議に努めております。

また、300平米未満の戸建て住宅などにつきましては、さらに敷地の規模が小さくなりますことから、緑地そのものが配置できないケースもあり、小規模開発に対して新たな緑化基準を設けることは、市民、事業者に過度な制限をかけることにもなりますことから、非常に困難なものと考えております。ただ、今後も、事業者などとの話し合いにより、できるだけ緑地を確保していただけるよう協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、3回目、要望とさせていただきます。

今回、私が言いたいことは、緑が少ないから増やしましょうよ、ただそれだけなんです。その方法論なんです。建築基準法の緑化面積算定条件を摂津市独自で少し厳しくするとすれば、建蔽率や容積率を細かく段階的に緩和することを考えてはいかがでしょうか。また、例えばですけれども、住

宅、自宅を、何平米でもいいです、1平米でも緑化計画を申請された方には、例えばプールの招待券や公共施設の割引券などを充当する、何を充当したらいいかはこれから費用対効果で検討課題ですが、ご負担をかける分、表彰制度もありますが、具体的なメリットをもっと出してアピールすることが大事なのではないでしょうか。

ここで、建蔽率や容積率を考えると、土地用途をさわる必要があります。摂津市の土地用途を軽く見ているつもりはありません。土地用途はまちづくりの根幹であり基礎である大事なことだとはわかっています。しかし、新たなことを考えるときは、既成概念を取り外し、柔軟にゼロベースから考えなければいけないと思うんです。聖域をつくらず見直せば前に進んでいくはずなんです。

以前、過去に、緑視率を確保する建築物に対して、建蔽率や容積率の緩和を地区計画の指定により検討・実施すると議会で答弁がありました。私は用途変更を簡単に決して考えていません。でも、そこを切り込まなければ新しいまちづくりができないんじゃないかと考えています。

現在、義務化ではない300平米以上1,000平米未満の建築開発申請時に緑化の要望をさせていただくと、比較的緑化を多くの方が好意的に取り入れていただいていると聞いております。本当にありがたいことです。感謝です。

例えば名古屋市は、緑化制度に力を入れており、用途や建蔽率にもよりますが、都市緑地法だけでなく、独自の緑のまちづくり条例を制定し、300平米以上を義務化しています。なぜ名古屋市はこの制度を導入したかということ、どこの都市でも一緒ですが、緑豊かだった自然が市街化開発によ

り極端に減っているからです。摂津市はもと山がなく、緑が少ないんですから、なおさら必要ではと思うのです。

都市緑地法の緑化率の中で、第35条の4項には、市町村長は、規定する許可の申請があった場合において、良好や都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができるとなっています。また、国土交通省都市局が主幹している緑化地域制度でも、緑化の義務づけの対象の中で、市町村は、特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を300平米まで引き下げることができますとなっているんです。ここでいう必要な場合が摂津市に当てはまるのではないのでしょうか。

やろうと思えばできるはずですが、だから、一歩踏み出してほしいのです。必要なのは、摂津市としての強い姿勢と愛情、思いです。ほかの都市にできて摂津市でできないことはないと思っています。条例化して義務化しても、実際目に見える形で増えるのか、わかるのかといえば厳しいです。また、大変問題あることも確かです。でも、なかなか緑化が進んでこなかったことを考えれば、とるべき施策の一つだと考えます。

緑を増やすウルトラCや特効薬はないんです。一朝一夕にはいかないんです。だから、今回策定された緑の基本計画を着実に実施し、なおかつ、全ての建築物に緑化を義務づけ、地道にこつこつと5年、10年、20年進めていくしかないんです。我がまちには山がないんです。生産緑地としての農地も減っていくんです。段階的に、最初は300平米以上1,000平米未満の建築確認申請分から義務化するので結構ですので、前に進めていっていただきたいと思っています。

摂津市の市章は大空へ羽ばたく野鳥です。野鳥のすみかである生息する緑、木々、森が必要なんです。ぜひ、市民のため、市の魅力、イメージアップのためにも、緑化の推進に力を入れていっていただきたいと思っています。

以上で終わります。

○渡辺慎吾議長 中川議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時27分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議員 渡辺 慎 吾

摂津市議会議員 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 村 上 英 明

摂津市議会継続会会議録

平成27年9月25日

(第3日)

平成27年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年9月25日(金曜日)
午前9時57分開議
摂津市議会議場

1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	乾富治	総務部長	杉本正彦
生活環境部長	登阪弘	生活環境部理事	北野人土
保健福祉部長	堤守	保健福祉部理事	島田治
都市整備部長	吉田和生	土木下水道部長	山口繁
教育委員会 教育総務部長	山本和憲	教育委員会 次世代育成部長	前馬晋策
教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和
水道部長	渡辺勝彦	消防長	樋上繁昭

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- 1, 一般質問
上 村 高 義 議員
大 澤 千恵子 議員
弘 豊 議員
増 永 和 起 議員
森 西 正 議員
南 野 直 司 議員
- 2, 議 案 第 5 4 号 平成 2 7 年度 摂津市 一般会計 補正 予算 (第 2 号)
議 案 第 5 8 号 財産の無償譲渡の件
議 案 第 5 9 号 摂津市職員の再任用に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 6 0 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 5 号 平成 2 7 年度 摂津市 介護保険 特別会計 補正 予算 (第 2 号)
議 案 第 6 1 号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 議 案 第 6 2 号 摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 4, 議会議案 第 1 2 号 摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 5, 議会議案 第 1 3 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の件

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から 日程 5 まで

(午前9時57分 開議)

○渡辺慎吾議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、三好議員及び東議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 おはようございます。

それでは、順位に基づきまして一般質問をさせていただきます。

高齢者の見守り活動についてお尋ねします。

今年は、敬老の日と秋分の日の間に国民の休日を設定し、5連休というシルバーウィークが設定されました。里帰りやお墓参りで、おじいちゃん、おばあちゃんに会ってきましたと、笑顔いっぱいの場面がテレビに映し出されていました。

総務省の推計によりますと、この15日時点で65歳以上の高齢者が3,384万人、高齢化率が26.7%と発表されておりました。我が国の高齢者を取り巻く状況は、平均寿命の伸びとともにさまざまな課題が発生しており、テレビの笑顔いっぱいの場面とは違う厳しい現状があることもまた事実であります。

摂津市においても、この課題に対処するため、第6期のせつつ高齢者かがやきプランを策定し、取り組んでいるところでありますが、今回、私が質問いたしますのは、高齢者の見守り活動、とりわけひとり暮らし以外の高齢者世帯の見守りについてであります。

摂津市では、ひとり暮らし高齢者については、平成22年にひとり暮らし高齢者実態把握調査を行い、さまざまな生活実態を

把握し、課題が浮き彫りになっていくことで、その後の高齢者福祉施策に生かしてきております。また、調査の際、ひとり暮らしの高齢者と触れ合うことで、高齢者に対する行政の思いが伝わり勇気が出ましたとの意見もあり、大きな効果があったと思われれます。ひとり暮らしの高齢者対策については、十分とは言えない部分もありますが、PDCAが回り始めているのではないのでしょうか。

今回質問しておりますひとり暮らし以外の高齢者世帯の対策についてであります。

先般、テレビで報道されておりましたが、高齢の母親の介護に専念するため、息子さんが会社をやめ、同居するようになったのですが、いわゆる介護離職であります。当初は、地域の行事にも積極的に参加し、周りも喜んでいたのですが、しかし、その後、息子さんも病気がちになり、地域との交流も途切れがちになる中で、その後、息子さんが突然の病によって自宅で倒れ、自力歩行できない母親も倒れて凍死したとの実例が報告されておりました。また、周囲も長い間気づかずに放置されたという悲惨な状況が報告されておりました。

その際、行政へのインタビューの中で、当該市担当者は、この家族の生活実態について把握できていなかったことを反省しており、今後対応が必要であると答えておりました。

そこで、摂津市の状況であります。ひとり暮らしの高齢者については、民生児童委員等による見守り等が行われておりますが、ひとり暮らし登録高齢者以外の高齢者世帯の把握は現在どのように行っておられるのか、答弁をお願いします。

以上で1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。保健福祉

部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 ひとり暮らし登録の高齢者以外の高齢者の把握をどのように行っているかについてのご質問にお答え申し上げます。

摂津市では、平成27年8月末現在、65歳以上の方が2万679人で、高齢化率は24.2%となり、75歳以上の方も年々増加し、8,259人となっております。市は、ひとり暮らし高齢者の登録制度を設け、ライフサポーターの訪問や、民生児童委員などの協力をいただく中、適宜必要な支援を行いつつ、高齢者の把握を行っております。

一方、ひとり暮らし登録をされていない高齢者の把握につきましては、一括して管理するシステムもなく、目的ごとに応じて、DVや虐待などは個別管理、各種給付事業は申請時点での把握となっております。また、介護保険の要介護認定では、身体状況、主治医の情報を市が保管し、サービス利用時には介護事業者や地域包括支援センターが身体状況を把握している状況でございます。また、個別対応が必要な案件につきましては、関係機関と連携し、各種情報を取りまとめ、速やかな対応に努めているところでございます。

○渡辺慎吾議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今の答弁では、65歳以上の高齢化率が24.2%、また、75歳以上が8,250人と、毎年増加しているとのことでした。2025年には団塊世代が75歳以上になり、ますます増加することが予想されております。

今まで、ひとり暮らしの高齢者について

は注力して取り組んできたわけですが、ひとり暮らし以外の高齢者についても状況把握が必要で、早急な対応が必要であると思っておりますが、今の答弁では個別案件に応じて速やかに対応しますとのことでした。

先般、老人福祉大会があったんですけども、そこで金婚・おしどり夫婦の方が表彰されておりました。夫婦2人で参加されている方もおられましたが、1人で参加されている方も数人おられ、その家庭の生活の実情がどうなのかと非常に気になりました。

第6期せつつ高齢者かがやきプランは、27年、28年、29年の3か年が対象であります。そのプランの概要版の7ページに、高齢者の在宅生活の支援ということで、高齢者個々人の実態像の把握ということで、現在行っているひとり暮らしの登録者をライフ・サポーターが必要に応じて支援しますということとともに、個々にひとり暮らし高齢者以外の高齢者への支援も必要とされる状況にあるため、今後は、高齢者の全体像の把握と同時に、個々人の高齢者の実態像の把握が重要となってきておりますというふうに概要版に書いておるわけですが、実際のこのかがやきプランの実施計画においては、そのことが一切書かれておりません。ひとり暮らしの高齢者、現在行っている分は引き続き実施しますが、ひとり暮らし以外の高齢世帯については何ら書かれておらないというのが状況であります。

そこで、この第6期高齢者かがやきプランに示されている「見守り体制の充実を図る」と記載されておりますが、具体的にどのような視点で取り組むのかを再度お聞かせください。

以上、2回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 第6期せつつ高齢者かがやきプランの見守り体制の充実という項目との整合性で見守りの進め方についてのご質問でございますが、本市といたしましては、高齢者の増加に伴い、高齢者が地域社会との接点を失いますと、孤独死などの増加につながりかねないことから、高齢者を把握する体制の構築は、第6期せつつ高齢者かがやきプランに記載いたしましたように、喫緊の課題というふうに考えております。高齢者を把握するためには、個々の高齢者を訪問する体制の構築と、その人員、また、聞き取りなどにより得られた個別情報を保管するシステムの構築、そして、個人情報保護の観点から踏まえた高齢者の緊急時における必要情報の提供ルールの整備などが必要ではないかと、現在、鋭意検討を進めているところでございます。

○渡辺慎吾議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、3回目をさせていただきます。

今、今後、高齢者の訪問、個別情報の管理システムの構築をされるとのことであり、また、個人情報保護の観点も踏まえて検討中とのことでありました。

そこで、第5次の行政改革のロードマップ、この中に、「高齢者見守り支援の充実を図ります」ということで、現在の敬老祝金の見直し、そして、敬老祝品との統合ということを書かれております。それを行った上で見守り活動を充実するというふうにこっちで勝手に思っておるわけですが、その考え方、方向性についてお尋ねいたします。

ひとり暮らしの高齢者以外の高齢世帯の実態については、高齢者世帯や高齢者のひとり親と子ども世帯等々、さまざまなケースが予想されます。冒頭述べましたような

悲惨な出来事が社会問題化してきております。これは摂津市でも予想される事案ではないかというふうに考えます。当然、この新たな見守り活動を実践するには、それ相当の財源、人員、システムが必要と思われませんが、しかし、摂津市内においては、絶対悲惨な事案を発生させてはならないというふうに思っております。

私も行政改革は推進すべきであると思っています。ただ、敬老祝金・祝品の見直しについては、過去何回も見直しを行い、節目年齢支給に変わってきた経緯もあり、関係団体への丁寧な説明、理解、協力が必要で、簡単にいくとは思われません。一方、高齢者見守り活動、ひとり暮らし以外の高齢世帯の見守り活動については、一日も早い早急な対応が必要であります。まずは個別訪問をして、現状の生活実態を聞いてあげることが安心につながると思います。

しかし、このロードマップを見てみますと、この敬老事業の見直しあるいは統一が目的であるような書き方をされております。本来は見守り活動の充実が目的であるというふうに思っています。そのどっちが先かということになると、やっぱり見守り活動の充実を先に行うべきというふうに考えますし、今のかがやきプランの概要版とこの冊子との記入の漏れというか違い、ここの想定をしますと、本当にこの見守り活動、ひとり暮らしの高齢者、また、ひとり暮らし以外の高齢世帯についての見守り活動が実践されるのかということが気になります。このロードマップでいきますと、平成28年度、来年度に行うということになっておりますけれども、そこのところについてもう一度答弁をお願いいたします。

全ての高齢者が安心して暮らせる摂津のまちにすべきだと思いますが、決意も含め

た答弁をお願いし、私の質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 第5次行政改革実施計画ロードマップの「高齢者見守りの支援の充実を図ります」という記載との整合性と取り組み内容についてのご質問にお答え申し上げます。

団塊の世代が75歳以上となり、介護給付費などが倍増すると見込まれる2025年問題を乗り切るためには、各種制度の見直しを行い、効率的で効果的な取り組みを進めていく必要がございます。また、本市では、第5次行政改革を進めており、高齢者見守りの支援の取り組みにつきましても、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、限られた財源を効果的に活用し、進めてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、高齢者が地域で孤立しないように見守りを進めていくためには、地域住民や専門機関、民間業者などと役割分担を持ち、市が中核を担い、推進していく必要がございます。平成28年度には見守り活動によって得られる数多くの個別情報を管理するシステムの導入を進め、全ての高齢者が地域で安全・安心に暮らしていける体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。現段階の考えといたしましては、要介護認定率が上昇する75歳以上の方を対象に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 市長、何か思いがあれば。

○森山市長 上村議員の高齢者の把握ということでございますけれども、答弁にもありましたように、寝たきりのお方、また、ひとり暮らし等々につきましても、いろんな制度にのっとってしっかりと把握はできるわけですが、それ以外と言ったら怒

られますが、高齢者の把握というのは簡単なようでなかなかいろんな課題がございます。今の話にもありましたように、まずは人員、これは一つ一つチェックしていくということになりますから、体制と人員、これをしっかりと確立するということですね。それから、しっかりとしたそれに基づくシステムづくりですね。もう一つは、個人情報の問題がありますね。この辺をいかにうまく整合性を持ってしっかりと確立していくかであると思いますが、今、答弁で75歳以上からまず始めていきたいということですが、それなりの予算等々、体制の強化が必要でございます。

第5次行革の中での述べておりますけれども、これはこれだけに限ることじゃないんですけども、限られた予算、限られたマンパワーの中でこういったことをしっかりとやり遂げていく、ある意味、スクラップ・アンド・ビルドのビルドのほうになると思うんですけども、さすればどうすべきか。個人給付にしっかりと一遍目を向けて、それから、介護保険等々、いろんな制度、システムの中で、もっと幅広く生かされれば、何とか実現していけるのではないかなと思っておりますので、そういう取り組みを検討していきたいなと思ってます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 それでは、順位に従って一般質問をさせていただきます。

まず一つ目、摂津市の契約についてでございます。

今回の質問は、摂津市が行う随意契約、それから締結事務のうち、特に各種団体と

締結している文化スポーツ課の委託契約並びに指定管理の委託契約を例にあげさせていただきます、質問をさせていただきます。

この委託契約を見ますと、市と事業者の間で業務の役割分担が非常に曖昧で不明確なものや、そして、責任の所在が曖昧なもの、各種団体の事務局として、団体の指導・管理どころか、契約書自体にも多くの問題やミスがあります。また、仕様書に従い忠実に業務をこなせばよいという関係以前に、仕様書に書かれていることもできていない契約もあります。

ここで具体例をあげると切りがありませんので、文化スポーツ課の契約内容については委員会で質問させていただきますが、担当課がどのようにこのことについて考えられているのか、そして、現状についての認識についてお聞かせください。

また、指定管理であります施設管理公社の契約の一つである摂津市民文化ホールの契約では、昭和55年から委託契約をしている業者の業務計画書、そして安全管理計画書、作業員名簿、民間であれば提出とみなされないと思われる書類が提出されており、その業者の選定の相見積もりの4者の適用は、判子を押したような同じような見積書であります。さらに、日付のところは、うち3者が全く同じ判子で押したものであります。このような実施に対し、市として協定書第23条の改善勧告を行っていないのでしょうか。この部分についても、一例ではあります、市が契約の印を押している契約書の日付の間違ひのまま契約をしており、後に訂正をしているという契約もあります。一体どこを見て市は印鑑を押しているのか、何を見てチェック機能としているのか、併せてお答えください。

続きまして、子どもの安全・安心につい

てでございます。

8月13日の深夜、摂津市域鳥飼新町から車で10分ほどの高槻市番田の物流センターで少女の遺体が見つかりました。その5日後、遺体は寝屋川市の中学1年生と思われる女子とわかりました。一緒にいたとされる男子中学生は行方不明のままでしたが、2人は、11日の夜、友達の家泊りにいくと家を出てから行方がわからなくなりました。その後、男子中学生も殺害されていることがわかりましたが、犯人が逮捕されるまでの間、全国的にこの事件については、さまざまな観点から社会的に物議を醸し出しました。

私自身、この事件に非常に危機感を感じ、摂津市の子どもたちが事件に巻き込まれないようにと、教育委員会に安全安心メールを流していただくように依頼をしました。本来でしたら、みずから教育委員会が危機管理意識を持って迅速に対応し、夏休みという学校の目が非常に行き届きにくいこの期間だからこそ、地域や家庭に啓発するべきであったと思いますが、事件発生後の教育委員会の対応についてお聞かせください。

また、お願いしました安全安心メールの内容について、「極力外出を控えるように」というような内容でした。近隣の中学校では、この事件に関して、かなり厳しく外泊をさせないようにお願いしますというようなメールの中、「極力」という言葉を使ってメールが流されたのが現実です。犯人が逮捕されていない中、近隣で起こった事件で、緊急を要するメール配信の内容としては危機管理に乏しい内容であったというふうに思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

大阪府の青少年健全育成条例第25条には、16歳未満、午後8時から翌日の午後

4時、青少年を外出させないように努めなければならないというふうにあります。ふだんからこれは努力義務であります。今回は緊急を要する事件だったというふうに私は思います。

また、摂津市には、青少年保護育成条例という条例があります。この条例は、昭和45年に条例ができました。平成14年の改正以来、中身が変わっておりませんが、この条例について、どのような取り扱いであるかお聞きし、1回目とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 文化スポーツ関係団体との委託契約事務についての質問にお答えいたします。

教育委員会では、市長杯総合スポーツ大会をはじめ、市民芸能文化祭、美術展、演劇祭など、各種の文化スポーツ事業を開催いたしております。これらの事業につきましては、市内の各関係団体に委託し、企画運営をいただいております。これら各関係団体は、長年、それぞれの分野で本市の文化スポーツの振興を担っていただいております。組織といたしましても、定期的に総会、役員会等を開催され、年度の決算、予算等を審議されております。また、これらの委託には、市主催事業を関係団体に実施いただき、事務や企画運営を主体的に経験いただくことによって、社会教育及び社会体育の関係団体の育成を図る狙いもございます。

文化スポーツ課は、文化の振興や、そのための連携調整、社会体育やレクリエーションを振興することが事務分掌とされておりますことから、主に市主催事業に当たりましては、連絡窓口を文化スポーツ課が担

当し、事務処理の多くを文化スポーツ課が担っております。

しかし、このような実態が、場合によりましては、業務の範囲が不明確、責任の所在が曖昧となり、議員ご指摘の契約事務等の問題につながったものと認識し、反省いたしております。これまでも、文化スポーツ団体の育成事業として、団体を支援し、自立を促してまいりましたが、行政と各関係団体が慣例に流されてきたことも事実であり、行政と各関係団体双方がこの実態を改めて把握、認識し、改めなければならないものと考えております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 指定管理者の事務執行についてのご質問にお答えいたします。

文化ホール等の指定管理者であります施設管理公社につきましては、その業務の一部を他の事業者へ委託しております。その委託に当たりましては、仕様書に基づき執行が行われるべきところがございますが、提出すべき計画書等において、その内容が不十分であったり、業務の執行状況の報告に当たりまして、本来の様式ではなく、他の様式にまとめて記載するなど、議員ご指摘のように一部適切でないと思われるところがございます。

今後、指定管理者にありましても、仕様書に基づき適切な事務執行が行われるよう、指定管理者に対しまして改めて注意を行うとともに、担当課といたしましても努めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○渡辺慎吾議長 再開します。

次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 寝屋川市の男女中学生が被害に遭った事件発生後の教育委員会の対応についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、事件発生後、8月18日に、各小中学校に対して安全確保の取り組みについての留意を指示し、8月21日には、議員からのご提案もいただき、せっつ安全安心メールを配信し、児童・生徒の夜間外出等を控えるよう、保護者への注意喚起を行ったところでございます。その後、始業式に合わせ、各小中学校に対して、登下校の見守りを通じた安全確保と児童・生徒への安全指導の徹底を指示し、各学校では、始業式や集会、朝礼の機会に、校長等から児童・生徒に注意喚起を行うとともに、また、学校だよりやPTAの会合等を通して保護者に伝えるなどの取り組みを行ったところでございます。

議員ご指摘のとおり、今回の事件につきましては、隣接市で遺体が発見されたこと、また、被害に遭った生徒が川を挟んで本当に近隣の市で生活をしていた子どもたちであること、それから、おっしゃったとおり、夏休み中の事件発生であることと等から、我々の危機管理の意識をさらに高めなければならない、そのようなことを感じております。メールの内容もさることながら、メールが果たして1軒1軒の家庭に届いたのかどうか、そういった検証も改めて必要であることを感じておる次第でございます。

今後、教育委員会の危険というものに対するの感覚、それを高めるとともに、特に安全安心メールにつきましては、登録世帯数の増大を図ってまいりたい、また、その内容がきちんと保護者一人ひとりに届くよ

うに努めてまいりたい、そのように考えておる次第でございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 本市の青少年保護育成条例についてのご質問にお答えいたします。

本市では、昭和45年に摂津市青少年保護育成条例を制定いたしました。この条例には、催眠剤等一部薬物類の規制や有害図書等の規制を盛り込んでおります。その後、大阪府は、本市の条例よりもさらに内容を強化した青少年健全育成条例を制定されました。これに伴い、多くの市では独自の青少年保護育成条例などを廃止されましたが、大阪府の青少年健全育成条例には催眠剤等一部薬物類の規制は盛り込まれていなかったため、本市の青少年保護育成条例は廃止とせず、実質的に休眠状態としたものでございます。したがって、その後の青少年の健全育成は、府下の多くの市町村同様、大阪府青少年健全育成条例を踏まえて取り組むこととしたところでございます。

今後、摂津市青少年保護育成条例のあり方につきましては、庁内関係課と早急に協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど、事務契約のミス、そういったことは認めていただいたということですが、第5次行政改革では、指定管理の拡大、それから委託の拡大が多く計画をされています。このような現状をまず全て把握されているのか、そのほかの契約についてはどうなのか、そして、契約のあるべき姿、そして現行の問題点をしっかり把握して、この

第5次行政改革の指定管理の拡大、委託の拡大を取り組むべきだと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、文化スポーツ課のように、市民活動団体との委託は、行政と市民活動団体が共通の目的を持って実施する共同事業であるというふうに思います。先ほど部長のほうからご答弁いただきましたけれども、しかし、仕様書は行政が作成し、それから委託業務をこなせばいいという関係では、行政におんぶにだっこという状態ではないかというふうに思います。そしてまた、この団体のノウハウを生かしたり工夫も生まれたりもしないというふうに思いますし、結局ほとんどの業務を担当課がやらねばならなくなり、委託とは名前だけで、実際は担当課の負担が増えることになっているのではないのでしょうか。また、実際、通常の委託契約には適合できない部分について、先進市、横浜市の協働契約という契約もございまして、こういったものについても視野に入れまして、担当課として今後どういうふうに対応していくのかというお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、二つ目、安心・安全の2回目の質問でございます。

事件後の対応としては、子どもたちに学校での安全指導を行ったというご答弁でございました。保護者にはどのような方法で行ったのか、具体的にお示しいただきたいというふうに思います。

そして、先ほどメールを配信したというメールの登録率、ご答弁にもいただきましたけれども、非常に少ない登録率、表面上は約50%、そして、実際中身は約30%だということです。学校から保護者へ伝える取り組みは、実際にそのほかどのように

行ったのかということも併せてお聞かせいただきたいと思います。

また、教育委員会から通達したその後、学校がどういった取り組みをしたとかという現状を把握しているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

また、地域の方々の安全安心メールの登録、これにつきましても、登録の方法の周知ができていないというふうにお聞きしておりますが、地域で子どもを守るのに情報というのはどのように伝えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、近隣他市では、夜間の外出の啓発活動をこの事件の後行ったり、防犯カメラの設置を補正予算を使って緊急に設置したりと、迅速に行っている市もあります。近隣市が防犯カメラを取りつけ、摂津市が少ないというふうになると、防犯カメラのついていないところにやはり犯罪が起りやすくなるんじゃないかなというふうに思います。非常に可能性が高くなるということは事実であります。昨日、市長が、福住議員の答弁の中でも、カメラの設置についてはお答えになっておりました。本来でしたら、補正でもカメラの設置を、近隣と足並みをそろえて通学路や人通りの少ない箇所を設置いただきたかったと思いますが、教育長に今回の事件の対応と今後の課題についてお聞かせいただきたいと思います。

そして、先ほど市長公室長のほうからご答弁いただきました摂津市の青少年保護育成条例、これにつきましては、薬物時代のことについてだけの条例というふうにご答弁いただきました。しかしながら、他市、これは高槻市ですけれども、高槻市は昭和60年に作成していながら、この後の大阪府からの青少年育成条例の内容文をそのまま高槻市の条例に移行しております。これ

は、摂津市の青少年保護育成条例に関しましては、平成の14年から全くいじられていない。先ほど休眠をしたと、休止をしたというふうにおっしゃいましたけれども、休止をしたということになれば、この薬物の被害が出たときには、どの場でこういった形でこれが協議なされるのか、そして、この青少年保護育成条例の施行規則にあります委員会メンバーが約20人おりますが、この委員会メンバーは今現在どのようになっているのか、この辺の構成をお聞かせいただきたいと思います。そしてまた、市長がこれを招集すること、また任命することができるというふうになります。過去におきまして、この平成14年以降、市長はこの委員についての任命はなされたのかどうかということもご確認させていただきたいと思います。

以上、2回目とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 指定管理の実態を踏まえて、しっかりと指定管理の拡大を図っていくべきではないかというご質問でございます。

私どもも、この指定管理者につきましては、平成25年3月に指定管理者制度導入に関する指針を策定しております。その10ページでは、モニタリング評価等の実施というようなことも規定しております。各指定管理者を担当している担当課におきましては、この指定管理の指針をしっかりと理解した上で指定管理を進めてもらいたいと、このように考えているところでございます。

それから、青少年の保護育成条例の件でございます。これにつきましては、大阪府が青少年健全育成条例を制定された昭和59年当時、多くの市が青少年の保護育成条

例、本市のような条例を持っておられたと記憶しております。多くの市が、大阪府の健全育成条例のほうが内容が充実していたために、その後、ぼつぼつと廃止されていたというふうに記憶しております。現在、青少年健全育成条例を持っておられるのは、茨木市、高槻市、島本町、それから守口市の3市1町であるというふうに把握しておりますけれども、その内容は、いずれも、基本的に大阪府の健全育成条例を市に当てはめて、市の責務などを定めて市も青少年健全育成に取り組むというような内容でございます。このことにつきまして、私どもも、今後そういった条例が必要かどうか、そういったことをもう一度青少年保護育成条例のあり方とともに検討してまいりたいというふうに考えております。だから、新しい条例の制定と今の青少年保護育成条例のあり方をもう一度考えさせていただきたいということでございます。

それから、薬物はどこで協議されるのかというようなことでございます。これは青少年保護育成審議会で検討すべきであります。これは青少年保護育成条例に規定している審議会でございますけれども、メンバーは、委員ご指摘のとおり、20人で構成されるべき審議会でございます。その内容としましては、専門家でありますとか関係機関でありますとか関係団体、そういったところから20名を選んで組織していたわけでございますが、特に薬物類を指定することを主たる目的とした審議会でございます。ご存じのように、最近では危険ドラッグとか、あるいは脱法ドラッグとちょっと前までは言われておったんですが、そういったものも非常に出回っております。考えていただいたらわかると思うんですけども、そういったものの指定とか規制という

ようなものは、非常に高度な専門的な知識、あるいは高度な研究施設等が必要となつてまいります。そういったことから、摂津市も、当初、青少年保護育成条例を制定したときは、特にシンナー、トルエン類、そういったものの規制を念頭に置いておいたわけでございますけれども、その後、その薬物類が複雑多岐にわたってまいりましたので、なかなか私どものような小さな市独自でそういうことを研究し、あるいは協議をして規制をするというのは非常に難しいということで休眠状態になってしまったものがございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

（「議事進行」と大澤千恵子議員呼ぶ）

大澤議員。

○大澤千恵子議員 委員会のメンバー等の話、市長が任命したかどうかというご答弁をいただいております。

○渡辺慎吾議長 市長が任命したということ、市長に後で答弁をいただきますので、そのメンバーも。

生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 関係団体との契約のあり方についてのご質問にお答えいたします。

これまでも関係団体の自立に向けた支援を続けており、我々も現在の関係団体との関係を是としているわけではございません。見直すべきは見直し、改めるべきは改めなければならないと考えております。しかしながら、1回目でも答弁いたしました、各関係団体には、長年、本市の文化スポーツ事業を担っていただいていることは事実であり、また、程度の差はございますが、その事務処理を文化スポーツ課が担っているということも事実でございます。

本市が進めております5次行革には、各

種団体事務の委託やイベントの見直しなど、行政と各種団体との契約見直しにつながる項目が含まれております。議員ご提案の協働契約のあり方、また、事業実施のあり方等を十分研究・検討させていただき、この5次行革の計画期間をめぐり、一定行政と関係団体の適切な契約のあり方を考察し、事業が継続実施できるよう見直してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 次に、次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、大澤議員からの2回目の質問にご答弁申し上げます。

保護者への働きかけは、確かに全体を通して見ましても弱い、そのように感じるところでございます。緊急のメール、安全安心メール配信後、各学校が特に何か保護者にアプローチをしたかということでは、PTAの会長等と連絡をとったという学校はございますが、特に目立った大きな動きはございません。また、その後の各学校の具体的な保護者への働きかけでございますが、学校だよりで注意喚起を行った学校も数校、それから、PTA等の委員会等を通して注意喚起を行った学校は、これはほぼ全てではございますが、ただし、PTAの運営委員会でございますから、ごくごく限られたところへの発信しかできていない現状でございます。

先ほど、メールの登録率のことで大澤議員からもございましたが、実態といたしましては、世帯数で申し上げますと、小学校で約5割、中学校でいきますと3割を切るような状況でございます。そんな中でメール配信をしたところで、補うような動きがないということは、我々は、出したことで安心してしまっているような現状というのは改めなければならないと思っている次第でございます。

また、地域の方への伝え方でございますが、緊急のときに、例えば交通専従員であったり、それから、さまざまな見守り活動を行っておられる方に学校から連絡することはございますが、いち早く危機を伝えるならば、地域の方も安全安心メールは登録することができますので、その地域の方への登録の依頼であるとか、あるいはメールそのものの周知をさらに行う必要があると今考えているところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 教育長。

○箸尾谷教育長 今回の事件に対する教育委員会の対応をどう考えているのか、また、今後どのように対応するのかというご質問についてお答えしたいと思います。

教育委員会としましては、昨年度も危機管理マニュアルを策定したり、あるいは中学校の校門のオートロック化を図るなど、子どもたちの安全・安心の確保は最も重要な課題の一つとして取り組んでまいったところでございます。しかしながら、子どもたちが被害を受ける事件、事案が続発している現状では、これで十分ということではなく、とりわけ今回のような寝屋川の中学生が被害に遭ったような、夜間、校外で発生するような事件の場合には、家庭、地域の協力が不可欠であるということは認識しております。今回、家庭に対して緊急に注意喚起すべき事態であるにもかかわらず、メールの配信の時期でありますとか、あるいはメールの内容について、議員からご指摘いただいたことにつきましては重く受けとめまして、今後は、より一層教育委員会の危機管理意識を高め、対応してまいりますというふうに考えております。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 大澤議員の何点かの質問にお答

えをいたします。

まず最初に、先ほど来、文化スポーツ等々、契約事務等々、不適切な処理といえますか、事務執行のミス等々についてのご指摘をいただいております。補助執行ではございますけれども、市全体にかかわることでございます。私のほうからもおわびを申し上げ、今後しっかりともう一度点検をしていきたいと思っております。

先ほどの答弁にもあったと思うんですけど、平成26年の11月に、こういったことで、具体的なことについて原因を分析したり検証した経緯がございます。そのときに、摂津市業務執行の適正化推進に関する基本方針を策定いたしました。これは、チェック機能の充実と体制強化といえますか、本質の理解につながる業務マニュアルの活用、庶務能力の向上等々、ミスを未然に防ぐ具体的な取り組みを記載したものでございます。そういうことをしていたにもかかわらず、こういうご指摘を受けたことは非常に遺憾なことでございます。今後、より一層、この基本方針、これをもとに業務執行の適正化に向けた取り組みに注力して、しっかりと職員一人ひとりの事務処理能力の向上をするように、チェック体制、これが有効に機能するよう努めていきたいと思っております。

それから、青少年保護育成条例の話でございます。私が就任いたしましたときに、今、市長公室長からお話を申し上げたと思っておりますけれども、府、上部団体にこういう条例ができたので、摂津市の条例はあるけれども、府下全体的には廃止傾向があったけれども、薬物条項があるのでこの条例を残したと引き継ぎを受けています。ただ、審議委員会というのがあるんですけれども、ご指摘のあったこの審議委員会は、平成1

4年の11月28日、ここまでが任期で終わっておりまして、その後、条例はあるけれども、審議委員さんについては、任命は私の在任中はしておりません。

当時の平成13年の10月時点の審議委員さんのメンバーですけれども、市議会議員が6名、それから警察署関係の方、保健所、校長会、医師会の理事さん、大学の教授、青少年の指導委員さん、保護者会の会長さん、民生児童委員さん、PTAの協議会の皆さん、婦人団体協議会の皆さん、商工会の専務さん、薬剤師会、そして薬種商協会の方、それから摂津書店会と、個人の名前は控えますけれども、以上で構成されておりました。

以上です。

○渡辺慎吾議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、契約のほうにつきましては、先ほど市長もご答弁いただきました。契約について、今後しっかりと問題意識と、それから、それに対する改善策をしっかりと考えていただいて、契約については執行していただきたいなというふうに思っております。

それから、最後にもう一つだけ市長に確認をしたいんですけれども、今回、イベントの見直しに対する考え方というのがございます。その対象とするのは、本市職員が何らかの形で関与していれば、見直しの対象とし、検討しますというふうにあります。市民協働というふうに言ってこられた市長が、今回、どのような形で進められるのか、そこは契約にもかかわってくると思われまして、これについてのお考えをお聞きして3回目というふうにさせていただきます。

そして、子どもの安全・安心でございますけれども、今回の事件だけではないんで

すが、先ほど教育長もおっしゃっていたように、危機管理マニュアル、これも私が議会で申し上げ、そして、危機管理安全マニュアルを早急につくっていただきたいというふうに申し上げました。そして、校門前のカメラの設置、これも私が議会のほうで取り上げさせていただきました。全て教育委員会の中からやはり危機意識を持って、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。危機管理意識という点では、教育委員会は非常に危機管理意識が薄いというふうには見受けております。さまざまな学力テストの評価の問題、こういった問題も出てまいりましたし、教育委員会につきましてはさまざまな問題が浮上してきておりますので、もう少ししっかりと気を引き締めて私は業務に取り組んでいただきたいというふうに思っております。これも要望とさせていただきます。

そして、青少年健全育成条例の件でございますけれども、私は、平成14年にこれが休眠になって、そして、先ほど市長がおっしゃられたように、委員が任命されていないという形であれば、やはりこれは一旦休眠したという通知をどこかでされているはずですし、任命しなければ終わったという形、休眠になったという形は、ちょっと私は違うかなというふうに思っております。

さらには、青少年保護育成条例、これに関しましては、青少年健全育成条例にもし変更するのであれば、もっと前の段階でやはりするべきであったと思います。今、時代はどんどん変わっています。インターネットの弊害、それから、今回ありましたように、外出許可、こういったことも、本来でしたら、青少年保護育成条例もしくは青少年育成条例、こういったものに変更して盛り込んでいかなければならなかったもの

ではないかなと思います。私から見れば、青少年に対する業務をしてこなかったのではないかなというふうに見受けられても仕方がないのではないかなというふうに思います。もしこの間に薬物の被害が出たときに、立入検査等はどのようにするつもりだったのかなと。これは、青少年保護育成条例の中の委員会メンバーが立入検査をするというようなことも中に盛り込まれておりますので、この間、何もなかったからいいものの、もしあった場合にはどうなっていたのかということはお聞きしたいと思えます。

そして、今後、先ほど市長公室長が答弁いただきましたけれども、しっかりと青少年の保護に関する大阪府とすり合わせをしながら、やはり市のほうでも、しっかりこのことの条例に関しては周知をして、また、これを保護者や子どもたち、それから各種団体、そして地域の方々にもしっかりと啓発をしていかなければならないというふうに思います。摂津市の青少年育成条例、再度申し上げますが、これをしっかりと精査することが必要と考えますけれども、最後に市長の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上で3回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 森山市長。

○森山市長 大澤議員から青少年の健全育成等々、安全・安心についての数々のご指摘を承りました。私も、この青少年健全育成条例が摂津市にあって、大阪府、上部団体でできたので、もうそれでええやないかというんじゃないかと、そういう流れの中で、薬物条項があるということで当時残したと、そういうふうに承りましたが、その後の社会情勢、最近の犯罪事情等々を鑑みますと、残したことは、ある意味では、まあまあ間

違いではなかったのかなとも思う反面、ただ、非常に専門的、この摂津市のような自治体でどこまでこれを掘り下げてチェックできるのかという問題もあります。これは、中身あらしめるように、今後、今ご指摘のように、府とか国、また、いろんなことの調整、指導を受ける中で、他の部分も含めて摂津市独自の今後の健全のあり方について議論をしてまいりたいと思っております。

それから、団体との契約のことについてでございますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、まちづくりの中のスポーツ文化、これは大切な柱の一つでございますが、それぞれの団体の役割、行政、役所の役割、この辺をしっかりと仕分けるといいですか、わからないようになってしまうと、いろんなご指摘いただくようなミスが起こってくるわけでございます。そういうことで、これは市があまりにも依存体質が強くなればなるほど、団体の体制が逆に弱くなっていってしまうおそれもありますので、この辺も含めて、市は事務局を持つのであれば持つ、それならどういう体制にすべきか、この5次行革の中で人員配置、またその体制づくり等々についてもしっかりと議論していきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 大澤議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、子ども・子育て支援事業計画について伺います。

今回のこの事業計画ですけれども、今年の春につくられました。子ども・子育て支

援法が施行されて、これまでの次世代育成支援行動計画「せつつすこやか子育てプラン」の内容を引き継いでこの計画がつけられているわけでありませけれども、大きくこれまでと違う点としては、やはり法改定の影響を受けて、就学前の子どもさんに対するさまざまな支援事業だと思っています。

そんな中で、まず1回目に、今の保育所の実態ですね。これまで何度も一般質問で聞かせていただいておりますけれども、今の摂津市内の子どもさんの状況、待機児童の実態などについて、1回目、お答えいただきたいと思います。また、当面の対策についてもよろしくお願ひいたします。

2点目、摂津小学校の児童数の増加について伺います。

これは、きのう、東議員からの質問もありました。今、摂津小学校の校区におきましては子どもさんの人口が増えています。摂津市全体の年少人口についてはどうなのか、また、そんな中で、摂津小学校区の児童数の増加の状況について改めてお伺ひしたいのと、その対策についてもご答弁願ひます。

3点目に、障害者・子ども・ひとり親家庭への医療費助成制度における入院時食療養費について伺います。

この点については、第5次行革の中で廃止の方向でスケジュールに上がっています。子どもさんの医療費助成については、これまで拡充の方向でさまざま検討をとということで議会の中でもお願ひもしてきましたし、また、障害のある人たち、ひとり親家庭の中で、医療費助成、この問題については、やはり役割は大きいものと私は思っております。この間、国のほうでの法律の変更、また、大阪府の動き等々もあることは承知しておりますけれども、そうした動きと併

せて、近隣各市の状況などについてどうなっているのか、1回目の質問でお伺ひします。

最後、4点目であります、社会福祉法の改正と市内福祉事業所の実態について伺ひたいと思います。

これにつきましては、今、国会の中で、もうきょうが会期末になるわけですが、審議されてきた社会福祉法人にかかわる法改正です。4月に閣議決定等が行われて、7月に衆議院のほうではこれが可決されたように伺っておるわけですが、こうした流れが一体摂津市にどういうふうな影響を及ぼしてくるのか。この法改正の中身でいいますと、新たな地域公益活動の責務を各法人に義務づけていくというようなことなどもあります。市内、さまざま法人がありますけれども、そんな中で、いわゆる余裕財源と言われるようなものを持っているようなところがあるのか。そもそもこういった議論がされるきっかけとなったのは、一部に不適切な経理、また、社会福祉法人がため込みなどを行ってきたみたいなニュースの報道なんかでも伝えられてきたことがあったかと思うんですけども、摂津市内ではそういう状況は私はないというふうに思っておりますし、今の市内の状況、市の対応についてお伺ひしておきたいというふうに思います。

以上、1回目の質問です。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 本市の保育所待機児童の現状と当面の対策についてのご質問にお答えいたします。

本市では、待機児童対策として、平成26年度に民間保育園2園の開設等により140名の定員増を図ったほか、今年度は民

間保育園分園の開設等により待機児童の解消に努めているところでございますが、9月1日現在で95名の待機児童が生じている状況でございます。摂津市子ども・子育て支援事業計画においても、平成31年度までに予測される保育需要に対する供給体制の確保策を盛り込んでおり、この事業計画に基づき、民間保育園の整備や地域型保育事業等により定員増を図るなど、今後も待機児童解消に取り組んでまいります。

以上です。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 摂津小学校の児童の増加についての現状とその課題というご質問にご答弁させていただきます。

本市が平成22年3月に策定いたしました次世代育成支援後期行動計画におきましては、児童数の状況は減少傾向にあるというふうな計画になっております。小学生人口におきましては、平成20年の4,867人が平成26年には4,433人に減少するという推計になっておりました。実際には4,562人とこの状況であり、予測より少し緩やかな減少となっている状況でございます。

同計画におきましては、小学校区ごとの推計はいたしておりませんが、南千里丘の開発により児童数の増加があるという予測はしてまいりました。今般、入居者数や児童数の状況も確認できましたことから、今後の推計を行い、昨日もご答弁申しましたように、現在、保護者の方々や地域の方々にご説明を行っているところでございます。

摂津小学校区の状況におきましては、児童数は近年増加傾向にございます。未就学児童の状況から申しますと、卒業生よりも入学生のほうが多いという状況が今後も当

面続く状況でございます。そのような状況の中、平成30年度には普通教室が不足するというふうな見込みになっており、平成33年度には、昨日もご答弁申しましたように、1,050人前後になるというふうな推計も行っているところでございます。そのため、現在、摂津小学校区の自治会やPTAの方々をはじめといたしまして、また、近隣の地区の方々にもご説明を行っている状況でございます。地域の皆様のご意見を伺い、小中学校通学区域審議会においての議論を踏まえていただき、児童にとってどのような方策がよいのかを教育委員会を経て決定してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3医療費助成制度における入院時食事療養費に関するご質問についてお答えいたします。

国は、平成6年10月から、在宅療養と入院の費用負担の公平性を保つという観点から、入院時の食材費相当額を患者10割負担といたしました。また、同趣旨により、平成28年度から、低所得者の方々を除き、調理費相当額も10割負担となるような法改正を本年5月に行ったところでございます。また、大阪府におきましては、本年4月から、子ども医療費助成制度の改正の際に、国と同様の観点から食事療養費の助成を廃止し、ご質問の3医療費助成とも市単独事業となっているところでございます。このような観点の中、第5次行政改革の市単独扶助費の見直しの項目に対する庁内検討を経て、ロードマップにお示ししているような状況になったところでございます。

北摂他市の状況でございますが、現在の状況でございます。子ども医療費におきましては廃止が1市、ひとり親家庭医療費と障害者医療におきましては廃止が3市とい

うような状況でございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 社会福祉法の改正と市の対応についてのご質問にお答え申し上げます。

本市には社会福祉法人が11法人ございますが、そのうち市内だけで事業を行われている6法人を本市で所管いたしております。

平成27年4月3日に閣議決定されました社会福祉法等の一部を改正する法律案を見ますと、今回の社会福祉法の改正の内容につきましては、2点の大きなポイントがございます。

1点目は、社会福祉法人制度の改革で、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、服務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務、行政の関与のあり方についてでございます。

2点目が、福祉人材の確保の促進で、介護人材確保に向けた取り組みの拡大、福祉人材センターの機能強化、介護福祉士の国家資格取得の見直しによる資質の向上等、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについてでございます。

社会福祉充実残額、先ほど議員がご指摘されました余裕財産でございますけれども、市内の社会福祉法人が保有されているかとのお問い合わせにつきましては、純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した額と、大まかな算定方法は公表されておりますが、詳細な算定方法等が決まっておりませんので、現在のところ、社会福祉充実残額の保有については判断できる状況ではございません。今回の法律改正につきましては、現在、国会において審議中でありまして、審議の経過を注視しながら、厚生労働省、大阪府との連携を図るとともに、情報収集を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

子ども・子育て事業計画にかかわってなんですけれども、今ご答弁されたように、保育所の待機児童は今年度も多数に上がっています。もう100名近くというようなことになるわけです。この間、さまざま努力もして保育所の定員数は増やしてきましたけれども、今の状態にあります。

そんな中で、当面の対策についてでございますと、民間の保育園の整備、ここにある意味丸投げになってしまっているんじゃないかというふうに思うわけです。この間、行革の検討の中でも、幼稚園・保育所の民営化の方針、方向性が出されていまして、公立でも民間でも同じようなサービスの提供ができるようなことが言われますけれども、本当にそれはそうなのかということを私は疑問に感じています。この間の公立から民営化の議論のときもそうでした。また、べふこども園ができる際もそうでしたが、公立が果たすべき役割というようなことについて、どういうふうに考えておられるのかということを、2回目、お聞きしておきたいというふうに思います。幼稚園・保育所民営化についての考え方、教育委員会としてどのように思っておられるのか、お願いしたいと思います。

次に、摂津小学校の児童数の増加についてであります。

先ほどご答弁ありましたように、南千里丘における開発によって、相当数の子どもが増えているというようなことであります。

しかしながら、この間の児童数の増加というのはその前から増えてきているのではないのでしょうか。私が地域の中で回っていても感じますけれども、この間、摂津小校区は、ほかの地域と比べても、やはり子どもの数がたくさんいる。運動会や地区の体育祭などででも、就学前の子どもさんがたくさん校庭に来られて、本当に元気に走り回っている、そんな姿を見てうれしく思うわけでありましてけれども、ただ、学校でしっかりとその子どもたちを受け入れられる体制が整っているのか、きちんと整えられるのかというようなことが、やはり危惧もされるというふうに思っております。

将来的には、教育委員会としても少人数学級の実施ということ国の方にも要望しているというふうに思うんです。来年度の国予算の概算要求の中ではこれが盛り込まれていないというようなことがっかりしていますけれども、ただ、きのうも指摘がありました年々増えている支援学級でありますとか、少人数授業のための教室、そういったものを確保していくときに、本当に今後の対策についてどのように考えていけるのか。

また、摂津小学校区の場合、子ども、児童数が増えている原因ですけれども、例えば住宅メーカーや不動産屋が、子育て世代に人気の摂津小校区を売りにしてやっぱり売っているというふうに思うんですね。民間の賃貸住宅の状況でも、ほかの地域と比べても、やはりファミリー世帯向けのそういう賃貸が多いというふうに感じています。そこは、子どもさんを育てて、また転居された後に子どもさん連れの世帯が入ってくるというような、そういう状況も私は近くで住んでいましてよく見受けています。そんな状況から、今後、この児童数の状況に

ついてどんなふうに考えておられるのか、また、検討会の中で、単に南千里丘で子どもが増えた、数年したら減っていくだろうみたいな、そういう見込みなのかどうか、この点について確認しておきたいと思っております。

三つ目に、障害者・子ども・ひとり親家庭への医療費助成の問題です。

これは、入院時食事療養費についてが当面行革で廃止されることに対しては、大きな問題だなというふうに思っております。といいますのも、やはり国や大阪府は、いろいろ名目をつけて、以前とは状況が変わっているからというようなことで、自己負担を求めるといような制度になっているわけですが、実際に受けている当事者の方たちにしてみたら、本当にその負担の額というのは大きくなるというふうに思うわけです。そもそも、この医療費助成、子ども医療費助成にしても、ひとり親家庭にしても、経済的負担の軽減ということがその制度の趣旨であるというふうに計画の中でも記入されております。そんな中で、例えば、ひとり親で子どもさんが病気のとき、仕事を休んででも対応しないといけない、正社員でなくて休業補償なんかも出ない場合、たちまち収入が減るわけです。そんな中で医療費助成の自己負担も、今後、市は増やしていくというふうな、そういう立場ですよ。また、障害者にしてみたら、慢性の病気を持っていたり、入・退院を繰り返さないといけない、そんな状況というのが多いわけです。実際にこの入院時食事療養費の分についても、障害の方たちの医療費助成における入院時食事療養費については、1件の額がほかと比べてもぐっと大きくなっています。そんな中で、今の現状、これを切ってしまうというよう

なことが本当に当事者たちに対してどういう負担の増大になるのかというようなこと、そういったことについてのお考えはどうか、これを2回目に聞いておきたいと思えます。

次に、社会福祉法の改正にかかわってでありますけれども、まだ改正が決まったわけではございません。しかし、こういった検討がされているのも事実であります。そういった中で、国が示している方針の中では、2017年度からこの社会福祉法人に対する地域公益活動、これを義務づけたいというふうな動きであります。この2017年度といたしましたら、今のかがやきプラン、高齢者の第6期の計画の最終年度で、多くの自治体で、いわゆる総合事業、要介護ではない要支援の方たち、比較的介護認定の軽い方たちの保険を外して地域の総合事業に移していくみたいな、そういう年度であります。そういった動きの中で、実際、社会福祉法人に無償のサービスを提供させようというような、そういう厚生労働省の動きというか、そういうのがあけすけに見えるような、これはそんな法改正なんじゃないのかなというふうに私は見ております。

そんな中で、仮にこの法改正が整ったときに、摂津市の市内社会福祉法人に対してこういう義務づけを行っていく、そういうことを市としてまさか考えているようなことはないというふうに思うわけですが、その点についてのお考え、無料・低額の福祉サービスの提供というようなことをやらせようとしているのかどうか、この点確認しておきたいと思えます。

以上、2回目の質問です。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、幼稚園・

保育所民営化の考え方についてのご質問にお答えいたします。

公立幼稚園・保育所は、就学前教育・保育の充実や、小学校教育との連携を図るための企画立案及び実践の検証や、他機関との連携・協力などの体制構築がしやすく、また、長年培ってきた就学前教育のノウハウを積極的に発信する役割があると認識はいたしております。しかし、一方で、近年の多様化する保育・教育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、また、厳しい財政状況の中にあって、民間活力の導入により、より効率的・効果的に幼稚園・保育所運営を行うことは、本市全体の就学前教育、子育て支援の充実につながるものと考えておるところでございます。

今後、庁内関係各課との協議に加え、摂津市子ども・子育て会議等のご意見もいただきながら、幼稚園・保育所民営化について、さらに検討してまいります。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 摂津小学校区の児童数増加のご質問にご答弁申し上げます。

教育環境について、昨日、教育長のほうからもご答弁がございました。議員からもお話がございました少人数分割指導であるとか特別支援教室につきましては、これらを実践するためには普通教室とは別のスペースが必要であると、このことも昨日、教育長からご答弁がございました。豊かな学びをしていくために、その環境づくりが大切であるということは私も思っているところでございます。

続きまして、今後の見込み等々のご質問でございます。

1回目のご質問にもご答弁申しましたように、平成33年度には1,050名前後になるのかなと予測をいたしております。

平成33年度と申しますのは、現在ゼロ歳児の方が新1年生になるときでございます。その後についてはなかなか想定しにくいんですけども、いろいろ住宅開発が進んでおりますので、その増加が若干続くことも想定はいたしているところでございます。

それと、いろんな環境への対応についてでございますが、先般、今まだ地元でいろいろとご協議をされている状況でございますので、どのような結果になるかというのは我々はわかりませんが、いろんなことを想定いたしまして、近隣の1,000名前後の児童がいらっしゃる学校のほうにも視察にも行ったところでございます。我々ハード面を整備する担当だけではなくて、学校教育の担当であります学校教育課の方も一緒に行っていただいて、そちらの校長先生であるとか向こうの先生であるとかとお話をさせていただいたところでございます。いろんなルールを構築しながら、教員だけではなくて、子どもさんと一緒になって学校独自のルールを築きながら学校運営をしておられるというようなことでございました。また、子どもの増加が、一度にどんと10クラス、15クラスというふうな増え方じゃなくて、年々増加をしていったということもありますので、子どもでありましても、教員の方々でありましても、その辺の対応はスムーズに対応できたというようなことはおっしゃっておられました。

ある学校におきましては、やはりマンション群でございました。数か所行ってきたんですけども、ある学校におかれましては、卒業生と入学生を比べますと、マンションの開発が、少し前のエリアでございましたら、卒業生のほうが多い状況になってきているというような状況もお聞きしております。いつの時点かはわかりませんが、

摂津小学校区もやはりそういう時期を迎える時期があるのではないかとということも予測はしている状況でございます。

続きまして、福祉医療と申しますか、3医療費助成の食事療養費の件でございます。

影響額ということでございますが、なかなか将来の入院についての予測がしにくいものでございますので、1食当たりの単価についてご説明をさせていただきたいと思っております。

現時点、先ほどもご紹介させていただきました食材費相当額を10割負担ということになっております。その額は、1食当たり260円という額でございます。今後、平成28年から調理費相当額も10割負担になるということでございます。平成28年度にはプラス100円、平成30年度にはさらにプラス100円という状況になります。現時点は1食260円、その後は360円、460円という状況になってくるのかなというふうに考えております。

なお、非課税世帯につきましては、調理費相当額というものの10割負担はないということも確認はとれておりますので、非課税世帯の方におかれましては1食当たり210円の影響額になるのかなと思っております。また、非課税世帯の方は、1年間に90日以上入院されている場合は、その額が160円に減額になるという状況にもなるかと思っております。26年度の決算額、3医療費助成を合計いたしますと、約900万円の助成を行っているという状況でございます。

摂津市において、このようなロードマップになったということでございますけども、やはり先ほど申しましたように、国において在宅療養と入院の費用の公平性の観点という見直しがございました。大阪府も同様

の観点で子ども医療費についての助成をこの4月から廃止されたところでございます。お食事につきましては、ご自宅にいらっしゃっても入院されておられても、お食事をされるということは変わらないと、こういう観点から、入院中のお食事代もだんだん患者さん10割負担になっていっているのかなというふうな状況ではないかというふうに考えております。このような状況でございますので、単独扶助費の見直しに当たりまして、ロードマップにお示ししているような状況になったということでございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 社会福祉法人が行います無料・低額の福祉サービス提供を市が利用しまして、新たな福祉事業を行うということは考えていないかということのご質問にお答え申し上げます。

今回の社会福祉法の改正の中では、先ほどもご答弁申し上げましたように、財務規律の強化の中で、社会福祉充実残額の明確化と、社会福祉充実残額を保有する法人に対しては、社会福祉事業または公益事業の新規実施拡充に係る計画の作成を義務づけるということになっております。社会福祉事業または公益事業を行うに当たっては、無料・低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定するものでございます。今後、人口構造の高齢化ですとか人口減少社会の到来、家族や地域社会の変容に伴いまして、新たな福祉事業の構築は不可欠と考えております。事業を新たに展開しよういたしますときに、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人があり、市の行おうとする事業と法人の目的が合致いたしましたならば、共働して実施していく可能性はあるというふうには考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、3回目、質問させていただきます。

子ども・子育て事業計画、また、摂津小学校の児童数の増加にかかわって等々、ひっくるめてになるんですけれども、今、少子化というようなことが随分言われている中で、そんな中でも、その対策として、子育てをしっかりとサポートできるような体制づくりをしていこうということです。摂津小校区で子どもさんが増えているということ自体については、本当に喜ばしいというふうに思っているんですけれども、それがやっぱり一部だけじゃなくて、摂津市全体、また国全体にそういうことが波及していかなければ、本当にそれを克服していくことにはならないというふうなことは、皆さんお思いだというふうに思います。そんな中で、保育所にしても幼稚園にしても、民間でよいのか、公立がこれまで果たしてきた役割というようなことは十分あるということも先ほど答弁の中で言われております。就学前教育の手引きなども計画として教育委員会をつくったけれども、じゃ、それを実践するのは全部民間でいいのといったら、そうではないというようなことだというふうに思うわけです。その点でしっかりと、今後また保育所も増えるというんだったら、公立もちゃんと残していくというようなことにしていかないと、やはりその比率と整合性は賄えないんじゃないかというふうにも思っておりますし、また、学校についても、きちっと摂津小学校の体制を検討していつてもらいたいと強く要望しておきたいと思っております。

また、そんな中で、子育てするなら摂津市というようなことで、事業計画の中にも

このことが初めに書かれております。そう評価されるまちづくりについて、教育長としての思いをぜひここでお聞きしておきたいと思います。

それから、福祉医療費助成にかかわって、入院時食事の問題ですけれども、これは、食事は家で食べても病院で食べても一緒というようなことでは決してないというふうに私は思っております。なぜなら、これまで何で助成をしてきたのか、それは入院給食が治療の一環だからというようなことがあったと思うわけです。そういった点では、しっかりとこの辺は守っていただきたいと思っております。

最後、社会福祉事業全般が、この間、民間にどんどんと委ねられていく状況があります。そんな中で、社会福祉法人に対して、この乱暴な法改正というのは決して許されない、この辺、市長に意見を聞いておきたいと思っております。(発言終了のブザー音鳴る)

○渡辺慎吾議長 教育長。

○箸尾谷教育長 子育てするなら摂津市と評価されるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

平成26年度に策定いたしました摂津市子ども・子育て支援事業計画は、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援して、安心して子どもを産み育てることができるとともに、子どもの最善の利益を確保しながら、子どもが育つことができる環境づくりを目的とした内容となっております。教育委員会といたしましても、今後も摂津市子ども・子育て支援事業計画を基軸といたしまして、子ども・子育て支援の充実に努め、父母など保護者が、地域とのつながりの中、子育てしやすいまちと感じていただけるよう、さらに取り組んで

まいりたいというふうに考えております。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 弘議員から何点かのご質問があったと思いますけれども、私のほうへは社会福祉法人云々のご質問だったと思っております。

先ほども答弁をしたと思っておりますけれども、社会福祉法人は民間の社会事業を運営する者を前身として、公益性の高い社会福祉事業を担う法人として旧民法第34条の公益法人の特殊法人として制度化されたものでございます。社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業にかかわります福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしますとともに、他の事業主体では対応できないさまざまな福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにございます。こうした社会福祉法人本来の役割を果たしていただく観点から、現状の社会環境を鑑み、今回の社会福祉法の改正では、福祉サービスの供給体制の整備及び充実に図ることを目的とされています。そういうことで、今後は、社会福祉法の改正の動向を踏まえまして、社会福祉法人がしっかりと役割を果たせるよう、適切に対応していきたいと思っております。

それから、教育長のほうに質問があった件について、私のほうからちょっと触れておきたいと思っておりますけれども、きのうからも何度も出ておりますけれども、摂津小学校云々の話でございますけれども、議員もおっしゃいましたように、極端な少子化が言われる中、子どもの数が増える、これは非常にうれしいことではないかと思っております。ただ、そのことが子どもたちの教育環境の悪化につながってしまっただけは何にもならないということだと思っております。これまでも、極端に減ったとき、極端に増えたとき、その都度、区域通学審議会の皆様のご意見

をまず聞いてまいりましたけれども、これからは、さっきの教育長の答弁にもありましたけれども、地域の皆さん、そして子どもたちにとって何が一番いいんだろうか、そんなことをしっかり探り、最もいい最大公約数を見出していきたいなと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして質問させていただきます。

最初に、高齢者を取り巻く実態と新しい介護予防・日常生活支援総合事業について質問いたします。

政府は、2014年6月、医療介護総合確保推進法を成立させました。推進法により、介護保険は制度開始以来の大改悪となります。その一つが要支援外しです。要支援のデイサービスやホームヘルプサービスが介護給付から外され、新総合事業という市町村の行う地域支援事業に移されます。摂津市はこの事業をどのように行うのか、お答えください。

次に、(仮称)別府コミュニティセンターに関する問題について質問させていただきます。

第2回定例会の質問で、コミュニティセンターが別府の公民館の果たしてきた役割を継承していくためにどうするのか、お伺いいたしました。前回は、まだ具体的な形が見えないような検討中というご答弁でした。その後、どのように検討を進められたのかをお聞かせください。

使用料について、新施設で別府公民館を利用してこられた地域の方が活動を続けて

いく場合、どれくらいの値上げになるのかと心配の声が上がっていました。使用料の値上げは社会教育活動の低下を招きます。使用料についてのお考えをお聞かせください。

新施設の管理運営について、どのように考えておられるのかについてもお聞かせください。

また、跡地について、今、どのようなご計画か、お尋ねします。

以上、1回目の質問といたします。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 新しい介護予防・日常生活支援総合事業につきましてのご質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、新しい総合事業の開始を平成29年度からといたしており、府下の自治体の多くも本市と同じスケジュールとなっております。そして、事業構築におきましては、自治体が主体となって構築しなければなりません。構築するための情報が現在不足しており、現段階では情報の収集に努めている状況でございます。

方向性といたしましては、第6期高齢者がかがやきプランに基づき、住みなれた地域で可能な限り暮らしていただけるよう、身近な場所で高齢者が集えるサロンの開設などを基本に進めてまいります。

また、新しい総合事業の具体的な内容につきましては、第6期かがやきプランの審議会でご議論をいただく予定となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 (仮称)別府コミュニティセンターについてのご質問にお答えい

たします。

(仮称)別府コミュニティセンターにつきましては、別府地域におけるコミュニティ活動の拠点とすべく、関係部署間で一体運用に向けた協議を行っております。公民館では、生涯学習の拠点として、講座開催による学習機会の提供、学習団体への支援などが行われております。さらに、これらを通じて、地域の方々との関係性を築き、地域のきずなづくりの場としての役割を担い、地域コミュニティ活動の推進が行われております。新施設でも、引き続きこれらの役割を担い、学習機会提供、学習団体への支援や地域イベントについても継承していく必要があると考えております。そのため、地域の方々を引き続きかかわり合い、よりよい関係を持つため、人員体制も含めて検討を行っているところでございます。

使用料につきましては、現在、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針の策定が進められております。新施設の使用料に関しましても、本方針の考え方に沿いながら、他の要素も考慮して算定してまいりますが、本方針案にも掲げられているとおり、激変緩和措置については検討していく必要があると考えております。

団地跡地南側の残地につきましては、建設工事後は、土地の整理、残地の確定測量など、売却の準備手続きが進められるものと考えております。

また、新施設の管理運営につきましては、指定管理者制度の導入を考えております。

今後、本年、第4回定例会において、施設条例案の提出、来年、第1回定例会において、指定議案提出のスケジュールを念頭に検討を行っているところでございます。

○渡辺慎吾議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問を

させていただきます。

介護保険についてです。

サロンの開設など、元気な高齢者をバックアップすることはぜひ進めていただきたいですが、新総合事業になると、デイサービスやホームヘルプサービスの給付を外された要支援の方をどう受けとめるのかという問題が出てきます。専門家から支援が必要であると認定された方が要支援の方々です。国はヘルパー資格を要しない緩和した基準のサービスで要支援者に対応させることも考えていますが、これは、事故があった場合など、大変危険を伴うものですし、実際に受け皿があるのかという点からも実現性に乏しいと言われております。要支援の方には現行どおりのサービスを提供していただくことができるのか、市側が緩和した基準のサービスなどに振り分けることはないのかということについてご答弁ください。

また、要介護認定の申請をさせず、チェックシートで済ませることは、専門家による判断をさせず、介護保険サービスを受ける権利を奪う行為です。介護保険利用の相談があった場合には、これまでどおり要介護認定申請の案内を行い、チェックリストによる振り分けは行わないように求めます。これについてもご答弁をお願いします。

今回の介護保険制度の改悪は、介護事業所にとっても大きな打撃を与えます。既に事業所に支払われる介護報酬は、今年4月からマイナス2.27%と過去最大規模の切り下げが行われました。今年4月から5月の介護事業所の廃止、休止は、昨年より15.8%も増加しました。新総合事業移行で報酬単価がさらに引き下げられたら、廃止、休止はさらに増えるでしょう。事業所の減少は、介護を必要とする高齢者の受け皿が失われるということです。事業所へ

の報酬単価は現行どおりとし、緩和した基準のサービスは、報酬も低くなるので、事業所に担わせないようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

別府コミュニティセンターに関する2回目の質問です。

公民館の果たしてきた役割をどう引き継ぐのか、前回答弁からあまり変わっていないように感じます。新施設のオープンに間に合うスケジュール感でぜひご検討ください。

管理運営について、指定管理者制度の導入をお考えとのことでした。公民館活動を引き継ぐ役割も含めて、指定管理者が担うのか、指定管理者は建物管理を主に担うのか、指定管理者の選定についてのお考えをお聞かせください。

跡地の問題です。跡地の売却について、地域の皆さんは納得していません。ワークショップで何度も説明したと前回定例会で市長公室長からご答弁がありました。確かにワークショップの最初のほうで説明はされましたが、しかし、ワークショップは新施設についてのものだから、跡地問題を議論するならワークショップをやめるとアドバイザーの方がおっしゃったので、跡地問題は議題にせずワークショップは進められました。それでも折々に残地活用を願う声は出ていました。ワークショップで土地売却を認めていないということをお伝えしておきます。残地とされているところの暫定利用ができないのかについてお聞かせください。

以上、2回目の質問といたします。

- 渡辺慎吾議長 保健福祉部長。
- 堤保健福祉部長 介護保険法の改正により市町村事業となります要支援者の訪問介護、

通所介護や介護予防・生活支援サービスをどのように構築していくかなどのご質問についてお答え申し上げます。

今回の法改正に基づき、通所介護と訪問介護はサービス内容や報酬単価等を市町村で決定することになりますことから、現在は国の動向や近隣市の情報収集に努めておるところでございます。特に、事業費の財源に一定の上限枠があることから、限られた財源の中で多様な事業構築を進めるには慎重な検討が必要というふうに考えております。また、要支援認定者へのサービスは、利用者の希望に合わせた選択ができるように進めたいと考えております。

なお、チェックシートの活用は、取り急ぎ介護サービスを利用したい場合などの限定した利用になるのではないかと考えております。

新しい総合事業に対する市の考え方といたしましては、既存のサービス相当部分は専門の介護事業者、簡易なサービスはNPOやシルバー人材センターなどの事業所に、身近な高齢者が集えるサロンなどは、ボランティア、自治会、老人クラブなどに協力をいただき、切れ目がないサービスの構築を図ってまいりたいと考えております。

なお、報酬単価につきましては、介護事業者からのサービス提供を確保する観点から、近隣市と差が広がらないよう、事業所に配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

- 渡辺慎吾議長 生活環境部長。
- 登阪生活環境部長 (仮称) 別府コミュニティセンターの指定管理者の選定についてのご質問にお答えいたします。

指定管理者の選定に当たりましては、平成25年3月に策定されました指定管理者制度導入に関する指針に基づいて検討を進

めてまいります。新施設の設置目的、役割を十分に考慮する必要があると考えております。地域の方々の交流が深まり、地域住民の共同体意識を高め、自主的なコミュニティ形成が促進される地域コミュニティ活動の拠点となること（仮称）別府コミュニティセンターに求められる役割でございます。これを実現すべく、指定管理者には、本市との連絡調整を十分に行うとともに、地域の方々と協働して施設を育てていくことが求められます。そのため、協働について十分に認識し、地域の方々、本市とともに課題を解決していける能力を有している事業者を選定してもらいたいと考えております。

団地跡地南側の残地に関しましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、工事完了後には売却方針に沿って速やかに準備手続きが進められる見込みであるため、暫定的な利用については困難と考えております。

○渡辺慎吾議長 増永議員。

○増永和起議員 3回目の質問をさせていただきます。

介護保険についてです。

新総合事業への移行に当たって、要支援者のサービスは、市が振り分けることなく、利用者の希望で選択できる、現行どおり要介護認定申請が原則で、チェックシートの活用は取り急ぎのサービス利用などに限定されるとの答弁をいただきました。介護報酬に関しても、事業所に配慮をして、近隣市と差がないようにとの答弁でございました。これは前向きな姿勢であるというふうに評価をさせていただきます。先行市でも、事業所への対応は、現行と同じ単価、同じ内容にしていると聞きます。ぜひ現行どおりでお願いいたします。

国は、高齢者人口が増えるから、できるだけサービスを使えなくしたり、安上がりなサービスに置きかえることで介護保険予算が増額しないように考えているわけですが、これは、介護が必要な人にとって改悪であるだけでなく、社会全体にとって大変深刻な問題をもたらすものです。症状は重症化し、余計に介護費用がかかるだけでなく、本人を追い込み、家族を追い込み、地域も対応できなくなるでしょう。今でも家族の介護のために仕事をやめる介護退職は毎年10万人以上に上っています。上村議員の質問でも紹介されました。介護心中、介護自殺は毎年50件を超えています。高齢者の増加を前に今すべきことは、介護保険の予算を削ることではなく、介護保険を充実させることです。必要に応じて質のよい介護サービスを使えることは、本人も家族も安心して暮らせるようになり、重症化も抑えられます。その上でこそ元気なうちからの健康維持の施策も生きてくるのです。国の責任放棄は許せませんが、今回の新総合事業は市町村の権限が大きくなります。国のルールに乗ることなく、摂津市の高齢者、市民にとって安心できる制度づくりをぜひしていただきたいと思っています。

そこで重要になってくるのが財源の問題です。先ほどもご答弁にもありましたように、国は、新総合事業に上限枠を設け、今までより低い財源で賄うように誘導しています。国に上限枠を撤廃するよう要求していただけるようお願いいたします。市としても、一般会計からの繰り入れを行い、充実を図るべきです。一般会計繰り入れについては、前回も質問をし、禁止する法令がないことはご答弁いただきました。また、厚労省の通知があるとそのときご答弁いただきましたが、この通知は、保険料減免に

対しての一般財源投入についてのものです。介護保険事業計画に基づく一般財源投入について述べたものはこれまでにありません。事業を充実させるための繰り入れをぜひ行っていただきたい。通知が保険料減免に対しての一般財源投入のみを示していると認識しておられるか、お答えください。

また、今回、第5次行革において、一般会計で賄っていた高齢者のさまざまな施策が廃止、見直しとされていますが、その中で、きのうの野口議員の質問にもあったふれあい入浴補助金や、また、はり・きゅう・マッサージ助成など、新総合事業で再構築するものがあるとのこと。新総合事業は介護保険特別会計で賄うものです。一般会計で賄っていた事業を介護保険特別会計に繰り入れて賄うということは、実質、一般会計からの逆の繰り入れ、歳出の繰り入れということになるのではありませんか。被保険者の保険料にはね返ってくるものですよね。これがいけないとは言っていません。事業の中身が充実するのなら新総合事業での展開も結構だと思います。しかし、それならば、歳出だけでなく歳入も一般会計から繰り入れて新総合事業を充実させていきたいと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

別府コミュニティセンターに関してです。

指定管理者の選定に当たっては、ぜひ、どんな形で指定管理者を選定するのか、その基準をしっかりと検討いただき、情報もしっかりと開示していただいて、公平性、透明性を確保されることを求めています。

跡地についてです。

売却時期について、前回定例会では、施設の完成後、財政運営の中で決めていくという市長公室長のご答弁でした。ところが、今回、工事完了後、速やかに準備手続きを

進めるから暫定利用はできないとおっしゃっています。今、摂津市は、跡地を売らないと立ち行かない財政状況ではありません。仮に先日示された年度別収支計画の概要案どおりになるとしても、七、八年先の話です。昨日、藤浦議員からも、基金が増えて時間的余裕ができたのご指摘がありました。

南千里丘のコミュニティプラザが、今、満杯で抽せんが行われている状況です。今年4月から8月では、コンベンションホールの申し込みは114件、当選は84件、会議室の申し込みは1,760件のうち、当選は1,126件ということです。別府に新施設ができれば遠くからの利用もあるのではないのでしょうか。

新施設は、ホールの収容人数最大180人、全体では340人と聞きます。ところが、駐車場は11台分しかありません。全部5人で乗ってきても55人分で満杯になります。とても間に合わないのではないのでしょうか。施設の周囲に一時預かりの駐車場は、この地域はほとんどありません。せっかくの新施設が、駐車スペースがないために利用が少ないとすれば、もったいない話です。駐輪場も狭いと指摘が前回定例会でありました。生活環境部長も、十分かと言われると難しい面もあると認めておられました。残地と言われる部分をせっかくですから利用すればいいではないですか。

市民は跡地に何かつくれと言っているわけではありません。土地として残して急いで売却するのではなく、状況を見ながら柔軟に活用していただきたい、そうしながら市民と売却が本当に必要なか話し合っていただきたいと考えます。これは強い強い要望としておきますので、これから建設が始まると思いますが、ぜひしっかりと考えて、地域の皆さんの声もしっかりと

聞いていただきたいと思います。

以上で私からの質問を終了いたします。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 新しい総合事業の上限枠の設定と繰入金についてのご質問にご答弁申し上げます。

現行制度では給付費の3%以内という枠の設定がございます。新しい介護予防・日常生活支援総合事業などでは、移行前年度の予防給付等の実績額掛ける75歳以上の高齢者の伸び率、あるいは、26年度の上限掛ける65歳以上の高齢者の伸び率などの上限設定がされております。また、上限枠を超えそうな場合には、個別判断という仕組みが設けられておりますが、非常にわかりにくい複雑な制度となっております。本市が予定をしております29年度の事業実施に際しましては、十分な取り組みを行うまでに上限枠に到達してしまうようなことも想定されますので、そういった場合には、北摂ブロックの課長会を通じまして、制度の見直しを国・府へ要望してまいりたいと考えます。

次に、一般会計からの繰り入れにつきまして、新総合事業では、逆に既存事業を新総合事業に利活用するということになれば、一般会計からの逆の繰り入れではないかというご指摘でございます。

一般会計の繰り入れは、従来からご議論をいただいておりますけれども、独自財源によって介護保険料の負担の軽減を図るべきではないかというお問いをいつもいただいております。給付に対する12.5%、包括支援事業などに対する19.5%の法定負担は、一般会計からの今現在繰り入れとなっております。ただ、ご要望の法定外の独自繰り入れにつきましては、国が示す保険料減免の3原則の一つの保険料減免に対

する一般財源の繰り入れは行わないということになっておりますから、実施は困難でございます。また、それ以外の繰り入れにつきましても同様というふうに考えております。全国の一部の自治体におきましては一般会計の繰り入れを行っているということは承知をいたしておりますが、この制度は助け合いの制度で成り立っている趣旨からいたしましても、その導入は困難であると考えております。

また、8%の消費税の導入に際しましては、低所得者対策として、第1段階の保険料を0.5から0.45に引き下げをさせていただいております。引き下げによる不足財源につきましては、1,310万円は国・府・市が別途財源を確保して負担をするという形にしております。さらに、消費税が10%となります平成29年の4月には、低所得者対策を拡充し、第1段階の保険料を0.45から0.3に、第2段階の保険料を0.7から0.5に、第3段階の保険料を0.75から0.7に引き下げ、不足財源8,200万円を同様に繰り入れる予定でございます。

以上のようなことから、現段階では、先ほど申し上げましたように、一般財源からの繰り入れにつきましては考えておりませんので、よろしく願いいたします。（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

○渡辺慎吾議長 増永議員。

○増永和起議員 私がお聞きしたのは2点です。厚労省の通知が、保険料減免に対しての一般財源投入、先ほど言われた3原則、これについてのみであるということをお聞きしておられるかということをお聞きしました。これについてのご答弁がなかったと思います。摂津市の判断は、その後で聞きましたので、それは回答いただいたと思うん

ですけれども、厚労省の通知の性質、これが保険料減免のためだけのものであるかどうか、事業を充実させるための一般財源の投入ということは、これとは別の話ですので、そこを認識しておられるかということをお聞きいたしました。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 今、私がお答弁申し上げましたように、保険料の減免の3原則というのは、保険料減免に対する一般財源の繰り入れは行わないということでございます。今、増永議員ご指摘のような充実のための財源についても同様に行わないものというふうに私は考えております。

以上でございます。（「いえ、私じゃなくて、厚労省の通知をお願いしたい。そういう通知がありますか」と増永和起議員呼ぶ）

現在のところ、そういう通知はございませんが、同様に考えておりますということで、お答弁申し上げましたとおりでございます。

○渡辺慎吾議長 増永議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後0時 3分 休憩）

（午後0時57分 再開）

○渡辺慎吾議長 休憩前に引き続き再開します。

森西議員。

（森西正議員 登壇）

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

J R東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ問題についてですけれども、J R東海が環境保全協定に違反した地下水試験揚水が実施され、市民から不安の声が聞かれま

す。市としての対応について、どのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

続いて、鳥飼地区東部のまちづくりについてですけれども、以前から、本会議において、東部都市核、地下鉄谷町線延伸、水上バスの運行、市民の足の確保、バス、買い物や医療機関のない問題などを、鳥飼地区東部の活性化を意図とし、質問をしてきました。

そこで、鳥飼地区東部の人口と児童数は減少しているように思いますけれども、実際はどのようになっているのか、お聞きをします。

また、安威川以北と以南の公共交通は、平等性の観点から欠ける点があると思います。特に鳥飼地区東部では、鉄軌道の駅からも遠距離であり、徒歩による駅への利用が困難であります。現状の公共交通網について、利便性が向上する交通手段について方策がないか、お聞きをします。

続きまして、全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合0%についてですけれども、平成25年第2回定例会におきましても質問をさせていただきました。第4次総合計画において、正答率30%未満の子どもの割合0%にするという目標を立てておられますけれども、現在の状況についてお聞きをします。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。生活環境部理事。

（北野生活環境部理事 登壇）

○北野生活環境部理事 地下水揚水試験に対する市の対応についてのご質問にお答えいたします。

J R東海が実施した揚水試験は、2月から5月にかけて断続的に行われており、そ

の総揚水量は計28日間で約3万1,100立米に上ることが判明いたしました。かかる行為は、環境保全協定に違反すると同時に、周辺地域に地盤沈下を発生させる可能性のある極めて危険な行為であると考えております。また、口頭弁論において、本市が係争中のため井戸掘削工事は中止すべきであると主張したにもかかわらず、事前説明もないまま揚水試験を断行したことは、地域住民への配慮を著しく欠いた行為であると言えます。

このため、7月17日付で、JR東海に対し、文書で揚水試験の実施に対し嚴重に抗議を行いました。同時に、掘削した井戸の使用中止と環境保全協定に基づく鳥飼車両基地への立入調査を求めました。しかしながら、7月28日付で、JR東海からは「受け入れられない」との誠意のない回答がございました。

本市といたしましては、大阪地方裁判所に対し、引き続き環境保全協定の有効性を主張するとともに、地域住民の不安感に対し、誠実な対応をとるようJR東海に求めてまいります。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 鳥飼地区東部の人口、児童数等についてのご質問にお答えいたします。

人口の推移でございますが、外国人登録を除いた本市全体の人口を10年前と比較いたしますと0.2%、172人の増加となっております。鳥飼小学校と鳥飼東小学校を合わせた第五中学校区での人口は、10年前との比較では8.5%、923人の減となっております。

一方、本市全体の小学校在籍児童数は、10年前と比較いたしますと4.5%、人口にすると208人の減少となっております。

鳥飼小学校と鳥飼東小学校を合わせた第五中学校区での小学校在籍児童数は、同様に10年前との比較では18.6%、127人の減少となっております。

本市全体では人口が微増となっているものの、日本全体が人口減少社会にある中、本市の実情に即した人口減少対策を講じる必要があると考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 鳥飼地区の東部のまちづくりについての土木下水道部にかかわりますご質問にお答えいたします。

現在、鳥飼地域は、路線バスを補完するための公共施設巡回バスが1日4往復巡回しております。運行ルートは、モノレール南摂津駅からふれあいの里までの主に府道大阪高槻線より北側にある各公共施設を巡回しながら運行しており、平成25年8月には、鳥飼西のスポーツ広場にもバス停を設け、鳥飼地域全体への利便性の向上に向け取り組んだところでございます。現在の利用者数は、昨年度より約20%上昇し、増加傾向にある状況でございます。

今後も、公共施設巡回バスの利用状況を注視しながら、利便性向上に努め、利用者数の増加を図りたいと考えているところでございますが、運行ルートの拡大に伴い、運行距離が増加するようなことが発生した場合は、現在の便数の確保が困難となり、便数減数による利便性の低下につながります。また、増便を行うことは、バス台数の増加及び貸し切りバスとしての委託費の増加が発生することになり、財政的に負担が発生することから、費用対効果も見ながら検討する必要があります。

一方、路線バスにつきましては、京阪バ

ス、阪急バス、近鉄バスの各交通事業者が、府道大阪高槻線、八尾茨木線、茨木寝屋川線、市道新在家鳥飼中線などを利用し、周辺の鉄軌道駅と連結した運行ルートで、採算性を考慮した便数により運行しております。

これまでも機会があるたびに便数の増便について要望してまいりましたが、今後も引き続き、鳥飼地区東部の交通手段の確保、利便性の向上に向け、各交通事業者へ既存路線バスの増便などについて要望し、働きかけてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童・生徒の割合の現状についてのご質問にお答えいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査の本市の結果につきましては、昨日も市来議員へのご答弁でお伝えしたところでございます。中学校ではやや改善の傾向、小学校では前年度と比較して全国や大阪府との差が広がっている、このような状況でございます。

森西議員からご質問のありました本市の正答率30%未満の児童・生徒の割合でございますが、全国におきまして、小学校6年生と中学校3年生全員を対象に調査が始まりました。平成19年度より、年度によって多少の増減はございましたが、昨年度までは全体的には減少傾向を示しており、小学校算数や中学校国語のA区分において1%台を記録した年度もございました。

しかし、今年度につきましては、正答率30%未満の児童・生徒の割合は、全ての教科区分で全国平均を上回り、主に知識、技能を問うA区分では、中学校数学が11.5%、そのほかは3から8%、主に活用力

を問うB区分では、中学校国語が4.4%でしたが、そのほかは20から30%台、理科につきましては小中学校とも20%台と、大変厳しい結果であると受けとめておるところでございます。

○渡辺慎吾議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

JR東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ問題についてですけれども、この点については市長にお聞きしたいと思います。

今まで計4回の口頭弁論が開廷され、これからは弁論準備が非公開で開催されます。1月30日に鳥飼地区自治連合会が集められた井戸水掘削の反対署名をJR東海関西支社に手渡した直後に、また、3月13日の第2回口頭弁論においては、本市は工事中止の要求をしていますが、このとき既に試験揚水が実施されていきました。地域住民が不安を抱いているときに、住民に知られないようにして揚水計画をはるかに超える日量の地下水を汲み上げしていたわけであり、さらに排水を府と協議もなく鳥飼水路に排出し、断じて許すことができません。今までのこのことを総括的にどのように考えているのか、また、今後の決意を改めてお聞きしたいと思います。

続いて、鳥飼地区東部のまちづくりについてですけれども、鉄軌道から離れた鳥飼地区東部は人口減少の波を大きく受けていますが、今後、さらに人口減少の波を大きく受けることは明らかであります。市としてどのような取り組みを考えているのか、また、市全体としての人口減少対策、定住化促進の方針についてもお聞かせいただきたいと思います。

続いて、全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合0%について

ですけれども、今、大変厳しい状況であるというふうなことはお聞かせをいただきました。それでは、これまでの結果についてはどのように捉えているのか、また、今後の取り組みについてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

2回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えをいたします。

もともと私がこの責任者に面談を求めたときからおかしいなとは思っていたんですが、そこにある自治体の長が、再三このことについて抗議といいますか、説明に行くと言ったときから、玄関払いではないですけども、会う姿勢を示さなかったことから、もう物事は始まっているわけでありますが、争い事といいますか、いろんな解決の方法があります。最終的といいますか、結局は裁判、これは最終的な解決策だと思うんですね、この社会では。自治体がそこにある事業所を訴える、私は初めからそんなことはいいとは思っていませんでした。そして、非常に残念なことなんです。でも、先ほど議員ご指摘のように、このJR東海の極めて利己的といいますか、不誠実な行為、裁判をせざるを得なくなったわけであります。そういう意味で、今まで4回、これは弁護団、関係者で参加して、いろいろやりとりがありました。これからは、ルール上といいますか、弁護団を中心とする専門家同士のやりとりが始まるわけでございます。そういうことで、私といたしましても、今後の判断につきましては、私が出れる機会があれば、この弁護団同士の中にでも行くことも考えておりますが、弁護団と緊密に連携を図りまして、何が何でも汲み上げさせないんだ、そんな思いで

しっかりとまた取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 鳥飼地区東部のまちづくりについて、特に人口減少化社会を迎えるに当たっての取り組みについてお答え申し上げます。

人口減少問題は、鳥飼地区東部、また本市だけに限ったことではなく、多くの自治体が抱える問題でもございます。このことから、国は人口減少対策を進めるべく、まち・ひと・しごと創生法を施行し、都道府県、市町村にも人口ビジョンや総合戦略の策定を要請しているところでございます。本市でも、人口ビジョン、そして総合戦略を現在策定中であり、将来の目標人口を戦略的に推計するとともに、本市の地域性や強みを生かした定住化促進策、地域振興策などを勘案しているところでございます。

多くの自治体においても、このような転入促進、定住促進に躍起となっている状態にあり、今後、都市間競争がますます激しさを増してくるものと思われませんが、知恵を絞って有効な定住化促進策、地域振興策を策定し、実行することで、鳥飼地区東部だけではなく、市域全体として人口減少を少しでも食い止められるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 正答率30%未満の児童・生徒の割合のこれまでの結果についての捉え方と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、学力保障そのもの、これは大変重要な課題であると考えております。全ての子どもたちが充実した学校生活を過ごし、培った力を生かして社会的に自立する、こ

れが大きな目標でございます。したがって、確かな学力というものをきっちりつけてやりたい、それは私たちの願いでもございます。

これまでの30%未満の児童・生徒の割合、今年度はまた増えてはおりますが、そういう願いからも減らしていきたいということで取り組みをこれまで続けてきた、そのように捉えておりますが、もう一つの指標として、無回答率、つまり何も書かずにテストを出してしまう、このような児童・生徒の割合というものもこれまで調べてまいりましたけども、これにつきましては、今年度、中学校では大きく改善しておる状況でございます。

教育委員会では、これまで、わかる授業を目指して授業改善等を進めてまいりました。特に習熟度別指導を含めた少人数指導の充実、このようなものを中心に授業改善を図ってまいりましたが、このわかる授業を目指した授業改善は今後も取り組んでまいります。また、学習サポーター等の派遣によって授業での学習支援を行うとともに、平日や土曜日のしゅくだい広場の開設、このようなことから学びの場づくりに努めてまいりたい、そのように考えておる次第でございます。また、学習習慣の定着のための啓発活動、これにつきましてもさまざまな形で行ってまいりたいと思っております。

繰り返しになりますが、全ての児童・生徒ができる、あるいはわかるという喜びを味わえる学校づくり、授業づくりを目指して、今後とも取り組みを全力で進めてまいります。

以上です。

○渡辺慎吾議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

J R 東海新幹線鳥飼車両基地の地下水汲み上げ問題についてですけれども、本市の住民は、国鉄時代から騒音、振動、地盤沈下に悩まされてきました。騒音、振動は、原因をとめると発生はしませんけれども、地盤沈下は、原因をとめても沈下した土地はもとに戻りません。ご承知のとおり、環境保全協定を締結する以前には、鳥飼上から別府までの安威川以南の土地は、30センチから50センチの地盤沈下が生じております。今まで地下水の汲み上げによる地盤沈下がなかったら、もしかしたら市内の浸水被害は生じていなかったかもわかりません。市民の安心と安全、生命と財産を守るため、妥協することなく頑張っていたきたいと思います。また、これからは非公開にて訴訟が進められますので、ぜひとも議会にも市民にもできる限りの情報を提供していただきますようお願いいたします。

続きまして、鳥飼地区東部のまちづくりについてですけれども、市長にお聞きをします。

平成21年第2回定例会において、人口移動に関するアンケートの報告書、摂津市にお住まいになって住みにくいと思われたのはどんな点ですかに関して、私は質問をさせていただきました。第五中学校区で、通勤・通学が不便が50.0%、買い物など日常生活が不便は30.8%、病院など保健医療体制が整っていないが23.1%という高い数値の結果でした。この点、私は改善されているとは思えません。安威川以北は、南千里丘、吹田操車場跡地など、新しく変化が見えますけれども、鳥飼地区の東部には変化が見えません。地下鉄延伸の質問を以前しても、淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会は平成21年度に廃止

になり、実現には高負担の覚悟を持って、短期・長期的視野を持って探ってまいりますというような消極的な答弁であり、総合計画や都市計画マスタープランからも消えております。

以前にも本会議で言いましたけれども、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の児童数が今以上に減少していくと、小規模対象校になり、統廃合も視野に入れなければなりませんし、鳥飼小学校と鳥飼東小学校が統廃合しますと、第五中学校区に一つの小学校だけになり、1中学校2小学校の構図が崩れてしまうことになり、第五中学校区と第二中学校区の鳥飼全体の問題になっていくのではないかとこのように大変危惧をしております。反面、摂津小学校においては児童数の増加が問題となっております。

今まで報告書にあった住みにくい点の改善をどのように図ってきたのか、現状のまま鳥飼地区東部は人口・児童数が増加すると考えておられるのか、これから鳥飼地区東部の人口・児童数の減少にならないように、具体的な施策をどのように図ろうと考えているのか、お聞きをいたします。

続いて、全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合0%についてですけれども、以前の質問で、教育長は、特に一人ひとりの子どもたちの将来を考える上においても、とても重要ではないかというふうに考えますと、最終学年のスタート時点におきまして、30%未満の正答率しかとることのできない力しかつけられていないという数をあらわしているという実態、現実であるという答弁をされました。

昨日、嶋野議員も質問されましたけれども、私も先日、ある小学校を参観させていただきました。授業中、先生から注意されると、「きもいんじゃ」と先生に言い返す

児童がいました。別の児童は、「この先生、えこひいきするからやめさせて」と言ってくる児童もいました。他の保護者から聞くところには、教室の中を歩き回る児童を机に座らせるために一日中追いかけていたり、廊下に出て他のクラスの教室に入らないように静止を続けたり、1人の児童に手をかけていると、別の児童がうろうろし始めるというような状況であるそうです。そのような状況は教育委員会も承知をされているとは思いますが。授業中の児童が落ちつきがないというふうには聞いておりましたが、自分の目を見た光景は想像以上でありました。

教職員は大変なご苦勞をされていると率直に感じました。これは何とかしなければいけないというふうに思いましたし、昨日の市来議員の質問で、学力は、スマートフォンやゲームの1日の使用時間が長く、家庭での学習時間の量の少なさが問題、課題であるという議論もありました。家庭学習習慣の定着のため啓発活動も続けてまいりますという答弁でありますけれども、それでは、現実問題として、これまでのような方法で定着が図れると思うのか、この点、教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

3回目、以上です。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 森西議員の3回目の質問にお答えをいたします。

人口問題、これは非常に難しい問題ですが、日本全体が3年前から実質的な減少傾向に入ったという報道があると思っておりますけれども、二つの面がありますね。社会減と自然減。今、人口が増えているところは、総じて大型マンションの立地条件があるところですので、自然減、これは生まれる子

どもが少ない、高齢者の方がどんどん亡くなられていく、そのギャップなんですけれども、社会増は、ある程度の開発がどんどん進まないで社会増というのは見込まれないということなんですけれども、鳥飼東部、鳥飼東小学校区は、ご案内のとおり、摂津市では唯一といいますか、残された農業専用地域、要するに調整区域のある、我々には、ある意味では豊かな自然の恵みといいますか、もたらしてくれている地域ではないかと思えます。そういうことで、他地域と比較しますと、開発については多少かなり違いがあることは否めないと思えます。そんなことで、自然減の波をそのままかぶってしまっておることが先ほどの数字の中にもあらわれているのではないかなとも思っております。

ただ、だからしょうがないということではございません。さすればどうすべきか。私は、そこに住んでおられる方が、まず、よそへ引っ越されないよう、そして、そこでもっともっと子どもさんを育てようというふうな環境づくりをやっぴりしないといけないと思えます。そういう意味では、ソフト面では、きのうからも何度も出ておりますけれども、子育て支援、また一方で豊かな高齢者対策等々、こういったことにしっかり目を向けることも大事ではないかなと。ハード面につきましては、利便性といいますか、摂津市がそこにスーパーをつくるわけにもまいりません、工場をつくるわけにもまいらないわけでありますから、利便性、足の確保ということは非常に大事なテーマです。

そういうことで、まず最初に、地域、鳥飼地区のあの巡回バスも走らせたわけでございますが、そんなことにもしっかりとさらに目を向けないかん。地下鉄のお話をな

さいましたけれども、昨年もここでお話したと思えますけれども、これは国の運営審議会から一旦消えた話です。でも、そんな中で、大阪市営地下鉄の民営化という話がにわかにはクローズアップされてまいりました。そして、吹田、大日、まあ近くまで来ていることも事実でございます。私は、そういう意味からいいましても、大阪都構想はともかくとして、そんな中でも地下鉄の民営化問題、今、大阪市議会の中でもいろいろ議論されておりますが、我々もしっかりと関心を持って、もう一度可能性を探って、これはかなりの時間がかかると思えますけれども、これからの将来に向けて、何かその可能性を見出したいな、そんな思いでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、家庭学習習慣定着のための方策につきまして、これまでの方法でよいのか、そのようなご質問にお答えいたします。

現状から申し上げますと、本市の児童・生徒の家庭での学習に費やす時間は大変短い、これは大阪府や全国とも比較してはつきりデータが出ております。そういう意味から申し上げますと、現在行っております学びの場の確保というのは重要でもあり、続けていきたい、そのように考えておるところでございます。

ただ、家庭学習ということでございますから、家庭学習が必要である、そのような認識を保護者、地域に持っていただくことというのは大変重要であると思えます。これまでのような方法をとっているだけでは、当事者意識といいますか、市全体で課題共有が図れない、それは感じておるところでございますし、森西議員からも、以前から、

啓発の方法について、あるいは啓発をする場所について、もっと工夫してはどうかとご指摘をいただいていたところです。

昨日の嶋野議員からの学校運営等への地域や保護者の参画、それから、本日の大澤議員からの子どもにかかわっての情報の共有、やっぱりもっともっと課題について、あるいは今しなければならぬ情報について共有を図っていく。みんなが、よく学校、家庭、地域と申しますが、それぞれが当事者意識を持って連携、協働していくことが重要であると考えています。私どもも、今までのようなこと、同じようなことを繰り返しては、また同じ結果になると思っています。課題共有できる方法について、さまざまなご意見も頂戴しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 森西議員の質問が終わりました。

最後に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目の、学生などが夢を実現するためのチャレンジに対しての支援についてでございます。

近年、学生を中心に、若者が将来の夢を実現するためのチャレンジに対して助成金を支給するなど、若者を応援する取り組みを行う自治体が出てきております。学生の夢を育み、夢へのチャレンジに対し、市をあげて応援することは、市の魅力創造にもつながる重要な施策と考えます。

愛知県小牧市では、学生の夢のチャレンジを応援する新規事業として、海外でのボランティアや地域活動など、学生がみずから考えて企画した活動に対し、30万円を

上限に経費の一部を助成する「夢にチャレンジ助成金」を創設しました。学生など若い世代の夢の実現に向けた活動を促すことを目的として、一つのきっかけとして経済的に支援するものでございます。

ここで、本市における、現在行っている市民公益活動の支援として補助金制度を実施していただいておりますが、支援状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、2点目の、子ども達を犯罪から守る対策として、青少年指導員やPTAなどが実施するパトロールの支援と、地域子ども安全安心事業の更なる充実についてでございます。

今回、寝屋川の中学生2人が殺害されるという悲しい事件が起こりまして、私自身も中学生の子を持つ親として本当にやるせない思いをいたしました。

今回、一般質問で多くの議員が子どもたちの安全対策について質問をされました。例えば、防犯カメラの設置については、犯罪の抑止力になりますし、犯罪が起こった後の警察の捜査にもすごく役に立つものだと思います。予算がかかりますけれども、市全体に設置していただきたいと思っておりますが、私自身強く感じましたのは、犯罪が起こる前にそれを防いでいかなあかんと違うかなというふうに、多くの方がそのように同じ思いになったかなというふうに認識をするところではありますが、今回は、この質問において、夜間のパトロールについてお聞かせをいただきたいと思っております。本市における夜間のパトロールや声かけ運動など、地域における取り組みの現状についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、3点目です。道路の陥没事故防止のための路面下空洞調査の実施につい

てでございます。

東日本大震災など、大規模災害が発生した際に、道路が陥没するという現象が起こり、人命救助及び復興の妨げとなりました。災害発生時の応急活動を迅速かつ的確に実施するための緊急交通路の安全確保は重要な課題であります。下水道管などが老朽化し、亀裂が入ると、そこから周囲の土砂が流入して空洞が発生し、陥没のおそれがあると言われております。また、突然発生する道路の陥没は重大事故につながる危険性があり、道路の安全性確保のため、より一層適切な管理が求められておりますが、本市の緊急交通路と路面下調査の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

1回目、終わります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 市民公益活動補助金による支援の状況についてのご質問にお答えいたします。

市民公益活動補助金は、市民公益活動の活性化を図ることを目的として、地域の課題解決に向けた自主的かつ主体的に行われる団体活動に対して交付いたしております。本制度は、平成25年度から実施し、当初は活動団体の初動期の事業に対する支援としておりましたが、平成26年度には、市民公益活動に係る人材育成のための支援にも取り組んでおります。また、平成27年度からは、団体が活動を発展させるための事業の支援も実施し、制度の充実を図ってまいりました。

これまでの支援状況といたしましては、平成25年度は、7団体に対し総額49万1,000円、平成26年度は、初期事業コースで6団体に対し39万7,000円、人材育成支援コースで1団体に対し1万円

を交付いたしております。本年度は、初期事業コースで5団体に対し49万1,620円、発展事業コースでは2団体に対し51万6,000円の交付決定を行っております。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 本市における夜間パトロールや声かけ運動についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の夜間のパトロールや声かけ運動につきましては、地域により内容、手法が異なりますが、青少年指導員、PTA、自治会など各団体にて、地域の青少年が非行や犯罪被害に遭わないよう、見守りと声かけを行っていただいております。地域におけるお祭りなど、青少年が夜遅く出歩く可能性があるようなイベントが行われる際には、各団体におきまして、各地域にてパトロールを実施しておられます。また、青少年指導員や自治会、PTAなどにより組織されておられます地域教育協議会、いわゆるすこやかネットが中心となり、組織的にパトロールを実施するなど、青少年の非行や犯罪被害の抑止に努めていただいております。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 道路の陥没事故防止のための路面下空洞調査の実施についてのご質問にお答えいたします。

本市の緊急交通路は、大阪府指定の広域緊急交通路といたしまして、重点14路線のうち、大阪府中央環状線と大阪府高槻京都線を含む4路線と、摂津市指定の地域緊急交通路といたしまして、府道では大阪高槻線など計8路線と、市道では千里丘三島線、新在家鳥飼中線など計8路線がござい

ます。これらの市道におきましては、近年、陥没事故は発生しておりません。

路面の陥没の発生原因につきましては、さまざまな要因があると言われておりますが、大きな要因といたしましては、道路に埋設されたライフラインの影響が大きいものと言われておまして、管の老朽化による破損や接合部のずれなどが要因で、路面下での土砂流入により陥没するに至ることがありますので、道路を占有している各地下埋設物管理者に対して、既設の点検と適切な維持管理を指示しているところでございます。

また、道路の交通量や、舗装などの経年劣化などの道路施設自体に起因する場合や、地下水にも影響を受ける場合などがございます。路面をはじめとした道路施設の維持管理を着実に進めていくため、異常を早期に発見し、速やかに対策を講じることが事故の未然防止につながりますことから、日々の道路パトロールにより、路面の異常など、危険箇所の早期発見、早期修繕・補修に努め、安全性を高めたいと考えております。

現時点では路面下空洞調査は実施しておりませんが、平成25年度には、国費補助を受けて、道路のひび割れ、わだち掘れなどの道路の損傷を調査する路面性状調査業務委託を実施しております。この調査結果を踏まえまして補修計画を作成し、適正な道路維持管理により安全確保に努めているところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目、質問させていただきます。

1点目の学生などが夢を実現するためのチャレンジに対しての支援についてでござ

います。

ご答弁いただきました。この市民公益活動の支援制度に学生を対象とした新たな制度を創設することについて、市の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、2点目の子どもを犯罪から守るための対策として、夜間のパトロール等々、ご答弁をいただきました。

地域力を生かした防犯への取り組みは、各種団体の横の連携を図り、市全体として取り組むことが大事であると思っておりますが、市としての連携等々の考えについてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、3点目の道路の陥没事故防止のための路面下空洞調査の実施についてでございます。

近年、この空洞調査におきましては、レーダーの技術を搭載した専用探査車などで路面下の空洞を迅速・正確に発見する新しい技術を活用し、空洞を調査する手法があると認識をしておりますが、そういった新たな調査の活用をしての市としての活用する方法として、市の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2回目、終わります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○登阪生活環境部長 学生を対象とした市民公益活動補助金制度についてのご質問にお答えいたします。

本制度の申請者要件といたしましては、構成員の数が5人以上であり、かつ、当該構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、または在学している団体であることといたしております。構成員の半数以上が市内在住または在学の要件はございますが、学生のみで構成される団体であっても本制度の対象となるものでございます。

これまで補助金を交付した事業に学生が

参加するという事例はございますが、学生団体からの補助金申請の実績はございません。学生団体による地域活動への支援につなげるために、本制度の周知について、他市の事例なども参考として研究してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 地域力を生かした防犯への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では、先ほどもご説明させていただきましたように、さまざまな団体が見守り活動を行っておられます。その先進的な取り組みを団体間で情報を共有していただくこと、それによって他の団体でも同様の活動をしていただくこと、このようなことにつながることでさらなる安全につながっていくものであると認識いたしております。そのために、見守り活動を実施していただいている方々に呼びかけをして地域防犯研修会を開催しているところでございます。また、セーフティパトロール隊の連絡会やすこやかネットの実行委員会などで情報の共有を図っているところでもございます。本市の地域における安全への活動がさらに充実したものとなるように、活動内容が紹介できる場の提供に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 道路の陥没事故防止のための路面下空洞調査の実施についてのご質問にお答えいたします。

近年、レーダー探査を利用した自動車による路面下空洞調査が新技術として出ており、電磁波による路面下の状況を道路を掘削することなく把握できることから、空洞を発見するための有効な調査方法であることは認識しておりますが、現段階では、全

国的にはまだ数社しかございませんし、各社、技術的にもばらつきがあると聞いております。

今般、先進的に他自治体で行っている調査状況などを今後参考にしまして、本市の道路延長に対する陥没の発生頻度や発生箇所の特徴を踏まえまして、費用対効果や調査の効率性などの面から、活用について今後検討してまいりたいと思っております。また、現段階におきましては、日々の道路パトロールや地下埋設物管理者への適切な指導と連携を引き続き実施することによりまして、安全で安心して通行できる道路管理を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 南野議員。

○南野直司議員 1点目の学生などが夢を実現するためのチャレンジに対しての支援について、今回、学生を対象とした市民公益活動補助金制度の創設という観点で提案をさせていただきました。魅力ある摂津のまちづくりには、こういうことも本当に必要なという観点から質問をさせていただきましたので、どうか学生たちが多く申請ができるような周知もしっかりしていただいて、制度の確立をお願いしたいと思います。要望としておきます。

それから、子どもたちを犯罪から守る対策として、夜間のパトロール等々、声かけ運動について提案をさせていただきました。

一中校区でございますけども、この10月にも地域のお宮さんでお祭りがありまして、そのときに、青少年指導員の皆さん、そしてPTAの皆さん、地域コーディネーター、それから保護司の皆さん等々、地域の方々が集まって、また8時からパトロールをさせていただきます。私は朝が弱いけど、夜は強いんで、何ぼでも子どもたちの

ためやったらパトロールしたるでという情熱のある方がたくさん摂津市にはいらっしゃいます。そういう方がみずから取り組んでおられるそういったパトロール運動に対して、市としてやっぱりかけ橋にならなあかんのと違うかなというふうに思います。地域子ども安全安心事業の中に夜間のパトロールを組み入れていただき、また、大胆にも機構改革をしていただいて、教育委員会の中に例えば子ども安全・安心推進係などを設置していただいて、子どもの安全対策に全力をあげて取り組んでいただきたいと思います。これは要望としておきますので、よろしくをお願いします。

それから、3点目の道路の陥没事故防止のための路面下空洞調査の実施について、ご答弁をいただきました。

平時のときにおいても空洞が陥没して大きな事故が起こるというケースもございますので、また予算を確保していただきまして、そういう技術が進展する中で、そういった新たな調査の仕方等をまた導入していただいて、特に緊急交通路の整備を重点的に、これは災害時において救命であったり緊急物資の輸送であったりする道路、先ほどご答弁いただきましたけども、市の道路は8道路あると思いますけども、そういった道路の改修を計画的に実施していただきますよう要望といたしまして質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 南野議員の質問が終わりました。

以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第54号など6件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分及び議案第59号、摂津市職員の再任用に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件の以上2件について、9月9日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 建設常任委員長。

(藤浦雅彦建設常任委員長 登壇)

○藤浦雅彦建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分及び議案第61号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件の以上2件について、9月8日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告します。

○渡辺慎吾議長 文教常任委員長。

(安藤薫文教常任委員長 登壇)

○安藤薫文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分及び議案第58号、財産の無償譲渡の件の以上2件について、9月9日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決す

べきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、議案第55号、平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)及び議案第60号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件の以上3件について、9月8日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第54号所管分及び議案第60号については賛成多数、議案第55号については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○渡辺慎吾議長 駅前等再開発特別委員長。

(木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分について、9月10日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第54号、議案第58号、議案第59号及び議案第60号に対する反対討論を行います。

議案第54号、平成27年度一般会計補正予算(第2号)について、三つの問題を指摘します。

第1は、吹田操車場跡地の売却収入など、新たな財源の使い方です。

摂津市が第5次行革で、市民の暮らしを守る制度の廃止・縮小や公的責任をさらに後退させる計画を推進しようとしているもと、土地売却収入68億7,101万円や普通交付税3億7,732万5,000円、それに伴う臨時財政対策債10億5,129万3,000円、さらに、前年度繰越金として2億8,783万円という新たな財源が生まれました。もちろん将来を見据えた計画的な財政運営は必要ですが、市民の所得減少と負担増が格差拡大と生活困難者を増大させている状況にあり、市民生活を直接支える施策にもっと活用すべきです。

第2は、小学校給食調理業務委託の継続です。

今回は、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校、味舌小学校の給食調理業務委託契約がこの年度末に期間満了を迎え、来年4月より3年間の委託契約を締結するために、債務負担行為の限度額を1億8,100万円に設定しているものです。行革による正規調理員の退職者不補充により、随時民間会社に委託していくというやり方は、本来、食の安全・安心、栄養バランス、食育など、給食全体に負うべき公的責任を後退させるもので、問題です。計画的に正規調理員を採用し、直営給食堅持に方針を転換すべきで

す。

第3は、議案第60号、摂津市手数料条例改正案にもかかわるもので、この10月にもその番号が市民に郵送で通知されるマイナンバー制度についてです。

マイナンバー制度は、国民一人ひとりに原則不変の個人番号を付し、これによって個人情報容易に照合できる仕組みをつくるものです。プライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪を常態化するおそれがあること、マイナンバー導入にかかる初期投資3,000億円、年間経費で約300億円ともされる巨額プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま新たな国民負担が求められ続けること、そして、税や社会保障分野では、徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないことなど、メリットだけでなく大きなリスクや問題を抱えています。それにもかかわらず、市民や事業者の周知、その認識は進んでいません。このまま実施すれば重大な問題を引き起こすことが危惧されます。地方自治体からもマイナンバー制度の中止・撤回を国に求めるべきです。

次に、議案第58号、財産の無償譲渡の件です。

これは、今年度末に廃止する摂津市立正雀保育所を社会福祉法人桃林会を受入事業者として民営化するために、保育所の建物やプール、遊具などの附帯設備、事務所机、椅子、オルガンなど備品一式を無償で譲渡するものです。施設改修や待機児童解消だけでなく、摂津市の子育て支援に対する公的責任を投げ出すもので、公立保育所民営化に反対するものです。

また、事業者選定について、今回初めて市外三島地域の社会福祉法人にまでその対象を広げたのに、応募期間があまりにも短

く、応募者が市内2団体にとどまりました。保護者代表も加わる選定委員会の思いを実務的に不可能にしてしまった手続きには問題があると指摘します。

最後に、議案第59号、摂津市職員の再任用及び退職手当に関する条例改正案についてです。

これは、共済年金等の厚生年金への一元化に伴い、条例の関係条文を一部改正するものです。そもそも、この一元化は、3年前の8月10日に消費税増税関連8法案の一つとして可決されたものでありますが、社会保障拡充として消費税を増税しながら、年金制度を保険料は高く給付の低いという制度に合わせるもので、重大な問題があると言わざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で討論を終わります。

議案第54号、議案第58号、議案第59号及び議案第60号を一括採決します。

本4件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者多数です。

よって、本4件は可決されました。

議案第55号及び議案第61号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

日程3、議案第62号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 それでは、議案第62号、

摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件について、提案内容の説明を申し上げます。

議案第62号、議案参考資料の1ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本件は、平成27年10月5日に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、摂津市個人情報保護条例について、当該番号利用法の規定を踏まえ、市が保有する個人番号をその内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置を講ずるための改正、その他、番号法との整合を図るなどの規定の整備をする改正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたします。

条例第2条に第6号として特定個人情報を、第7号として特定保有個人情報を新たに定義しております。

次に、第9条の2に加えて、合わせて同じ見出しとするため、第9条の見出しを（利用及び提供の制限）とし、同条中の「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下、この条において同じ。）」の規定を加え、従来の個人情報と特定個人情報の取り扱いを別に規定するために特定個人情報を除いているものでございます。

次に、新たに第9条の2として加えました条文は、第1項が、特定個人情報の利用は目的内利用を原則とすること、第2項が、例外的に利用できる場合を限定的に規定しているものでございます。

次に、新たに第9条の3として加えましたのは、番号利用法第19条各号に該当する場合以外は、特定個人情報の提供は禁止

されていることから、条例においても確認的にこれと同様の規定を設けるものです。

次に、第12条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）」の規定を加え、特定個人情報の開示請求権者として、新たに任意代理人も請求できるよう規定したものでございます。

次に、第13条第2号については、開示しないことができる保有個人情報につきまして、任意代理人を追加したものでございます。

次に、第16条については、開示請求の手続きにつきまして、任意代理人を追加したものでございます。

次に、第21条については、訂正請求につきまして、任意代理人を追加したものでございます。

次に、第24条第1項第1号につきましては、特定個人情報の利用の停止請求権を規定しているものです。利用を停止する場合としましては、不適法な取得、法令の規定以外の目的外利用、収集制限及び保管制限違反、ファイル作成制限違反があります。同項第2号につきましては、提供制限違反の場合に提供を停止するものです。

次に、第25条については、利用停止請求の手続きにつきまして、任意代理人を追加したものでございます。

次に、第28条中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」の規定を加え、他方を優先し、本条例を適用除外の調整規定ですが、特定個人情報の開示請求については他方との重複請求が認められるよう、規定上除いているものです。

なお、この条例は、平成27年10月5

日から施行するものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第62号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議会議案第12号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 ただいま上程となりました議会議案第12号、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、一般質問に一问一答の方式を追加し、所要の規定を整備するための改正を行うものです。

改正内容として、まず、第62条では、第2項で、質問者は、議長の定めた期間内

に、議長にその要旨を文書で通告しなければならないと定めておりますが、要旨に加え、質問方式についても通告するよう、「要旨」を「質問の要旨及び方式」に改めます。

そして、第2項を第3項とし、第2項として、「前項の規定による質問は、質問者の選択により、一括質問の方式又は一问一答の方式のいずれかの方式で行うものとする。」を加え、選択できる質問方式について明記いたします。

次に、第64条では、質問回数について、質疑の回数を3回までとする第56条の規定を準用する旨を定めておりますが、一般質問において一问一答方式を選択した場合には、この回数制限を受けないよう、「質問の方式として一问一答の方式を選択した場合には、第56条の規定は、準用しない。」というただし書きを加え、一问一答方式を選択した場合における質問回数制限の撤廃について明記するものであります。

附則といたしまして、本規則は公布の日から施行するものとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第12号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議会議案第13号を議題とします。

お諮りします。

本件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、日本共産党議員団を代表して、議会議案第13号に対する反対討論を行います。

本議案は、地方創生に係る交付金等の財源確保を国に求めているわけですが、国が打ち出している地方創生とはそもそもどういふものなのかを、いま一度立ちどまって考える必要があると思います。

人口減少や地方が疲弊していることは事

実であり、解決が求められる問題であることは間違いありません。しかし、その原因をつくったのは、大企業やアメリカの利益を優先し、暮らしを守るルールを壊してきた長年の自民党政治そのものにあります。しかし、安倍政権は全くその反省をしていません。このことからしても、安倍政権の地方創生論は地方再生が主眼でないということをよく見ておく必要があります。

地方に仕事をつくり、安心して働けるようにするとして、創業支援や企業の地方移転、若い世代の経済的安定、子育て支援を掲げますが、実際には、地域経済を支える農業や地場産業を壊すTPPを推進し、労働者派遣法の改悪で、低賃金、不安定雇用を拡大しています。安定した雇用がなければ、仮に地方に移住しても、安心して子どもを産み育てることはできません。

社会保障では、人口減少の危機感をあおり立て、社会保障と地方財政の削減は避けられないとして、民間投資の活用や住民の自助・共助を求めています。そして、国の責任を放棄させる国民健康保険の都道府県広域化、大幅な病床削減の提案で大問題になっている地域医療ビジョンなど、公的医療や介護から国民を追い出す計画となっています。

地方自治体のあり方では、連携中枢都市圏構想の名で、都市部に公共施設と住民サービスを集約する方向を打ち出し、統廃合した施設は民間委託を進めて企業のもうけの道具にする計画、これでは、周辺地域を切り捨て、住民サービスを後退させ、地域を一層疲弊させるだけです。

さらに、人口減少に対し、効率的かつ効果的な社会システムを再構築するとして、市町村再編と道州制が狙われています。道州制は、国の仕事を外交・防衛などに限定

し、社会保障や教育などに対する国の責任を放棄させる国家制度の大改変です。市町村の再編は、住民から遠い自治体をつくり、住民サービスを危うくするなど、地方自治の変質、破壊そのものにつながります。

このように、大企業のもうけのために地方を切り捨てようとしている安倍政権の地方創生は、看板に偽りありと言わなければなりません。この道のさらなる推進を求めるとは到底賛成できません。いつときの交付金を求めるよりも、どこでも安心して暮らせるよう、社会保障の充実、暮らしや雇用を守るルールの確立、ナショナルミニマムの保障、地方自治体の格差を是正する地方交付税の抜本的拡充こそ求めるべきです。

以上の点を指摘し、反対の討論とします。

○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で討論を終わります。

議会議案第13号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了し、これで散会します。

(午後2時18分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議員 渡辺 慎 吾

摂津市議会議員 三 好 義 治

摂津市議会議員

東

久美子

摂津市議会継続会会議録

平成27年9月28日

(第4日)

平成27年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年9月28日(月曜日)
午後2時59分開議
摂津市議会 議場

1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	中川嘉彦
5 番	福住礼子	6 番	藤浦雅彦
7 番	村上英明	8 番	三好義治
9 番	東久美子	10 番	渡辺慎吾
11 番	大澤千恵子	12 番	増永和起
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	水谷毅	16 番	南野直司
17 番	嶋野浩一朗	18 番	市来賢太郎
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	乾富治	総務部長	杉本正彦
生活環境部長	登阪弘	生活環境部理事	北野人土
保健福祉部長	堤守	保健福祉部理事	島田治
都市整備部長	吉田和生	土木下水道部長	山口繁
教育委員会 教育総務部長	山本和憲	教育委員会 次世代育成部長	前馬晋策
教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和
水道部長	渡辺勝彦	消防長	樋上繁昭

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- | | | |
|----------------|--|--------------------|
| 1, | | 議席の一部変更の件 |
| 2, | | 議長辞職許可の件 |
| 3, 議 選 第 1 号 | | 議長選挙の件 |
| 4, | | 副議長辞職許可の件 |
| 5, 議 選 第 2 号 | | 副議長選挙の件 |
| 6, 議 案 第 6 3 号 | | 監査委員の選任について同意を求める件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 6 まで

(午後 2 時 5 9 分 開議)

○渡辺慎吾議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、市来議員及び中川議員を指名します。

議席の一部変更の件を直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 1、議席の一部変更の件を議題とします。

議席はただいま着席のとおり変更することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

この場で暫時休憩します。

(午後 3 時 休憩)

(午後 3 時 1 分 再開)

○山崎雅数副議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま渡辺議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

渡辺議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長辞職の挨拶を受けます。渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 議長辞職に際しまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、1年間、議員の皆さん、行政の皆さん、本当にお世話になりました。議長になりまして、長いようで短い1年でございましたが、この1年間を振り返っていろいろ考えますと、大過はなかったものの、この行政にすり込まれたいろいろな問題が露出したことを私は確認することができました。これから一議員になりまして、このさまざま問題をしっかりと厳しく指摘していきたいと思います。議長のおときはちょっと控え目に発言をしておりましたが、一議員になったら、解き放たれた虎のごとく、「是々非々々々々々」でこれからも頑張っていきたいと思いますので、行政の皆さんはじめ、楽しみにしておっていただきたいと思います。

以上で議長退任の挨拶としたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○山崎雅数副議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 3、議選第 1 号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

南野議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました南野議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎雅数副議長 異議なしと認め、南野議員が議長に当選されました。

南野議員が議場におられますので、当選の告知をします。

議長就任の挨拶を受けます。南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 ただいま、皆様方の心温まるご推挙をいただきまして、議長という大役を拝命いたしました。就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

昭和41年11月、府下で28番目の市として摂津市が誕生をいたしました。明年11月で市制施行50周年を迎えます。私自身、昭和40年1月にこの摂津市で生を受けました。このふるさと摂津市とともに半世紀を歩ませていただきました。本当に使命感を感じているところでございます。

近年、少子・高齢化が進みまして、家族あるいは地域のつながり、きずな、支え合いといったことが非常に重要であると考えているところでございます。総合計画に掲げられております、みんなが育むつながりのまち摂津の構築を目指しまして、また、

子どもたちが笑顔あふれる地域力を生かした夢のある摂津のまちづくりに向けまして、全力で市政運営に取り組んでまいりますので、皆様方のご協力を何とぞお願い申し上げます。

以上で議長就任に際しましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○山崎雅数副議長 挨拶が終わりました。

この場で暫時休憩します。

(午後3時6分 休憩)

(午後3時7分 再開)

○南野直司議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま山崎副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、副議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

山崎副議長の副議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長辞職の挨拶を受けます。山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 副議長辞職に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

渡辺議長はじめ議員の皆様のお力添え、ご指導のおかげで1年間職責を全うするこ

とができました。本当にありがとうございます。

これからも議員として、議会改革、そして民主主義な議会運営、何より摂津市の発展のために力を発揮していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○南野直司議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

大澤議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました大澤議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、大澤議員が副議長に当選されました。

大澤議員が議場におられますので、当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を受けます。大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 ただいま副議長にご推挙いただきました大澤でございます。

この摂津市は、少子・高齢化、そして、まだまだ財政状況が非常に厳しい中、この摂津市に住んでよかった、そして、子どもたちの未来のためにしっかりとバトンタッチできる、そんな摂津市にしていきたいと思います。

南野議長を、微力でございますけれども、支えながら、議会の皆様と一緒にこの摂津市の取り組みを頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。1年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○南野直司議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議案第63号を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程6、議案第63号を議題とします。

本件の除斥に該当する弘議員の退席を求めます。

(弘豊議員 退席)

○南野直司議長 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第63号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年9月28日付の三好義治氏の辞職に伴いまして、弘豊氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に

より、議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由のご説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第63号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(弘豊議員 着席)

○南野直司議長 お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後3時13分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 渡辺 慎吾

摂津市議会旧副議長 山崎 雅数

摂津市議会新議長 南野 直司

摂津市議会議員 市来 賢太郎

摂津市議会議員 中川 嘉彦

摂津市議会継続会会議録

平成27年9月29日

(第5日)

平成27年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年9月29日(火曜日)
午後2時57分開議
摂津市議会 議場

1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	中川嘉彦
5 番	福住礼子	6 番	藤浦雅彦
7 番	村上英明	8 番	三好義治
9 番	東久美子	10 番	渡辺慎吾
11 番	大澤千恵子	12 番	増永和起
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	水谷毅	16 番	南野直司
17 番	嶋野浩一朗	18 番	市来賢太郎
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	乾富治	総務部長	杉本正彦
生活環境部長	登阪弘	生活環境部理事	北野人土
保健福祉部長	堤守	保健福祉部理事	島田治
都市整備部長	吉田和生	土木下水道部長	山口繁
教育委員会 教育総務部長	山本和憲	教育委員会 次世代育成部長	前馬晋策
教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和
水道部長	渡辺勝彦	消防長	樋上繁昭

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	橋本英樹
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- 1, 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件
 - 2, 総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議の件
 - 3, 特別委員会委員選任の件
 - 4, 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後 2 時 5 7 分 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び弘議員を指名します。

日程 1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告をします。本日、大澤議員、嶋野議員及び市来議員から駅前等再開発特別委員会委員を辞任したい旨の願いがあり、これを許可したことを報告します。

ただいま、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議が提出されました。

お諮りします。

この際、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議の件を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本動議は可決されました。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 3、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員及び総合計画及び総合戦略等調査特別委員会委員は、配付の名簿のとおり指名します。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 4、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成 27 年第 3 回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後 3 時 1 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南 野 直 司

摂津市議会議員 増 永 和 起

摂津市議会議員 弘 豊

☆ 添 付 資 料

平成27年第3回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
9 / 7	月	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
8	火		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
9	水		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） (一般質問届出締切 12:00)	10:00 10:00
10	木		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
11	金			
12	土			
13	日			
14	月			
15	火			
16	水			
17	木		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水			
24	木	本会議（第2日）	一般質問	10:00
25	金	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
26	土			
27	日			
28	月	本会議（第4日）	役員改選	15:00
29	火	本会議（第5日）	役員改選 議会運営委員会（第一委員会室）	15:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成 27 年第 3 回定例会

〈総務常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 26 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 4 号 平成 26 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 54 号 平成 27 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 59 号 摂津市職員の再任用に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 26 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 2 号 平成 26 年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定 第 5 号 平成 26 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 54 号 平成 27 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 56 号 平成 26 年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件
- 議案 第 61 号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 26 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案 第 54 号 平成 27 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 58 号 財産の無償譲渡の件

〈民生常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 26 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 3 号 平成 26 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 6 号 平成 26 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 7 号 平成 26 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 8 号 平成 26 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 54 号 平成 27 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 55 号 平成 27 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案 第 60 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 26 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 26 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案 第 54 号 平成 27 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分

平成27年 第3回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|---------|
| 1 番 | 木村勝彦議員 | 2 番 | 水谷毅議員 | 3 番 | 藤浦雅彦議員 |
| 4 番 | 福住礼子議員 | 5 番 | 野口博議員 | 6 番 | 市来賢太郎議員 |
| 7 番 | 村上英明議員 | 8 番 | 東久美子議員 | 9 番 | 嶋野浩一郎議員 |
| 10 番 | 中川嘉彦議員 | 11 番 | 上村高義議員 | 12 番 | 大澤千恵子議員 |
| 13 番 | 弘豊議員 | 14 番 | 増永和起議員 | 15 番 | 森西正議員 |
| 16 番 | 南野直司議員 | | | | |

木村勝彦議員

- 1 正雀駅前の現状と今後の取り組みについて
- 2 総合体育館のその後の取り組みについて

水谷毅議員

- 1 市の広報活動のあり方について
- 2 市の美観とイメージアップについて
- 3 火災の予防活動と消防の広域化について

藤浦雅彦議員

- 1 小学校跡地・集会所・ちびっこ広場など全ての公共施設を含めた、地区ごとの公共施設の適正配置検討による再配置の必要性について
- 2 健康・医療のまちづくり計画と歩きたばこ禁止区域の指定について
- 3 安威川以北での病児・病後児保育の実施について
- 4 老朽化する私道のうち、位置指定道路の今後の方針について

福住礼子議員

- 1 非婚母子家庭の保育料の算定において寡婦控除と同様のみなし適用をすることについて
- 2 不育症治療費の助成金について
- 3 防犯カメラの設置拡大について

野口博議員

- 1 中期財政見通しと第5次行政改革実施計画等について
- 2 摂津市地域防災計画策定を受けての当面の課題について
- 3 生活保護に関わる住宅扶助基準の引き下げに対する本市の対応について

市来賢太郎議員

- 1 子どもの安全について
- 2 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について
- 3 広報、情報の発信について

村上英明議員

- 1 胃がん発症リスク低減施策について
- 2 河川のしゅんせつについて

東久美子議員

- 1 水道水の水質管理体制について
- 2 道路整備について
- 3 地域防災と防災文化の醸成について
- 4 教育課題について
 - (1) 総合教育会議について
 - (2) 摂津小学校区の児童数増にむけての今後の取り組みについて

嶋野浩一郎議員

- 1 防災マップの作成について
- 2 成年後見制度について
- 3 市民図書館・鳥飼図書センターについて
- 4 学校現場への外部人材の登用について

中川嘉彦議員

- 1 摂津市の緑について

上村高義議員

- 1 高齢者見守り活動について

大澤千恵子議員

- 1 摂津市の契約について
- 2 子どもの安全・安心について

弘豊議員

- 1 子ども・子育て支援事業計画について
- 2 摂津小学校区の児童数の増加について
- 3 障害者・子ども・ひとり親家庭への医療費助成制度における入院時食事療養費について
- 4 社会福祉法の改正と市内福祉事業所の実態について

増永和起議員

- 1 高齢者を取り巻く実態と新しい介護予防・日常生活支援総合事業について
- 2 (仮称)別府コミュニティセンターに関する問題について

森西正議員

- 1 J R 東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ問題について
- 2 鳥飼地区東部のまちづくりについて
- 3 全国学力・学習状況調査で正答率30%未満の子どもの割合0%について

南野直司議員

- 1 学生などが夢を実現するためのチャレンジに対する支援について
- 2 子ども達を犯罪から守る対策として、青少年指導員やP T Aなどが実施するパトロールの支援と、地域子ども安全安心事業の更なる充実について
- 3 道路の陥没事故防止のための路面下空洞調査の実施について

選任名簿

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務常任委員会	三好 義治	山崎 雅数	福住 礼子 渡辺 慎吾 野口 博
建設常任委員会	野原 修	藤浦 雅彦	木村 勝彦 中川 嘉彦 弘 豊
文教常任委員会	安藤 薫	東 久美子	大澤千恵子 水谷 毅 市来賢太郎
民生常任委員会	上村 高義	嶋野浩一朗	森西 正 村上 英明 増永 和起 南野 直司

《議会運営委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
議会運営委員会	藤浦 雅彦	渡辺 慎吾	上村 高義 東 久美子 山崎 雅数 市来賢太郎

特別委員会委員選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員
駅前等再開発 特別委員会	木村 勝彦	渡辺 慎吾	藤浦 雅彦 三好 義治 弘 豊 野原 修
総合計画及び 総合戦略等調査 特別委員会	三好 義治	渡辺 慎吾	上村 高義 村上 英明 嶋野浩一朗 安藤 薫

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(平成27年第3回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 7 号	平成 2 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(9 月 7 日	報告)
認定 第 1 号	平成 2 6 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	9 月 7 日	閉会中の 継続審査
認定 第 2 号	平成 2 6 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	9 月 7 日	閉会中の 継続審査
認定 第 3 号	平成 2 6 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 7 日	閉会中の 継続審査
認定 第 4 号	平成 2 6 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 7 日	閉会中の 継続審査
認定 第 5 号	平成 2 6 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 7 日	閉会中の 継続審査
認定 第 6 号	平成 2 6 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 7 日	閉会中の 継続審査
認定 第 7 号	平成 2 6 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 7 日	閉会中の 継続審査
認定 第 8 号	平成 2 6 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	9 月 7 日	閉会中の 継続審査
議案 第 54 号	平成 2 7 年度摂津市一般会計補正予算 (第 2 号)	9 月 2 5 日	可決
議案 第 55 号	平成 2 7 年度摂津市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	9 月 2 5 日	可決
議案 第 56 号	平成 2 6 年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件	9 月 7 日	閉会中の 継続審査
議案 第 57 号	工事請負契約締結の件	9 月 7 日	可決
議案 第 58 号	財産の無償譲渡の件	9 月 2 5 日	可決
議案 第 59 号	摂津市職員の再任用に関する条例及び摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 5 日	可決
議案 第 60 号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 5 日	可決
議案 第 61 号	摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 5 日	可決
議案 第 62 号	摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件	9 月 2 5 日	可決
議案 第 63 号	監査委員の選任について同意を求める件	9 月 2 8 日	同意
議会議案 第 12 号	摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	9 月 2 5 日	可決
議会議案 第 13 号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の件	9 月 2 5 日	可決
	議席の一部変更の件	9 月 2 8 日	決定
	議長辞職許可の件	9 月 2 8 日	可決
議選 第 1 号	議長選挙の件	9 月 2 8 日	決定
	副議長辞職許可の件	9 月 2 8 日	可決
議選 第 2 号	副議長選挙の件	9 月 2 8 日	決定
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	9 月 2 9 日	選任
	総合計画及び総合戦略等調査特別委員会設置に関する動議の件	9 月 2 9 日	可決

	特別委員会委員選任の件	9月29日	選任
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	9月29日	閉会中の 継続調査